



東北大学

法 科 大 学 院

シ ラ バ ス

令 和 6 年 度  
(2024 年度)

東北大学法科大学院  
(法学研究科総合法制専攻)

# 目 次

・ 東北大学法科大学院履修案内	1
・ 令和 6（2024）年度法科大学院開設授業科目について 【令和 6 年度未修・既修入学者】	7
・ 令和 6（2024）年度法科大学院開設授業科目について 【令和 3 年度未修入学者，令和 4 年度未修・既修入学者，令和 5 年度未修・既修入学者】	9
・ 令和 6（2024）年度法科大学院開設授業科目について 【令和 2 年度未修入学者，令和 3 年度既修入学者】	11
・ 令和 6（2024）年度法科大学院開設授業科目について 【令和元年度未修・既修入学者，令和 2 年度既修入学者】	13
・ 英文科目名一覧	15
・ 令和 6（2024）年度法科大学院授業科目	17
・ 令和 6（2024）年度法科大学院授業日程	163
・ 令和 6 年度法科大学院前期・後期時間割表	165



法 科 大 学 院  
履 修 案 内

# 東北大学法科大学院履修案内

## (令和6年度入学者用)

### 1 東北大学法科大学院の教育理念

東北大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）では、現行法体系の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した「優れた法曹」を育成することを教育の目的としています。

### 2 法科大学院の課程の教育

法科大学院では、理論的基礎の体得を目指した科目（「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」「基幹科目」、「応用基幹科目」）、法律実務について、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ、将来の仕事への関心を育む科目（「実務基礎科目」）及び先端的・学際的・現代的・国際的な科目（「基礎法・隣接科目」、「展開・先端科目」）を開講しています。

第1年次（L1）	第2年次（L2）	第3年次（L3）
第1年次基本科目 「リーガル・リサーチ」 (実務基礎科目)	第2年次基本科目 基幹科目 応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目	応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目

#### (1) 第1年次（L1）

- ・第1年次基本科目（28単位）を履修しなければなりません（必修）。
- ・「リーガル・リサーチ」（実務基礎科目・2単位）を履修することができます。

#### (2) 第2年次（L2）

- ・第2年次基本科目（2単位）及び基幹科目（28単位）を履修しなければなりません（必修）。
- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目のうち、L2に配当されている科目から6単位を履修することができます。ただし、総合運営調整教授会が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）であって、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を、本学と締結した本学若しくは他の大学の同条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程又は本学以外の法科大学院のみと締結した大学の同条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程を修了した者（以下、「法曹基礎課程修了者」という。）は、16単位（第2年次基本科目の履修免除を受けなかった者は14単位）を履修することができます。
- ・応用基幹科目については、第2年次と第3年次で通算3科目・6単位まで履修する

ことができます（ただし、応用基幹科目には第2年次生の履修を認めない又は一定の履修要件を課している科目がありますので、第2年次のうちに必ず応用基幹科目を履修できるわけではありません）。

- ・知的財産法発展Ⅰ及び知的財産法発展Ⅱ（双方とも令和6年度開講科目）は、令和5年度以前に入学した者も履修できるものとし、その修得した単位は、展開・先端科目群の選択科目の科目として扱います。この場合において、知的財産法発展Ⅱは、2・3年次配当の科目とみなします。ただし、令和5年度以前に知的財産法発展の単位を修得した者は、知的財産法発展Ⅱの単位を履修することができません。
- ・「社会保障法発展演習」（令和6年度開講科目）は、令和5年度以前に入学したのも履修できるものとし、その修得した単位は、展開・先端科目群の科目の選択科目でない科目として扱います。

(3) 第3年次（L3）

- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目を履修します。
- ・応用基幹科目については、第2年次と第3年次で通算3科目・6単位まで履修することができます。

### 3 授業科目の履修

- ・法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数、年次配当、履修方法及び進級は、東北大学法科大学院履修内規によります。
- ・同一名称の授業科目を重複して履修することはできません。ただし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが付されている授業科目は、民事法発展演習を除いて、同一名称の授業科目とはみなされません。

### 4 履修登録

- ・各年次の授業科目を履修するためには、各年度当初に、所定の手続により、履修科目として登録をしなければなりません（履修登録）。ただし、必修科目については、自動的に履修登録が行われます。
- ・各年次に履修登録をすることができる単位数の上限は、第1年次（L1）が30単位、第2年次（L2）が36単位、第3年次（L3）が44単位です。ただし、法曹基礎課程修了者は、第2年次に44単位まで履修登録をすることができます（東北大学法科大学院規程第6条）。また、前期の授業科目が不合格となった場合、この履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算します。
- ・履修登録をする際には、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・実務基礎科目のうちの必修科目及び必要があると認められる授業科目については、クラスが指定されます。
- ・演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、教務委員会の承認を得て、履修希望者に対し履修が制限され、又は履修者の選抜が実施されることがあります。この履修制限又は履修者選抜のために当該授業科目を履修することができなくなった場合は、教務委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができ

ます。

- ・第2年次(L2)における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターニシッは含みません。
- ・前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更が認められることがあります。この期間については、別途、学生に通知されます。上限を超えた登録が行われ、指定された期間内に任意の修正が行われない場合には、当該年次の必修科目のうち、教務委員会が判断できるもののみが履修登録されます。なお、履修登録の変更については、教務委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがあります。
- ・前期の授業科目についての履修登録を変更する場合は、その科目を後期の授業科目(通年の授業科目は除く。)に変更することもできます。
- ・一度履修登録をすると、履修登録の変更を経た場合を除いて、履修登録を取り消すことはできません。試験を棄権あるいは放棄しても、履修登録は取り消されません(したがって、GPAの算定に際しては、当該科目も計算の基礎に含まれます)。
- ・履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途、学生に通知されます。

## 5 試験

- ・定期試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限られます。
- ・授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められません。ただし、正に3割を超える回の欠席事由が、新型インフルエンザその他の「感染症」(学校保健安全法〔昭和33年法律第56号〕19条)罹患である場合には、この限りではありません。
- ・定期試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間に行います。ただし、集中講義等は、この限りではありません。
- ・授業科目により、試験(再度の試験を含む。)の実施上、融合問題による出題を行うなど格別の必要があるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、試験を行うことがあります。
- ・病気その他のやむをえない理由により試験等を受けることができなかった者に対しては、当該試験等の開始前までに願い出た場合に限り、追試験等を行うことがあります。

試験等を受けることができない「病気その他のやむを得ない理由」とは、学校保健安全法第19条及び学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症、法科大学院の責めに帰すべき事由によって学生が試験等を受けることが社会通念上困難と認められるもの、配偶者及び2親等内の親族の死亡による忌引き、公共交通機関の障害により学生が筆記試験に遅刻又は欠席した場合であって、当該学生が所定の遅刻限度時刻までに試験場に到着することができなかつたことにつきやむを得ないと認められる特段の事情がある場合、その他これに準じる場合をいいます。

- ・再度の試験を実施する科目については、第1年次基本科目のうち前期配当の授業科目とします。これらの科目のすべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われます。

## 6 成績

- ・試験の成績は、60点（100満点）以上が合格となります。成績は本人以外には公表されません。
- ・成績は、定期試験（筆記試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）により、総合的に評価されます。
- ・筆記試験については、たとえば、以下のような能力等が総合的に評価されます。
  - ・事案分析解決能力
  - ・基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
  - ・法的な議論を説得的に表現する能力、論理的表現能力
  - ・創造的・批判的思考能力
- ・成績は、以下の基準によります。

成績	基準	人数比の目安
90点以上	きわめて優秀	若干名
80点以上 90点未満	優秀	20%を上限とする
70点以上 80点未満	良好	40%を標準とする（±20%）
65点以上 70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする（±20%）
60点以上 65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りではありません。

- ・再度の試験が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、与えられた成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができます。また、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、教務委員長に対して、その成績評価についての担当教員による説明を求めることもできます。

## 7 進級及び再履修

### (1) 第2年次（L2）への進級及び再履修

- ・第1年次基本科目の授業科目を1科目でも不合格になった者及び第1年次基本科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者は、第2年次（L2）に進級することができません。また、進級認定を受ける年度に共通到達度確認試験管理委員会（以下「管理委」という。）が実施する共通到達度確認試験を受験した上で、その試験科目各々の成績が、当該科目に関して管理委が公表した第1年次（L1）受験生全体の成績結果において、得点下位2割5分に相当する素点（以下「基準素点」という。）未満の者も進級することができません（ただし、病気その他のやむを得ない理由により、当該試験を受けることができなかった者は、当該試験の開始前までに本法科大学院に連絡した場合に限り、定期試験の追試験受験が認められるのと同様の手続の下で、受験はしたものとみなされることがあります。この場合、その試験科目各々の成績は0点として扱います）。ただし、基準素点未満の得点であった試験科目に

相当する第1年次基本科目の成績が65点以上である場合には進級することができます。この場合、翌年度の5月末までに必ず、当該第1年次基本科目の担当教員に対して、そのオフィス・アワーを利用して学修相談を行わなければなりません。

- ・第2年次（L2）に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第1年次基本科目のうち、成績が65点未満であった授業科目すべてを、再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった第1年次基本科目の授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する授業科目の前年度の成績は無効となります。
- ・第2年次（L2）に進級できなかった翌年度における第1年次基本科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

#### (2) 第3年次（L3）への進級及び再履修

- ・第2年次基本科目2単位及び基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目の中から22単位以上を修得することができなかった者は、第3年次（L3）に進級することができません。基幹科目の成績のGPAが1.3未満である者も、第3年次（L3）に進級することができません。
- ・第3年次（L3）に進級できなかった翌年度には、前年度に修得した単位のうち成績が65点未満であった基幹科目の授業科目すべてを再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった基幹科目の授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する授業科目の前年度の成績は無効となります。

### 8 修業年限及び在学年限

- ・法科大学院の修業年限は3年です。ただし、法学既修者は、第2年次（L2）より履修を開始します。
- ・同一年次の履修は、休学の場合を除き、2年が限度です。
- ・同一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2年とします。この在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者及び所定の授業科目の単位加重平均値を上回らない者は、除籍されます。
- ・東北大学大学院通則第22条第3項の休学期間は、原則として、各年次につき1年を超えることができません。

### 9 課程修了及び学位授与

- ・法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、第1年次基本科目28単位、第2年次基本科目2単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先端科目16単位以上（そのうち、司法試験選択科目対応科目（注1）の中から4単位以上）を含め、計96単位以上を修得しなければなりません。
- ・法学既修者は、第1年次に在学して第1年次基本科目28単位を修得したものとみなされます。
- ・法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。  
（注1）司法試験選択科目対応科目：

倒産法、応用倒産法、租税法基礎、実務租税法、経済法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法発展Ⅰ・Ⅱ、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、環境法Ⅰ・Ⅱ、国際法発展、国際法発展演習、実務国際私法Ⅰ・Ⅱ

## 10 司法試験在学中受験について

司法試験法及び法務省令の改正により、令和5年（2023年）以降の司法試験において、次の要件を満たすことで法科大学院在学中に司法試験の受験が認められることとなりました。

① 2年次終了までに所定科目単位を修得していること

② 1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みであること

※所定科目単位として、法律基本科目の基礎科目（本法科大学院における第1年次基本科目及び第2年次基本科目）を30単位以上、法律基本科目の応用科目（本法科大学院における基幹科目及び応用基幹科目）を18単位以上、司法試験選択科目（上記（注1）参照）に係る科目を4単位以上と定められています。

## 11 その他

### (1) オフィス・アワー制度

・学修支援のために、オフィス・アワー制度が設けられています。同制度の実施については、別途、周知されます。

### (2) エクスターンシップ

・エクスターンシップの授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはなりません。

### (3) 守秘義務

・学生は、授業等で知り得た個人及び法人の情報について、在学中及び在学を終えた後も、これを漏らしてはなりません。

法 科 大 学 院  
開設授業科目について

【令和6年度未修・既修入学者】

令和6(2024)年度法科大学院開設授業科目について  
【令和6年度未修・既修入学者】

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
憲法	4	②	②					奥村教授	必修	17
民法Ⅰ	4	②	②					榑橋教授	必修	19
民法Ⅱ	4	④						吉永教授	必修	21
民法Ⅲ	2	②						久保野教授	必修	23
民法Ⅳ	2		②					池田准教授	必修	25
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	27
商法	4		④					石川准教授	必修	29
民事訴訟法	2		②					今津准教授	必修	31
刑事訴訟法	2		②					大谷准教授	必修	33
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
行政法	2			②				大江教授	必修	35
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
基幹憲法	2			②				中林教授	必修	37
基幹行政法	4				④			大江教授	必修	39
基幹民法	6			②	④			榑橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	41
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 柏木准教授	必修	44
基幹商法	4			②	②			森田教授	必修	46
基幹民事訴訟法	4			②	②			今津准教授	必修	48
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上(和)教授	必修	50
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
応用憲法	2				②	②		佐々木教授		53
応用行政法	2			②		②		大江教授		55
応用民法	2				②	②		吉永教授		57
応用刑法	2			②		②		成瀬教授 松本准教授		59
応用商法	2			②		②		得津講師		60
応用民事訴訟法	2				②	②		宇野准教授		64
応用刑事訴訟法	2					②		井上(和)教授		66
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕										
法曹倫理	2				②	②		赤石客員教授 熊谷教授 柏木准教授	必修 2クラス	68
民事要件事実基礎	2			②		②		熊谷教授	必修	70
民事・行政裁判演習	3				③	③		熊谷教授 田村客員教授	必修	72
刑事裁判演習	3					③		柏木准教授 小林講師 伊藤(佑)講師 北島(み)講師	必修 2クラス	74
リーガル・クリニック	2			②		②		赤石客員教授	各月	76
ローヤリング	2			②		②		曾我教授	2クラス	77
エクスターンシップ	2			②		②		曾我教授	集中講義	79
模擬裁判	2					②		柏木准教授 稗田講師 相澤講師	集中講義	81
リーガル・リサーチ	2	②						權島教授		83
民事法発展演習Ⅰ	2				②	②		曾我教授		85
民事法発展演習Ⅱ	2				②	②		畑講師		87
刑事実務基礎演習	2			②		②		柏木准教授		89
刑事実務演習	2			②		②		柏木准教授		91

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
		L1年		L2年		L3年					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期				
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕											
日本法曹史演習	2			②		②		坂本教授		93	
実務法理学	2				②	②		樺島教授		94	
実務外国法	2				②	②		ローツ准教授	隔年	96	
現代アメリカの法と社会	2			②		②		岩田講師	集中講義	98	
法と経済学	2			②		②		森田教授		100	
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2			②		②		井上(泰)教授		102	
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2				②	②		樺島教授		103	
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2				②	②		嵩教授		105	
展開・先端科目〔展開・先端科目〕											
倒産法 ※	2			②		②		宇野准教授		107	
応用倒産法 ※	2				②	②		宇野准教授		109	
租税法基礎 ※	2			②		②		藤原准教授		111	
実務租税法 ※	2			②		②		瀧本講師	集中講義	113	
経済法Ⅰ ※	2			②		②		伊永教授		115	
経済法Ⅱ ※	2				②	②		伊永教授		117	
知的財産法Ⅰ ※	2			②		②		蘆立教授 松岡教授		119	
知的財産法Ⅱ ※	2			②		②		蘆立教授	〔選択科目〕 左記の中から 4単位以上を 選択必修	121	
知的財産法発展Ⅰ ※	2					②		蘆立教授		123	
知的財産法発展Ⅱ ※	2					②		蘆立教授		125	
実務労働法Ⅰ ※	2			②		②		皆川講師		集中講義	127
実務労働法Ⅱ ※	2				②	②		皆川講師		隔週	129
環境法Ⅰ ※	2			②		②		北村講師			131
環境法Ⅱ ※	2			②		②		大塚講師		集中講義	133
国際法発展 ※	2			②		②		西本教授		隔週	135
国際法発展演習 ※	2				②	②		西本教授		隔週	138
実務国際私法Ⅰ ※	2			②		②		井上(泰)教授			140
実務国際私法Ⅱ ※	2			②		②		井上(泰)教授		142	
医事法	2			②		②		米村講師	隔年・集中講義	144	
金融商品取引法	2			②		②		脇田准教授	隔年	146	
企業法務演習	2				②	②		丸茂講師	隔週	148	
民事執行・保全法	2				②	②		今津准教授		149	
社会保障法	2			②		②		嵩教授		151	
社会保障法発展演習	2				②	②		嵩教授		153	
多様性社会と法演習	2				②	②		久保野教授 嵩教授 今津准教授		157	
リサーチペーパー	2					① ①		各指導教員		159	

※は司法試験選択科目対応科目

注1)「西洋法曹史」は隔年開講のため、令和6年度は開講しない。

注2)「地方自治法」「少年法・刑事政策」は、令和6年度は開講しない。

# 法科大学院

## 開設授業科目について

【令和3年度未修入学者，令和4年度未修・既修入学者，令和5年度未修・既修入学者】

令和6(2024)年度法科大学院開設授業科目について  
 【令和3年度未修入学者、令和4年度未修・既修入学者、令和5年度未修・既修入学者】

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
憲法	4	②	②					奥村教授	必修	17
民法Ⅰ	4	②	②					榑橋教授	必修	19
民法Ⅱ	4	④						吉永教授	必修	21
民法Ⅲ	2	②						久保野教授	必修	23
民法Ⅳ	2		②					池田准教授	必修	25
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	27
商法	4		④					石川准教授	必修	29
民事訴訟法	2		②					今津准教授	必修	31
刑事訴訟法	2		②					大谷准教授	必修	33
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
行政法	2			②				大江教授	必修	35
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
基幹憲法	2			②				中林教授	必修	37
基幹行政法	4				④			大江教授	必修	39
基幹民法	6			②	④			榑橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	41
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 柏木准教授	必修	44
基幹商法	4			②	②			森田教授	必修	46
基幹民事訴訟法	4			②	②			今津准教授	必修	48
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上(和)教授	必修	50
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
応用憲法	2				②	②		佐々木教授		53
応用行政法	2			②		②		大江教授		55
応用民法	2				②	②		吉永教授		57
応用刑法	2			②		②		成瀬教授 松本准教授		59
応用商法	2			②		②		得津講師		60
応用民事訴訟法	2				②	②		宇野准教授		64
応用刑事訴訟法	2					②		井上(和)教授		66
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕										
法曹倫理	2				②	②		赤石客員教授 熊谷教授 柏木准教授	必修 2クラス	68
民事要件事実基礎	2			②		②		熊谷教授	必修	70
民事・行政裁判演習	3				③	③		熊谷教授 田村客員教授	必修	72
刑事裁判演習	3					③		柏木准教授 小林講師 伊藤(佑)講師 北島(み)講師	必修 2クラス	74
リーガル・クリニク	2			②		②		赤石客員教授	各月	76
ローヤリング	2			②		②		曾我教授	2クラス	77
エクスターンシップ	2			②		②		曾我教授	集中講義	79
模擬裁判	2					②		柏木准教授 稗田講師 相澤講師	集中講義	81
リーガル・リサーチ	2	②						權島教授		83
民事法発展演習Ⅰ	2				②	②		曾我教授		85
民事法発展演習Ⅱ	2				②	②		畑講師		87
刑事実務基礎演習	2			②		②		柏木准教授		89
刑事実務演習	2			②		②		柏木准教授		91

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
		L1年		L2年		L3年					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期				
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕											
日本法曹史演習	2			②		②		坂本教授		93	
実務法理学	2			②		②		樺島教授		94	
実務外国法	2			②		②		ローツ准教授	隔年	96	
現代アメリカの法と社会	2			②		②		岩田講師	集中講義	98	
法と経済学	2			②		②		森田教授		100	
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2			②		②		井上(泰)教授		102	
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2			②		②		樺島教授		103	
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2			②		②		嵩教授		105	
展開・先端科目〔展開・先端科目〕											
倒産法 ※	2			②		②		宇野准教授		107	
応用倒産法 ※	2			②		②		宇野准教授		109	
租税法基礎 ※	2			②		②		藤原准教授		111	
実務租税法 ※	2			②		②		瀧本講師	集中講義	113	
経済法Ⅰ ※	2			②		②		伊永教授		115	
経済法Ⅱ ※	2			②		②		伊永教授		117	
知的財産法Ⅰ ※	2			②		②		蘆立教授 松岡教授		119	
知的財産法Ⅱ ※	2			②		②		蘆立教授	左記の中から 4単位以上を 選択必修	121	
知的財産法発展Ⅰ ※	2					②		蘆立教授		123	
知的財産法発展Ⅱ ※	2			②		②		蘆立教授		125	
実務労働法Ⅰ ※	2			②		②		皆川講師		集中講義	127
実務労働法Ⅱ ※	2			②		②		皆川講師		隔週	129
環境法Ⅰ ※	2			②		②		北村講師			131
環境法Ⅱ ※	2			②		②		大塚講師		集中講義	133
国際法発展 ※	2			②		②		西本教授		隔週	135
国際法発展演習 ※	2			②		②		西本教授		隔週	138
実務国際私法Ⅰ ※	2			②		②		井上(泰)教授			140
実務国際私法Ⅱ ※	2			②		②		井上(泰)教授		142	
医事法	2			②		②		米村講師	隔年・集中講義	144	
金融商品取引法	2			②		②		脇田准教授	隔年	146	
企業法務演習	2			②		②		丸茂講師	隔週	148	
民事執行・保全法	2			②		②		今津准教授		149	
社会保障法	2			②		②		嵩教授		151	
社会保障法発展演習	2			②		②		嵩教授		153	
実務知的財産法	2			②		②		蘆立教授 松岡教授		155	
多様性社会と法演習	2			②		②		久保野教授 嵩教授 今津准教授		157	
リサーチペーパー	2					①	①	各指導教員		159	

※は司法試験選択科目対応科目

注1)「西洋法曹史」は隔年開講のため、令和6年度は開講しない。

注2)「地方自治法」「少年法・刑事政策」は、令和6年度は開講しない。

注3)「知的財産法発展」の単位を修得した者は、「知的財産法発展Ⅱ」は履修できない。

注4)「実務知的財産法」は、令和7年度以降開講しない。

# 法 科 大 学 院

## 開設授業科目について

**【令和2年度未修入学者，令和3年度既修入学者】**

令和6(2024)年度法科大学院開設授業科目について  
 【令和2年度未修入学者、令和3年度既修入学者】

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
憲法	4	②	②					奥村教授	必修	17
民法Ⅰ	4	②	②					檜橋教授	必修	19
民法Ⅱ	4	④						吉永教授	必修	21
民法Ⅲ	2	②						久保野教授	必修	23
民法Ⅳ	2		②					池田准教授	必修	25
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	27
商法	4		④					石川准教授	必修	29
民事訴訟法	2		②					今津准教授	必修	31
刑事訴訟法	2		②					大谷准教授	必修	33
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
行政法	2			②				大江教授	必修	35
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
基幹憲法	2			②				中林教授	必修	37
基幹行政法	4				④			大江教授	必修	39
基幹民法	6			②	④			檜橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	41
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 柏木准教授	必修	44
基幹商法	4			②	②			森田教授	必修	46
基幹民事訴訟法	4			②	②			今津准教授	必修	48
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上(和)教授	必修	50
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
応用憲法	2					②		佐々木教授		53
応用行政法	2					②		大江教授		55
応用民法	2					②		吉永教授		57
応用刑法	2					②		成瀬教授 松本准教授		59
応用商法	2					②		得津講師		60
応用民事訴訟法	2					②		宇野准教授		64
応用刑事訴訟法	2					②		井上(和)教授		66
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕										
法曹倫理	2				②	②		赤石客員教授 熊谷教授 柏木准教授	必修 2クラス	68
民事要件事実基礎	2			②		②		熊谷教授	必修	70
民事・行政裁判演習	3					③		熊谷教授 田村客員教授	必修	72
刑事裁判演習	3					③		柏木准教授 小林講師 伊藤(佑)講師 北島(み)講師	必修 2クラス	74
リーガル・クリニック	2			②		②		赤石客員教授	各月	76
ローヤリング	2			②		②		曾我教授	2クラス	77
エクスターンシップ	2			②		②		曾我教授	集中講義	79
模擬裁判	2					②		柏木准教授 裨田講師 相澤講師	集中講義	81
リーガル・リサーチ	2	②						樺島教授		83
民事法発展演習Ⅰ	2				②	②		曾我教授		85
民事法発展演習Ⅱ	2				②	②		畑講師		87
刑事実務基礎演習	2			②		②		柏木准教授		89
刑事実務演習	2			②		②		柏木准教授		91

左記の中から  
4単位以上を  
選択必修

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕										
日本法曹史演習	2			②		②		坂本教授		93
実務法理学	2				②	②		樺島教授		94
実務外国法	2				②	②		ローツ准教授	隔年	96
現代アメリカの法と社会	2			②		②		岩田講師	集中講義	98
法と経済学	2			②		②		森田教授		100
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2			②		②		井上(泰)教授		102
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2				②	②		樺島教授		103
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2				②	②		嵩教授		105
展開・先端科目〔展開・先端科目〕										
倒産法 ※	2			②		②		宇野准教授		107
応用倒産法 ※	2				②	②		宇野准教授		109
租税法基礎 ※	2			②		②		藤原准教授		111
実務租税法 ※	2			②		②		瀧本講師	集中講義	113
経済法Ⅰ ※	2			②		②		伊永教授		115
経済法Ⅱ ※	2				②	②		伊永教授		117
知的財産法Ⅰ ※	2			②		②		蘆立教授 松岡教授		119
知的財産法Ⅱ ※	2			②		②		蘆立教授		121
知的財産法発展Ⅰ ※	2					②		蘆立教授		123
知的財産法発展Ⅱ ※	2				②	②		蘆立教授		125
実務労働法Ⅰ ※	2			②		②		皆川講師	集中講義	127
実務労働法Ⅱ ※	2				②	②		皆川講師	隔週	129
環境法Ⅰ ※	2			②		②		北村講師		131
環境法Ⅱ ※	2			②		②		大塚講師	集中講義	133
国際法発展 ※	2			②		②		西本教授	隔週	135
国際法発展演習 ※	2				②	②		西本教授	隔週	138
実務国際私法Ⅰ ※	2			②		②		井上(泰)教授		140
実務国際私法Ⅱ ※	2			②		②		井上(泰)教授		142
医事法	2			②		②		米村講師	隔年・集中講義	144
金融商品取引法	2			②		②		脇田准教授	隔年	146
企業法務演習	2				②	②		丸茂講師	隔週	148
民事執行・保全法	2				②	②		今津准教授		149
社会保障法	2			②		②		嵩教授		151
社会保障法発展演習	2				②	②		嵩教授		153
実務知的財産法	2				②	②		蘆立教授 松岡教授		155
多様性社会と法演習	2				②	②		久保野教授 嵩教授 今津准教授		157
リサーチペーパー	2					① ①		各指導教員		159

※は司法試験選択科目対応科目

注1)「西洋法曹史」は隔年開講のため、令和6年度は開講しない。

注2)「地方自治法」「少年法・刑事政策」は、令和6年度は開講しない。

注3)「知的財産法発展」の単位を修得した者は、「知的財産法発展Ⅱ」は履修できない。

注4)「実務知的財産法」は、令和7年度以降開講しない。

# 法 科 大 学 院

## 開設授業科目について

**【令和元年度未修・既修入学者, 令和2年度既修入学者】**

令和6(2024)年度法科大学院開設授業科目について  
 【令和元年度未修・既修入学者, 令和2年度既修入学者】

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
憲法	4	②	②					奥村教授	必修	17
民法Ⅰ	4	②	②					檜橋教授	必修	19
民法Ⅱ	4	④						吉永教授	必修	21
民法Ⅲ	2	②						久保野教授	必修	23
民法Ⅳ	2		②					池田准教授	必修	25
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	27
商法	4		④					石川准教授	必修	29
民事訴訟法	2		②					今津准教授	必修	31
刑事訴訟法	2		②					大谷准教授	必修	33
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕										
行政法	2			②				大江教授	必修	35
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
基幹憲法	2			②				中林教授	必修	37
基幹行政法	4				④			大江教授	必修	39
基幹民法	6			②	④			檜橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	41
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 柏木准教授	必修	44
基幹商法	4			②	②			森田教授	必修	46
基幹民事訴訟法	4			②	②			今津准教授	必修	48
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上(和)教授	必修	50
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕										
応用憲法	2					②		佐々木教授		53
応用行政法	2					②		大江教授		55
応用民法	2					②		吉永教授		57
応用刑法	2					②		成瀬教授 松本准教授		59
応用商法	2					②		得津講師		60
応用民事訴訟法	2					②		宇野准教授		64
応用刑事訴訟法	2					②		井上(和)教授		66
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕										
法曹倫理	2				②	②		赤石客員教授 熊谷教授 柏木准教授	必修 2クラス	68
民事要件事実基礎	2			②		②		熊谷教授	必修	70
民事・行政裁判演習	3					③		熊谷教授 田村客員教授	必修	72
刑事裁判演習	3					③		柏木准教授 小林講師 伊藤(佑)講師 北島(み)講師	必修 2クラス	74
リーガル・クリニック	2			②		②		赤石客員教授	各月	76
ローヤリング	2			②		②		曾我教授	2クラス	77
エクスターンシップ	2			②		②		曾我教授	集中講義	79
模擬裁判	2					②		柏木准教授 裨田講師 相澤講師	集中講義	81
リーガル・リサーチ	2	②						樺島教授		83
民事法発展演習Ⅰ	2			②		②		曾我教授		85
民事法発展演習Ⅱ	2			②		②		畑講師		87
刑事実務基礎演習	2			②		②		柏木准教授		89
刑事実務演習	2			②		②		柏木准教授		91

左記の中から  
4単位以上を  
選択必修

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕										
日本法曹史演習	2			②		②		坂本教授		93
実務法理学 I	2				②		②	樺島教授		94
実務外国法	2				②		②	ローツ准教授	隔年	96
現代アメリカの法と社会	2			②		②		岩田講師	集中講義	98
法と経済学	2			②		②		森田教授		100
外国法文献研究 I (英米法)	2			②		②		井上(泰)教授		102
外国法文献研究 II (ドイツ法)	2				②		②	樺島教授		103
外国法文献研究 III (フランス法)	2				②		②	嵩教授		105
展開・先端科目〔展開・先端科目〕										
倒産法 ※	2			②		②		宇野准教授		107
応用倒産法 ※	2				②		②	宇野准教授		109
租税法基礎 ※	2			②		②		藤原准教授		111
実務租税法 ※	2			②		②		瀧本講師	集中講義	113
経済法 I ※	2			②		②		伊永教授		115
経済法 II ※	2				②		②	伊永教授		117
知的財産法 I ※	2			②		②		蘆立教授 松岡教授		119
知的財産法 II ※	2			②		②		蘆立教授		121
知的財産法発展 I ※	2					②		蘆立教授		123
知的財産法発展 II ※	2				②		②	蘆立教授		125
実務労働法 I ※	2			②		②		皆川講師	集中講義	127
実務労働法 II ※	2				②		②	皆川講師	隔週	129
環境法 I ※	2			②		②		北村講師		131
環境法 II ※	2			②		②		大塚講師	集中講義	133
国際法発展 ※	2			②		②		西本教授	隔週	135
国際法発展演習 ※	2				②		②	西本教授	隔週	138
実務国際私法 I ※	2			②		②		井上(泰)教授		140
実務国際私法 II ※	2			②		②		井上(泰)教授		142
医事法	2			②		②		米村講師	隔年・集中講義	144
金融商品取引法	2			②		②		脇田准教授	隔年	146
企業法務演習	2				②		②	丸茂講師	隔週	148
民事執行・保全法	2				②		②	今津准教授		149
社会保障法	2			②		②		嵩教授		151
社会保障法発展演習	2				②		②	嵩教授		153
実務知的財産法	2				②		②	蘆立教授 松岡教授		155
多様性社会と法演習	2				②		②	久保野教授 嵩教授 今津准教授		157
リサーチペーパー	2					①	①	各指導教員		159

※は司法試験選択科目対応科目

注1)「西洋法曹史」は隔年開講のため、令和6年度は開講しない。

注2)「地方自治法」「少年法・刑事政策」は、令和6年度は開講しない。

注3)「知的財産法発展」の単位を修得した者は、「知的財産法発展II」は履修できない。

注4)「実務知的財産法」は、令和7年度以降開講しない。

# 英文科目名一覽

科目群	科目名	英文科目名
第1年次基本科目 (法律基本科目の基礎科目)	憲法	Constitutional Law
	民法Ⅰ	Civil Law I
	民法Ⅱ	Civil Law II
	民法Ⅲ	Civil Law III
	民法Ⅳ	Civil Law IV
	刑法	Criminal Law
	商法	Commercial Law
	民事訴訟法	Civil Procedure Law
第2年次基本科目 (法律基本科目の基礎科目)	行政法	Administrative Law
	刑事訴訟法	Criminal Procedure Law
基幹科目 (法律基本科目の応用科目)	基幹憲法	Constitutional Law:Advanced
	基幹行政法	Administrative Law:Advanced
	基幹民法	Civil Law:Advanced
	基幹刑法	Criminal Law:Advanced
	基幹商法	Commercial Law:Advanced
	基幹民事訴訟法	Civil Procedure Law:Advanced
	基幹刑事訴訟法	Criminal Procedure Law:Advanced
応用基幹科目 (法律基本科目の応用科目)	応用憲法	Advanced Seminar on Constitutional Law
	応用行政法	Advanced Seminar on Administrative Law
	応用民法	Advanced Seminar on Civil Law
	応用刑法	Advanced Seminar on Criminal Law
	応用商法	Advanced Seminar on Commercial Law
	応用民事訴訟法	Advanced Seminar on Civil Procedure Law
	応用刑事訴訟法	Advanced Seminar on Criminal Procedure Law
実務基礎科目 (法律実務基礎科目)	法曹倫理	Legal Ethics
	民事要件事実基礎	Basic on Civil Requisite Fact
	民事・行政裁判演習	Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation
	刑事裁判演習	Basic Practice in Criminal Litigation
	リーガル・クリニック	Legal Clinic
	ローヤリング	Lawyering
	エクスターンシップ	Externship
	模擬裁判	Criminal Mock Trial
	リーガル・リサーチ	Legal Research
	民事法発展演習Ⅰ	Advanced Seminar on Civil Law I
	民事法発展演習Ⅱ	Advanced Seminar on Civil Law II
	刑事実務基礎演習	Seminar on Criminal Practice Basic
	刑事実務演習	Seminar on Criminal Practice
	日本法曹史演習	Seminar on Law and Lawyers in Japanese History
	西洋法曹史	Law and Lawyers in Western History
基礎法・隣接科目 (基礎法学・隣接科目)	実務法理学	Practical Jurisprudence
	実務外国法	Practical Foreign Law
	現代アメリカの法と社会	Law and Society of Contemporary America
	法と経済学	Law and Economics
	外国法文献研究Ⅰ(英米法)	Readings in Foreign Legal Studies I (Anglo-American Law)
	外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	Readings in Foreign Legal Studies II (German)
	外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	Readings in Foreign Legal Studies III (French)
	倒産法	Insolvency Law
	応用倒産法	Advanced Seminar on Insolvency Law
	租税法基礎	Basic Tax Law
展開・先端科目 (展開・先端科目)	実務租税法	Practical Tax Law
	経済法Ⅰ	Economic Law I
	経済法Ⅱ	Economic Law II
	知的財産法Ⅰ	Intellectual Property Law I
	知的財産法Ⅱ	Intellectual Property Law II
	知的財産法発展Ⅰ	Advanced Intellectual Property Law I
	知的財産法発展Ⅱ	Advanced Intellectual Property Law II
	実務労働法Ⅰ	Practice and Theory on Labor and Employment Law I
	実務労働法Ⅱ	Practice and Theory on Labor and Employment Law II
	環境法Ⅰ	Environmental Law I
	環境法Ⅱ	Environmental Law II
	国際法発展	Advanced International Law
	国際法発展演習	Advanced Seminar on International Law
	実務国際私法Ⅰ	Practical Private International Law I
	実務国際私法Ⅱ	Practical Private International Law II
	医事法	Medical Law
	金融商品取引法	Securities Regulation
	企業法務演習	Seminar on Business Planning
	民事執行・保全法	Civil Enforcement and Provisional Remedies
	社会保障法	Social Security Law
	社会保障法発展演習	Advanced Seminar on Social Security Law
	実務知的財産法	Practical Intellectual Property Law
	多様性社会と法演習	Seminar on Diversity and Law
	少年法・刑事政策	Juvenile Law and Criminology
	地方自治法	Local Government Law
	リサーチペーパー	Research Paper



法 科 大 学 院  
授 業 科 目

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>憲法</b>		単位	4	担当教員 奥村 公輔
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW502J		

### <授業の目的と概要>

憲法総論、人権論及び統治機構論についての基本的な知識を修得した上で、憲法に関する具体的な事案について、問題の所在を的確に把握した上で、判例及び学説を踏まえながら分析する能力を身につけることを目標とする。

### <学修の到達目標>

上記目的を、法学部卒業程度の水準において達成することを目標とする。そのための一助として「法科大学院における共通的な到達目標」を利用する。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 授業内容

憲法総論、人権論及び統治機構論

#### 授業方法

講義形式を原則とした上で、適宜、質疑応答を交えていく。

#### 進度予定

##### 前期

- 1 憲法と立憲主義
- 2 日本憲法史
- 3 国民主権と天皇制
- 4 平和主義
- 5 基本的人権の原理
- 6 基本的人権の限界
- 7 包括的人権
- 8 法の下の平等①
- 9 法の下の平等②
- 10 精神的自由①
- 11 精神的自由②
- 12 精神的自由③
- 13 精神的自由④
- 14 精神的自由⑤
- 15 精神的自由⑥

##### 後期

- 16 経済的自由①
- 17 経済的自由②
- 18 人身の自由
- 19 国務請求権と参政権
- 20 社会権
- 21 国会①
- 22 国会②
- 23 内閣①
- 24 内閣②
- 25 裁判所①
- 26 裁判所②
- 27 裁判所③
- 28 財政・地方自治
- 29 憲法の保障①

### 30 憲法の保障②

#### <授業時間外学修>

詳細はTKCで周知する。

#### <教科書および参考書>

教科書（購入するもの）

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）

宍戸常寿＝曾我部真裕編『判例プラクティス憲法〔第3版〕』（信山社、2022年）

参考書

佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）

高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第5版〕』（有斐閣、2020年）

渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）

渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅱ総論・統治』（日本評論社、2020年）

長谷部恭男＝石川健治＝宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕』（有斐閣、2019年）

長谷部恭男＝石川健治＝宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2019年）

小泉良幸＝松本哲治＝横大道聡編『憲法判例コレクション』（有斐閣、2021年）

木下智史＝只野雅人編『新・コンメンタール憲法〔第2版〕』（日本評論社、2019年）

#### <成績評価方法>

定期試験（前期1回・後期1回）……80%

平常点（質疑応答等）……20%

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Constitutional Law and covers the fundamental and thorough principles of Constitutional Law. The detailed understanding of Constitutional Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	民法Ⅰ		単位	4	担当教員 榎橋 明香
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW503J		

### <授業の目的と概要>

本講義では、民法のうち、第一編総則（前期）及び第三編債権の第三章事務管理・第四章不当利得・第五章不法行為（後期）を学修する。次年度に向けた基礎固めとして、上記領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

### <学修の到達目標>

民法総則・事務管理・不当利得・不法行為の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を理解し、解釈論を行った上、結論を導くことができるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 【授業内容・方法】

教員による講義が基本となるが、適宜質問を織り交ぜ、問題意識を喚起したり受講者の理解を確かめたりする予定である。教員が事前に指定する範囲について予習を行うことが不可欠である。

#### 【進度予定】

##### 〔民法総則〕

- 1 序論
- 2 人
- 3 法人①
- 4 法人②
- 5 法律行為①
- 6 法律行為②
- 7 意思表示①
- 8 意思表示②
- 9 意思表示③・代理①
- 10 代理②
- 11 代理③，無効・取消し①
- 12 無効・取消し②
- 13 期間，時効①
- 14 時効②
- 15 時効③

##### 〔事務管理・不当利得・不法行為〕

- 1 事務管理
- 2 不当利得①
- 3 不当利得②
- 4 不法行為①—不法行為制度・権利侵害
- 5 不法行為②—故意・過失、因果関係
- 6 不法行為③—損害
- 7 不法行為④—損害賠償請求権の主体
- 8 不法行為⑤—責任能力
- 9 不法行為⑥—過失相殺等

- 10 不法行為⑦－使用者の責任・注文者の責任
- 11 不法行為⑧－工作物責任等
- 12 不法行為⑨－共同不法行為・競合的不法行為
- 13 不法行為⑩－差止請求
- 15 不法行為⑪－人格権侵害等
- 16 不法行為⑫－医療過誤等

#### < 授業時間外学修 >

事前に、教員が指示する教科書の該当箇所を読んで予習をして参加することが必要である。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集をよく復習し、簡単な事例問題集などを参照しつつ、知識を定着させることが求められる。

#### < 教科書および参考書 >

- 1 教科書  
[民法総則]  
潮見佳男ほか『民法1 総則』（2024年・有斐閣）  
  
[事務管理・不当利得・不法行為]  
大塚直ほか『民法6 事務管理・不当利得・不法行為』（2023年・有斐閣）
- 2 判例教材  
潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第9版）』（2023年・有斐閣）  
窪田充見・森田宏樹『民法判例百選Ⅱ債権（第9版）』（2023年・有斐閣）
- 3 参考書等  
石田剛ほか『民法チェックノート①総則』（2023年・有斐閣）

#### < 成績評価方法 >

前期・後期ごとに、筆記試験及び平常点により評価を行い、それらの平均点を最終成績とする。それぞれの評価は、筆記試験の成績を80%、授業時の応答等を考慮した平常点を20%として行う。また、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### < その他 >

オフィスアワーの日は、別途案内する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Law I (Part I and Part III Chapter III, IV and V of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of Civil Law I. The detailed understanding of Civil Law I is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	民法Ⅱ		単位	4	担当教員 吉永 一行
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW504J		

### <授業の目的と概要>

本講義では、民法第3編（債権）の第1章（総則）および第2章（契約）に相当する領域（債権総論・契約法）を扱う。契約法は民法の中でも特に重要な分野であり、条文・判例の量も少なくないため、かなりの学習量が必要となる。また、債権総論は、債権一般の機能や効果に関わる点で抽象度が高く、応用可能性も広い。本講義を通じて、両分野に関する基本事項を習得するとともに、比較的単純な事例に適用する力を身につけることが期待される。もともと、授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

### <学修の到達目標>

契約法および債権総論の分野の全体構造および基本的ルールを把握し、それを用いた法的議論を展開できるようになるとともに、具体的事例へのアプローチの方法をつかむ。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、予習課題に関する受講者への質疑を中心とする。後掲の教科書①②にそって進めるため、以下のスケジュールを予定している。

- 01) 本授業のガイダンス・民法の全体像
- 02) 債権の意義・債権総論の意義
- 03) 債権の目的
- 04) 債務不履行総論——債務不履行①／履行請求権・履行の強制——債務不履行②
- 05) 債務不履行による損害賠償の要件——債務不履行③
- 06) 債務不履行の効果としての損害賠償——債務不履行④
- 07) 債権者代位権——責任財産の保全①
- 08) 詐害行為取消権——責任財産の保全②
- 09) 多数当事者の債権および債務
- 10) 保証
- 11) 債権譲渡の要件——債権譲渡・債務引受①
- 12) 債権譲渡の効果・債権の譲渡性・債務引受——債権譲渡・債務引受②
- 13) 弁済——債権の消滅①
- 14) 弁済以外の債権消滅原因——債権の消滅②
- 15) 債権総論総括
- 16) 契約法とは
- 17) 契約法の一般原則・契約の成立
- 18) 同時履行の抗弁・危険負担・不安の抗弁・事情変更の法理
- 19) 解除
- 20) 第三者のためにする契約・契約上の地位の移転／定型約款
- 21) 売買・交換
- 22) 贈与
- 23) 消費貸借
- 24) 貸貸借1
- 25) 貸貸借2・使用貸借
- 26) 請負
- 27) 委任
- 28) 寄託・雇用
- 29) 組合・和解・終身定期金
- 30) 契約法総括

### < 授業時間外学修 >

後掲の教科書で説明されている水準の事柄は、予習の時点で理解していることが期待される。毎回授業冒頭でチェックテストを行う。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

### < 教科書および参考書 >

#### 1 教科書

- ①山本敬三監修・栗田昌裕ほか『(有斐閣ストゥディア) 民法4 債権総論』(有斐閣、2018年)
- ②山本敬三監修・大澤彩ほか『(有斐閣ストゥディア) 民法5 契約』(有斐閣、2022年)

#### 2 判例集

窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選II 債権〔第9版〕』(有斐閣、2023年)

#### 3 参考書

- ・授業の前に、道垣内弘人『リーガルベイス民法入門〔第5版〕』(日本経済新聞社、2024年。入学前にすでに購入している者は旧版でもよい)、または松久三四彦他『オリエンテーション民法〔第2版〕』(有斐閣、2022年)の該当箇所を読んでおくこと。
- ・教科書では理解できなかった事項や教科書にない事項を学修する際の参考書として、中田裕康『契約法〔新版〕』(有斐閣、2021年)、中田裕康『債権総論〔第4版〕』(岩波書店、2020年)を推薦する。
- ・その他の参考書については、授業中に案内をする。

### < 成績評価方法 >

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の8割は、筆記試験の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答、チェックテストや授業期間内に数回実施予定の小テストの成績を考慮した平常点に基づく。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### < その他 >

オフィスアワーの日時は、別途案内する。

授業資料の配布その他授業に関する連絡はGoogle ClassroomまたはTKCを用いてを行う。

### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Law II (Part III Chapter I and II of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of civil law. The detailed understanding of civil law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	民法Ⅲ		単位	2	担当教員 久保野 恵美子
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW505J		

#### <授業の目的と概要>

本授業は、民法第4編および第5編に規定されている親族・相続分野について、基礎知識を習得し、これを使って比較的単純な事例を解決する応用力を培うことを目的とする。

#### <学修の到達目標>

親族法及び相続法の分野の全体構造および基本的ルールを把握し、法的問題に関する議論を展開できるようになるとともに、具体的事例に対して一定の結論を導き出せるようになる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に期待される。受講者の積極的な予習及び復習が不可欠となる。

以下のスケジュールを予定している。詳細は授業の冒頭回に案内する。

- 1 序論
- 2 夫婦（1） 婚姻の成立・効果
- 3 夫婦（2） 婚姻の解消
- 4 親子（1） 実親子
- 5 親子（2） 養親子
- 6 親子（3） 親権
- 7 後見・保佐・補助、扶養
- 8 相続の開始、相続人
- 9 遺産の共有・管理
- 10 遺産分割
- 11 相続財産
- 12 相続の承認・放棄
- 13 遺言
- 14 遺留分
- 15 総括

#### <授業時間外学修>

詳細は講義中又はTKCで周知する。

#### <教科書および参考書>

- 1 教科書：金子敬明ほか著『民法7 家族（ストウディア）』（有斐閣、2023年）
- 2 判例教材：大村敦志ほか編『民法判例百選Ⅲ（第3版）』（有斐閣、2023年）又は青竹美佳ほか著『民法5 親族・相続 判例30！（START UP）』（有斐閣、2017年）※少なくともどちらか一方を手元に備えること。
- 3 参考書：前田陽一ほか『民法Ⅵ〔第7版〕（リーガルクエスト）』（有斐閣、2024年）など  
※参考書については、法改正への対応状況等を含めて、授業中に説明する。

#### <成績評価方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。

評価の8割は筆記試験（学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り2割は授業時の応答や小テストなどを考慮した平常点に基づく。

なお、成績評価に際しては上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

オフィスアワーについては講義中又はTKCにて周知する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Law III (Part IV and Part V of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of Civil Law. The detailed understanding of Civil Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>民法Ⅳ</b>		単位	2	担当教員 池田 悠太
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW506J		

#### <授業の目的と概要>

民法典の「第2編 物権」についての理解を得るべく検討を行う。

#### <学修の到達目標>

民法典第2編を読んで、どのような内容の法があり（法解釈）、それに照らすと紛争がどのように解決されるのか（法適用）、を論じることができるようになる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

以下の内容について、質疑応答を交えて講義をする。

- 第1回 序論
- 第2回 占有権
- 第3回 所有権（1）
- 第4回 所有権（2）
- 第5回 地上権・永小作権・地役権・入会権
- 第6回 総則（1）
- 第7回 総則（2）
- 第8回 総則（3）
- 第9回 総則（4）
- 第10回 留置権・先取特権・質権
- 第11回 抵当権（1）
- 第12回 抵当権（2）
- 第13回 抵当権（3）
- 第14回 所有権（3）
- 第15回 総括

#### <授業時間外学修>

予習として教科書[1][2]の該当箇所を読んで、一定の理解と疑問とを得た状態で講義に出席できるようにすることや、講義を聴きながら作成したノート等を用いて、適宜復習することが期待される。また、予習又は復習の過程で、教科書[3]を用いて判例を読むことが望まれる。ただし、初回のための予習は不要である。

#### <教科書および参考書>

教科書として、[1]佐久間毅『民法の基礎2 物権〔第3版〕』（有斐閣、2023年）、[2]道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）、[3]潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選I〔第9版〕』（有斐閣、2023年）を用いる。参考書として、安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2021年）などがあり、初回に紹介する。

#### <成績評価方法>

筆記試験の成績を80%、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点を20%として、評価を行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

オフィスアワーの日は、別途案内する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Law IV (Part II of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of Civil Law. The detailed understanding of Civil Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	刑法		単位	4	担当教員 成瀬 幸典
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW507J		

### <授業の目的と概要>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。

刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

なお、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：刑法」（いわゆるコアカリ）に記載されている各項目を達成することも本講義の目的です。コアカリについては、TKC教育研究支援システム（以下、TKC）にアップロードされているので、事前に入手しておいてください。改正等により修正の必要が生じているコアカリの項目については、修正点を含め、講義の中で指示します。

### <学修の到達目標>

①刑法に関する基本的な解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに的確に論証できるようになること、および、②基本的な解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を的確に基礎づけ、論証できるようになることがこの講義の目標です。後述のように、成績評価もこの観点から行います。

### <授業内容・方法と進度予定>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでいれば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。時間の関係上、講義で取り上げることのできないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法について示しますので、各自で自習することが必要です。

#### 【第一部：前期】

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1—違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2—正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3—正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1—責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2—故意
- 第10講 責任3—過失
- 第11講 未遂犯

- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯
- 第14講 教唆犯と幫助犯
- 第15講 罪数

【第二部：後期】

- 第1講 個人的法益に対する罪1 —生命・身体に対する罪1
- 第2講 個人的法益に対する罪2 —生命・身体に対する罪2
- 第3講 個人的法益に対する罪3 —自由に対する罪
- 第4講 個人的法益に対する罪4 —名誉・信用に対する罪など
- 第5講 個人的法益に対する罪5 —財産に対する罪1
- 第6講 個人的法益に対する罪6 —財産に対する罪2
- 第7講 個人的法益に対する罪7 —財産に対する罪3
- 第8講 個人的法益に対する罪8 —財産に対する罪4
- 第9講 個人的法益に対する罪9 —財産に対する罪5
- 第10講 個人的法益に対する罪10 —財産に対する罪6
- 第11講 社会的法益に対する罪1 —公共の平穩に対する罪
- 第12講 社会的法益に対する罪2 —偽造罪1
- 第13講 社会的法益に対する罪3 —偽造罪2
- 第14講 国家的法益に対する罪1 —国家の作用に対する罪1
- 第15講 国家的法益に対する罪2 —国家の作用に対する罪2

< 授業時間外学修 >

\*詳細は、講義中又はTKCで個別に指示します。

< 教科書および参考書 >

第1部について、基本書は特に指定しませんが、個々の問題に関する判例の立場を確認するために、成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法I総論（第2版）』（信山社）を使用します。  
第2部については、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論（第7版）』（弘文堂）及び成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎『判例プラクティス刑法II各論』（信山社）を使用します。

< 成績評価方法 >

成績の評価は、学期末（前期及び後期の2回）に行う筆記試験と講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験80%程度、平常点20%程度を予定しています）。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

< その他 >

GoogleClassroomのクラスコードは4nc6knbです。

< Object and summary of class >

This course teaches Criminal Law and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Law. The detailed understanding of Criminal Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>商法</b>		単位	4	担当教員 石川 真衣
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW508J		

#### <授業の目的と概要>

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した上で、法科大学院修了者として修得が不可欠と考えられる会社法分野を中心とした学習を行う。  
この授業では、商法の基本概念・制度をおさえるとともに、現代経済社会において株式会社が果たす役割を意識し、株式会社における各種制度を理解することを目標とする。商法の学習にあたり基本となる知識を習得することにより、2年次以降の実践的能力養成に必要な能力を身に付けることをとくに意識した授業進行を行う。

#### <学修の到達目標>

商法において重要となる概念・制度・条文について、その内容や趣旨などを理解・説明できる。  
事例問題において、重要となる情報を抽出・分析し、それらに条文や判例をあてはめて結論を導く基礎的な能力を身に付ける。

#### <授業内容・方法と進度予定>

受講者が与えられた課題に従い教科書や関連判例を予習してきたことを前提として、重要な問題や論点について、可能な限り具体例を用いた説明を行う。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則・商行為法、商取引法、手形法・小切手法、保険法、海商法などが含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の4分の3以上の時間を割く予定である。

- [01] 商法の基礎、会社法の基礎①
- [02] 会社法の基礎②
- [03] 取締役・取締役会①
- [04] 取締役・取締役会②
- [05] 取締役・取締役会③
- [06] 取締役・取締役会④、手形法・小切手法の基礎
- [07] 取締役・取締役会⑤
- [08] 取締役・取締役会⑥
- [09] 株主総会①
- [10] 株主総会②
- [11] 株主総会③
- [12] 監査役、会計監査人、会計参与
- [13] 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社
- [14] 株式
- [15] 問題演習
- [16] 資金調達①
- [17] 資金調達②
- [18] 資金調達③
- [19] 資金調達④
- [20] 設立
- [21] 組織再編①
- [22] 組織再編②
- [23] 組織再編③
- [24] 組織再編④
- [25] 組織再編⑤
- [26] 計算・解散・清算
- [27] 会社法総則・商法総則①

[28] 会社法総則・商法総則②

[29] 商行為法①

[30] 商行為法②

#### < 授業時間外学修 >

授業の予習及び復習に際して必要となる課題は、TKC教育支援システムに掲載する。  
授業で学んだことを定着させるためには、早い段階で不明な点を明らかにすることが重要である。

#### < 教科書および参考書 >

教科書：田中亘『会社法（第4版）』（東京大学出版会、2023）

教科書：神作裕之ほか編『会社法判例百選（第4版）』（有斐閣、2021）

神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選』（有斐閣、2019）

参考書：江頭憲治郎『株式会社法（第8版）』（有斐閣、2021）

#### < 成績評価方法 >

学期末に実施する筆記試験の成績（80％）、小テストの成績・授業中における質疑応答の状況（20％）を勘案して、総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### < その他 >

#### < Object and summary of class >

This course teaches Commercial Law and covers the fundamental and thorough principles of Commercial Law. The detailed understanding of Commercial Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	民事訴訟法		単位	2	担当教員 今津 綾子
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW509J		

### <授業の目的と概要>

民事訴訟法の体系的な議論方法を理解し、当該体系の中において民事訴訟法の基本的な諸概念が如何なる位置づけを得、それら概念が互いに如何なる関係にあるのかを理解することを目的とする。

### <学修の到達目標>

1. 民事訴訟の過程において発生する具体的な問題に対して、民事訴訟法（学）上どのような仕組みを用いて解決すれば良いのかを適切に選択することができる。
2. 選択された仕組みがどのような道具なのかを他の仕組みと関連付けながら正確に説明することができる。
3. 選択された仕組みの基本的な適用場面における適用の方法と結果（要件と当てはめと効果）を正確に説明することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1 授業方法

各回の授業の前半では、教員が基本的事項について講義する。後半では、事前に与えられた課題についての質疑応答を行い、理解を深める。

#### 2 各回の内容（予定）

- 第1回 民事訴訟の役割
- 第2回 民事訴訟の理念
- 第3回 訴えの提起
- 第4回 当事者
- 第5回 複数の当事者をもつ訴え
- 第6回 訴状の提出
- 第7回 民事訴訟の審理
- 第8回 弁論主義
- 第9回 当事者の行為（申立て、主張、立証）
- 第10回 証拠調べ
- 第11回 事実の認定
- 第12回 判決の成立
- 第13回 判決の効力①
- 第14回 判決の効力②
- 第15回 上訴・再審

### <授業時間外学修>

#### 1 予習

各回で扱う内容について、教科書の該当箇所を読み、全体像を理解する。  
事前に配布される資料がある場合には、その内容を確認し、課題に取り組む。

#### 2 復習

期末試験に向けて、各自のペースで復習する。

### <教科書および参考書>

- 教科書：山本弘＝長谷部由紀子＝松下淳一『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2023）  
参考書：三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2023）  
参考書：高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2023）

※民事訴訟法は2022年に比較的大きな改正を経ていますので、それに対応していない参考書を利用される場合は内容にご留意ください。

**<成績評価方法>**

期末試験80%、平常点20%で評価する。

(平常点は、授業中の質疑応答の内容のほか、小テストにより評価する予定である。)

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Procedure Law and covers the fundamental and thorough principles of Civil Procedure Law. The detailed understanding of Civil Procedure Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	刑事訴訟法		単位	2	担当教員 大谷 祐毅
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW510J		

### <授業の目的と概要>

刑事訴訟法の全体をひととおり学習して刑事手続全般についての基礎的な知識を修得し、刑事訴訟法上の基本的な諸制度ないし原理の意義を根本から理解することを目指す。またそれを通じて、具体的事案につき、問題を発見し、それを分析して法的議論を行って一定の結論を導き、これを的確に表現する能力を涵養することを目指す。

### <学修の到達目標>

- ①刑事手続の概要と刑事訴訟法上の基礎的・基本的事項（刑事訴訟法の理念、原理・原則、各制度の趣旨等）の正確かつ実質的な理解を得る。
- ②刑事手続に関する基本的な法解釈論及び制度論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示できるようになる。
- ③基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、一定の結論を導出しそれを基礎づけることができるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

教員による講義及び受講者との質疑応答によって授業を進める。レジュメ等の講義資料をTKCを通じて事前配布するので、受講者は、教科書の該当部分を読んで問題領域の全体を概観した上で、レジュメの末尾に記載された予習案内に従って予習を行なったうえで、授業に臨むことが求められる。

- 第1回 強制捜査と任意捜査
- 第2回 職務質問とその付随措置
- 第3回 逮捕・勾留①
- 第4回 逮捕・勾留②
- 第5回 被疑者等の取調べ
- 第6回 捜索・差押え①
- 第7回 捜索・差押え②
- 第8回 接見交通
- 第9回 起訴状の記載
- 第10回 訴因変更①
- 第11回 訴因変更②
- 第12回 証拠法総論
- 第13回 違法収集証拠排除法則
- 第14回 自白法則
- 第15回 伝聞法則

### <授業時間外学修>

予習については前記<授業内容・方法>のとおりである。授業後には後掲の<教科書および参考書>を用いて授業内容を各自復習する必要がある。レジュメには復習に際して参照することが有益な資料を掲記することがある。

なお、後掲の<教科書および参考書>のうち、授業で扱う余裕のない部分については、来年度の基幹刑事訴訟法に備え、自分自身で読み込んでおくことが求められる。

### <教科書および参考書>

- ・教科書 酒巻匡『刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣、2020）
- ・判例集 大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選（第11版）』（有斐閣、2024）

- 三井誠『判例教材刑事訴訟法（第5版）』（東京大学出版会、2015）（「重要判例サ  
ブルメント」がオンラインで公開されている）
- ・参考書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕（第2版）』（立花書房、2021）  
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕（第2版）』（立花  
書房、2023）

※教科書又は判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を  
用いる。

#### < 成績評価方法 >

期末試験（80%）、平常点（授業中の質疑応答の内容等）（20%）による。前記<学修の到達  
目標>を重要な指標として成績評価を行う。

#### < その他 >

#### < Object and summary of class >

Designed for first-year students, this course addresses the most basic principles of criminal  
procedure in contemporary Japan. The course consists of three parts: Investigations (which  
explores some of the elementary issues concerning arrest and detention, search and seizure,  
interrogation, etc.), Adjudication (covering the process from the prosecutor's charging  
decision to the court's final judgment), and Evidence (with focus on some introductory  
topics arising out of exclusionary remedies, confessions, and hearsay evidence).

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第2年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	行政法		単位	2	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L2	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW511J	

#### <授業の目的と概要>

この授業では、行政法についての予備知識がないこと（行政法について未修者であること）を前提に、いわゆる行政法総論を中心に、行政法の基礎を学ぶ。

#### <学修の到達目標>

- ・行政法総論の基礎概念および基礎理論を正確に理解できる。
- ・行政法総論に関する法解釈論上の基本的な論点について、問題の所在および所論の基礎にある「考え方」を理解できる。
- ・行政法総論に関連する典型的な紛争事案について、関係法令を読み解いてその法的論点を示し、判例の理解を含めた基礎的な知識を用いて、当該論点に関する自分なりの考えをまとめることができる。
- ・行政救済制度の骨格を理解し、行政法総論との対応関係の概略を理解できる。
- ・上記を通じて得た知識や考え方をを用いて事例問題にアプローチし、自らの理解を説得的に論証することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

基礎概念および基礎理論を概説した上で、判例教材を用いて基礎概念および基礎理論がどのような紛争状況で登場し、判例によりどのような形で展開されているか、概説および質疑応答を通じて検討を加えていく。こうして獲得した知識や考え方を踏まえ、授業の中終盤で、質疑応答により事例問題に検討を加え、実際に答案を作成することを通じて、将来の法曹としての実務に必要な論述能力を涵養する。

各回の授業内容は次の通り予定しているが、変更を含め、詳細についてはTKC等で周知する。

- 1.イントロダクション
- 2.行政法の法源／行政組織
- 3.法律による行政の原理
- 4.法の一般原則
- 5.行政立法
- 6.行政処分概論
- 7.行政処分手続
- 8.行政裁量
- 9.行政指導
- 10.事例問題演習①
- 11.行政契約／行政計画
- 12.行政調査／行政上の義務履行確保／情報公開・個人情報保護
- 13.行政救済論概観①
- 14.行政救済論概観②
- 15.事例問題演習②

#### <授業時間外学修>

予め指定する教科書の該当範囲と判例を読み、予習課題として課す設問に検討を加えた上で、疑問点を整理しておくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、理解が不十分であった点について定着を図るとともに、復習課題として課す設問に検討を加えることが求められる。加えて、事例問題について、予習段階で検討結果を簡単なメモにまとめ、復習段階で自らの理解を的確に論証できるよう練習することが望ましい。

その他、詳細はTKC等で周知する。

**<教科書および参考書>**

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社，2024年），判例教材として『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂，2022年）を用いる。開講までに改版があった場合には最新版を用いる。

参考書については授業内で指示する。

**<成績評価方法>**

期末試験90％・平常点10％とする。平常点は，授業中の発言，事例問題演習答案の提出状況，欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては，上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

質問等への対応については開講時に指示する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Administrative Law and covers the fundamental and thorough principles of Administrative Law. The detailed understanding of Administrative Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹憲法		単位	2	担当教員 中林 暁生
配当年次	L2	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW601J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、第1年次に配当される「憲法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法上の専門的諸問題について検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟についての知識・思考法・法技術を習得することが課題となる。

### <学修の到達目標>

第1年次に学んだ憲法に関する基本的事項の理解を前提として、具体的な事案に関して、①その事案における憲法上の問題とは何であるか、②具体的な訴訟（民事・刑事・行政）において、そのような憲法上の問題についての両当事者の主張はどのように構成しうるのか、の2点を分析・検討できる基礎的能力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業方法：受講生が毎回TKC上に掲載される予習課題について検討していることを前提として、教員による質問とそれに対する受講生の応答という形で授業を行う。なお、各回で採り上げる判例・裁判例の詳細は、初回の講義で指示する。

1. 憲法判例を読む
2. 憲法判例研究①
3. 憲法判例研究②
4. 憲法判例研究③
5. 憲法判例研究④
6. 憲法判例研究⑤
7. 憲法判例研究⑥
8. 憲法判例研究⑦
9. 憲法判例研究⑧
10. 憲法判例研究⑨
11. 憲法判例研究⑩
12. 憲法判例研究⑪
13. 憲法判例研究⑫
14. 憲法訴訟①
15. 憲法訴訟②

### <授業時間外学修>

予習課題および復習教材を各回TKC上に掲載する。

### <教科書および参考書>

教科書

小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）

参考書

芦部信喜著（高橋和之補訂）『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）

市川正人『基本講義 憲法〔第2版〕』（新世社、2014年）

佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2022年）

高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第5版〕』（有斐閣、2020年）

辻村みよ子『憲法〔第7版〕』（日本評論社、2021年）

野中俊彦＝中村陸男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ〔第5版〕』『憲法Ⅱ〔第5版〕』（有斐

閣, 2012年)

渡辺康行=宍戸常寿=松本和彦=工藤達朗『憲法Ⅰ 基本権〔第2版〕』『憲法Ⅱ 総論・統治』(日本評論社, 2023年, 2020年) (渡辺ほか・憲法ⅠⅡと略記)

宍戸常寿=曾我部真裕編『判例プラクティス憲法〔第3版〕』(信山社, 2022年)

長谷部恭男=石川健治=宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕』『憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕』(有斐閣, 2019年)

木下昌彦編集代表『精読憲法判例〔人権編〕』『精読憲法判例〔統治編〕』(弘文堂, 2018年, 2021年)

#### <成績評価方法>

筆記試験(70%)および平常点(30%)によって評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

教科書・参考書は、開講時に新版が出ていればそれによる。

授業の進行に応じた教員からの課題の提示などはTKC上で行う。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Constitutional Law: Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Constitutional Law: Advanced. The detailed understanding of Constitutional Law: Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>基幹行政法</b>		単位	4	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L2	開講学期	後期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW602J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、いわゆる行政法総論について一定の理解を備えていることを前提に、その理解を深め、いわゆる行政救済法の基礎概念および基礎理論等を補充しつつ、判例等を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、その合理的な解決のためにどのような手段を用いることが適切か、行政活動の適法性・違法性について実体的・手続的にどのような主張をすることが適切かを学ぶ。

### <学修の到達目標>

具体的な事案に関して、①個別法の仕組みのもとで、行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）、②それを訴訟等で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討等）、の2点を分析・検討できる基礎能力を身につけるとともに、これらの点について法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

### <授業内容・方法と進度予定>

基礎概念および基礎理論を概説した上で、判例教材を用いて基礎概念および基礎理論がどのような紛争状況で登場し、判例によりどのような形で展開されているか、質疑応答を通じて検討を加えていく。項目毎に、関連する過去の司法試験論文式試験問題を取り上げ、授業で扱った基礎概念・基礎理論や判例がどのような形で問われているか（どのように活用すべきか）確認する。こうして獲得した知識や考え方を実際に活用する能力を養うために、授業の各段階で、質疑応答を通じて事例問題に検討を加えるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導（授業を通じて2回程度を予定）を行う。これらを通じて、行政法総論と行政救済法の対応関係を理解し、「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」を架橋する能力を養成するとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養することを目指す。

各回の授業内容は次の通り予定しているが、変更を含め、詳細についてはTKC等で周知する。

- 1.行政の法と組織（行政立法論・条例論も含む）
- 2.法律による行政の原理と法の一般原則
- 3.各種行為形式等の実体的統制
- 4.各種行為形式等の手続的統制
- 5.各種行為形式の裁量統制①
- 6.各種行為形式の裁量統制②
- 7.事例問題演習①
- 8.行政救済制度概観／取消訴訟の対象①
- 9.取消訴訟の対象②
- 10.取消訴訟の対象③
- 11.取消訴訟の原告適格①
- 12.取消訴訟の原告適格②
- 13.取消訴訟の原告適格③
- 14.取消訴訟と時間の経過①
- 15.取消訴訟と時間の経過②
- 16.取消訴訟の審理・判決／無効等確認訴訟
- 17.事例問題演習②
- 18.不作為違法確認訴訟／義務付け訴訟
- 19.差止訴訟／法定外抗告訴訟

- 20.公法上の当事者訴訟／各種抗告訴訟と当事者訴訟の関係
- 21.民衆訴訟・機関訴訟
- 22.行政上の不服申立て
- 23.事例問題演習③
- 24.国家賠償法の基本構造・国家賠償法1条の基本問題
- 25.国家賠償法1条の応用問題
- 26.国家賠償法2条・損失補償①
- 27.損失補償②
- 28.行政上の義務履行確保の仕組みと救済手段
- 29.情報公開・個人情報保護の仕組みと救済手段
- 30.事例問題演習④

#### < 授業時間外学修 >

予め指定する教科書の該当範囲と判例を読み、予習課題として課す設問、事例問題等に検討を加えた上で、疑問点を整理しておくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、理解が不十分であった点について定着を図るとともに、復習課題として課す設問や関連する過去の司法試験論文式試験問題等に検討を加えることが求められる。加えて、事例問題、司法試験問題については、検討結果を簡単なメモにまとめるとともに、授業を踏まえて自らの理解を的確に論証できるよう練習することが望ましい。

その他、詳細はTKC等で周知する。

#### < 教科書および参考書 >

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社，2024年），判例教材として『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂，2022年）を用いる。開講時点で改版があった場合は最新版を用いる。

参考書については授業内で指示する。

#### < 成績評価方法 >

期末試験90％・平常点10％とする。平常点は、授業中の発言、事例問題演習答案の提出状況、欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### < その他 >

質問等への対応については開講時に指示する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Administrative Law:Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Administrative Law:Advanced. The detailed understanding of Administrative Law:Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹民法		単位	6	担当教員 榎橋 明香 久保野 恵美子 吉永 一行
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	前期1回 後期2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW603J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、L1ないし学部段階において得た主として民法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を学ぶことを目的とする。

### <学修の到達目標>

L1ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、私法領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

民法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的応用能力を養うために、後掲3「予定」に掲げた題材に関する事例を用い、各題材につき、問題点を抽出し、分析した上で総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業の形式を採ることもありうる）。

#### 2. 教育方法

基本的に、事例問題を素材として、担当教員と受講者・クラス全員の間で、双方向・多方向的な質疑応答及び討論を行うかたちで授業を進める。

#### 3. 予定

前後期の6単位全体を通じて、民法の領域全般にわたる事例演習を用いて重要論点について基本的な知識や理解を実践的に応用し、論述する能力を培う講義とする。

#### 【前期2単位】

以下のような構成により事例問題を取り扱う予定である。変更の場合には、TKCにて事前に告知する。

#### (1) ガイダンス・民法判例の学習法

#### ・事例演習－物権・担保物権分野

- (2) 物権1（不動産物権変動①）
- (3) 物権2（不動産物権変動②）
- (4) 物権3（動産物権変動）
- (5) 物権4（物権的請求権）
- (6) 物権5（所有権）
- (7) 担保物権1（抵当権の設定・効力）
- (8) 担保物権2（抵当権の侵害）
- (9) 担保物権3（抵当権と利用権）
- (10) 担保物権4（物上代位）
- (11) 担保物権5（動産・債権担保）

- ・ 不法行為・不当利得
- (12) 不法行為 1 (一般不法行為)
- (13) 不法行為 2 (特殊不法行為)
- (14) 不法行為 3 (特殊不法行為)
- (15) 不当利得

・ 前期期末試験

【後期4単位】

順番が前後する可能性はあるが、以下のようなスケジュールを予定している。

(1) 事例問題に対する論述方法の指導

・ 事例演習－債権総論・契約法

- (2) 債権総論 1 (弁済、相殺)
- (3) 債権総論 2 (責任財産の保全)
- (4) 債権総論 3 (債権の譲渡)
- (5) 債権総論 4 (多数当事者の債権債務、債務の引受け)
- (6) 債権総論 5 (保証)
- (7) 売買 1 (目的物の契約不適合、解除、損害賠償)
- (8) 売買 2 (特定物債権と種類債権、履行の提供)
- (9) 売買 3 (契約の成立、定型約款)
- (10) 賃貸借 1 (当事者の権利義務、賃貸借の終了、敷金)
- (11) 賃貸借 2 (賃借権の対抗、賃貸人たる地位の移転)
- (12) 賃貸借 3 (賃借権の譲渡、賃貸物の転貸)
- (13) 役務提供型契約 1 (当事者の権利義務、報酬請求権)
- (14) 役務提供型契約 2 (損害賠償、任意解除権)
- (15) 役務提供型契約 3 (預金の成立、預金者の認定)

・ 事例演習－親族・相続

- (16) 親族 1 (夫婦財産制)
- (17) 親族 2 (親子)
- (18) 親族 3 (裁判離婚)
- (19) 親族 4 (親権)
- (20) 相続 1 (相続人)
- (21) 相続 2 (相続分)
- (22) 相続 3 (遺言の解釈)
- (23) 相続 4 (遺産分割協議の不履行)
- (24) 相続 5 (配偶者居住権・配偶者短期居住権)

・ 事例演習－民法総則

- (25) 法律行為 1 (虚偽表示)
- (26) 法律行為 2 (公序良俗)
- (27) 代理 (無権代理、表見代理)
- (28) 行為能力 (制限行為能力による取消しと原状回復の範囲)
- (29) 時効 1 (取得時効)
- (30) 時効 2 (消滅時効、和解と示談)

・ 後期期末試験

< 授業時間外学修 >

あらかじめ提示される事例問題等について、授業で行われる質疑応答及び討論に備えた十分な予習を行う必要がある。

#### <教科書および参考書>

原則として、各回に授業で取り上げる事例問題を事前にTKCに掲載又は配布する。教科書は特に指定しないが、授業のなかで随時参考文献を示す。

#### <成績評価方法>

前期・後期ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、前期の成績に後期の成績を2倍して加算した点数を3で割った点数を最終成績とする。

前期と後期それぞれの評価は、筆記試験の成績を80%、授業時の応答内容等を考慮した平常点を20%として行う。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

連絡等には、TKC教育支援システムを用いる予定である。

オフィス・アワーについては別途案内する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches advanced civil law and covers the fundamental and thorough principles of civil law. The detailed understanding of civil law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹刑法		単位	4	担当教員 成瀬 幸典 柏木 良太
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW604J		

### <授業の目的と概要>

受講者が、①刑法に関する基本的事項について理解していることを前提にして、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めること、および、②論述式の定期試験を実施し、その採点結果を答案とともに返却し、質疑応答等を通じて、論述能力を向上させることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成すること、②類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討すること、③その判例理論を前提に、自己の見解を的確かつ説得的に展開するために必要な論述能力の向上を図ること、④判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示することといった、実践的な問題解決の訓練（法曹に必要な論述能力の涵養を含む）を行う。これらを研究者と実務家との共同講義によって実践することにより、理論が現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能しているのかを理解することも、本講義の目的の一つである。

なお、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：刑法」（いわゆるコアカリ）に記載されている各項目を達成することも本講義の目的である。コアカリについては、TKC教育研究支援システム（以下、TKC）にアップロードされているので、事前に入手しておくこと（改正等により、コアカリを修正すべき部分については、講義の中で指示する）。

### <学修の到達目標>

1年次あるいは学部段階に学んだ刑法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出し、的確に論述することができるようになる。

具体的には、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成することができる、②判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確・的確に表現・展開することができる、③事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に論述することができるようになる（法曹に必要な論述能力を獲得する）。

### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、受講者がTKC上に示された予習課題について、十分に検討してくることを前提として、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式で進める。いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論及び実務上の重要問題を扱う判例や事例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面から立ち入った検討を行う。

本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りである（以下のものは、現段階での予定であり、変更される可能性があるため、TKCを随時確認すること）。

なお、時間の関係上、講義で取り上げることのできないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法等について示すので、各自で自習することが必要である。

#### 【前期】

- 第1回 ガイダンス——刑法の判例及び文献に関する調査・読解方法等について
- 第2回 実行行為
- 第3回 正犯と共犯1
- 第4回 正犯と共犯2
- 第5回 実務における正犯と共犯
- 第6回 因果関係1
- 第7回 因果関係2
- 第8回 故意と錯誤

- 第9回 実務における故意
- 第10回 正当防衛 1
- 第11回 正当防衛 2
- 第12回 実務における正当防衛
- 第13回 未遂犯と中止犯
- 第14回 事例研究 1
- 第15回 事例研究 2

**【後期】**

- 第1回 財産犯 1
- 第2回 財産犯 2
- 第3回 実務における財産犯 1
- 第4回 財産犯 3
- 第5回 実務における財産犯 2
- 第6回 公共危険犯 1
- 第7回 公共危険犯 2
- 第8回 実務における公共危険犯
- 第9回 公共の信用に対する罪 1
- 第10回 公共の信用に対する罪 2
- 第11回 実務における公共の信用に対する罪
- 第12回 国家的法益に対する罪 1
- 第13回 国家的法益に対する罪 2
- 第14回 事例研究 3
- 第15回 事例研究 4

**< 授業時間外学修 >**

\* 詳細は、講義中又はTKCで個別的に指示する。

**< 教科書および参考書 >**

- ・ 参考書（しばしば講義中で使用するので、購入することが望ましい）  
成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法Ⅰ総論（第2版）』（信山社）  
成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎『判例プラクティス刑法Ⅱ各論』（信山社）

**< 成績評価方法 >**

学年末試験（40％程度）、総合試験2回（2回併せて40％程度）及び平常点（20％程度）によることを予定している。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**< その他 >**

GoogleClassroomのクラスコードはpxfwgrhである。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Criminal Law:Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Law:Advanced The detailed understanding of Criminal Law:Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹商法		単位	4	担当教員 森田 果
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW605J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、L1ないし学部段階において得た商法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

(司法試験問題を含む)事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための指導を行う。

### <学修の到達目標>

L1ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、商法(特に会社法)領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、さらに理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、後掲3「予定」に掲げた題材に関する教材を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが法曹の活動においてきわめて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

#### 2. 教育方法

裁判例や事例問題を用いた教材(予習課題)を事前に配布する。各回の授業は、受講者全員が予習してきたことを前提として、原則として担当教員と受講者との質疑応答によって進めていく。したがって、受講者は、予習課題に含まれる法的問題に関する文献に眼を通し、毎回の授業において、具体的な事実に含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行い、法ルールを適用して妥当な結論を導くこと、その過程を論理的にかつ的確に表現することが求められる。このことを通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に應用可能な「生きた知識」へと変化させることとなる。

また、論述式の定期試験、及び、これに準じる形式の小テストを実施した上で、その採点結果について解説講評を行い、質疑応答を通じて、論述能力を向上させることも目指す。

#### 3. 予定

##### [前期]

前期は、いわゆるコーポレート・ガバナンスを中心に扱う。

##### (1) 株式会社の機関設計

(株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配)

##### (2) (3) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵

(取消・無効・不存在の区別と具体例ほか、商法判例の読み方)

##### (4) (5) 取締役と会社との利害の対立

(競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか)

##### (6) (7) 取締役の対会社責任

(経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか)

##### (8) 対外的業務執行と取引の相手方の保護

(必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか)

- (9) (10) 株主による監督是正  
(株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)  
(11) (12) 監査役(会)設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社  
(各類型の会社の監査監督体制の違い、各類型の会社の設計と運営)  
(13) 会社の設立  
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)  
(14) (15) 会社の倒産と民事責任  
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)

[後期]

- 後期は、コーポレート・ファイナンスや組織再編を中心に扱う。  
(16) (17) 株式会社の計算・会社財産の分配  
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)  
(18) (19) エクイティ・ファイナンス  
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)  
(20) (21) オプション・ファイナンス  
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)  
(22) デット・ファイナンス  
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)  
(23) 種類株式  
(種類株式の法規整、各種の種類株式)  
(24) 株式の流通  
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)  
(25) (26) (27) (28) 組織再編  
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)  
(29) 持分会社  
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)  
(30) 総則・商行為の重要論点  
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

**< 授業時間外学修 >**

予習課題は、TKC教育支援システムに掲載する。  
授業で学んだことを記憶として定着させるためには、その日のうちに(遅くとも週内に)復習することが重要である。

**< 教科書および参考書 >**

裁判例や事例を素材とした教材をTKC教育支援システムを通じて配布する。  
主要な参考文献については開講時に紹介する。

**< 成績評価方法 >**

成績評価は、評価の70%は筆記試験の成績に基づき、30%は期中の小テストの成績や授業時の応答内容等(授業にどれくらい効果的に参加したか)に基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

なお、成績評価に際しては、前掲の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**< その他 >**

連絡等には、TKC教育支援システムを用いる。TKCを通じた配布の難しい、録音・録画ファイルの配布については、Google Classroomも活用する

**< Object and summary of class >**

This course teaches Commercial Law: Advanced and covers the fundamental and thorough principles of advanced commercial law. The detailed understanding of Commercial Law: Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹民事訴訟法		単位	4	担当教員 今津 綾子
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW606J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、受講者が民事訴訟法に関する基本的な知識をすでに取得していることを前提としたうえで、その知識を用いて具体的な事案を法的に分析し、かつ、自分の言葉で説得的に論述する能力を涵養することを目的とする。

### <学修の到達目標>

この授業における受講者の到達目標は、以下の2つの能力を身に着けることである。

- ①民事訴訟法についての基本的な知識を用いて、判例を厳密に分析することができる。
- ②未知の事案について、基本的な知識を適切に用いながら法的な論点を抽出し、適切な法律論を組み立てて論述することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

この授業では、後掲の指定教科書（『ロースクール民事訴訟法〔第5版〕』〔有斐閣、2019〕）に掲載されている事例について、後掲3の予定に従って検討を進める。

L1ないし学部段階では基本的な知識を得ることに重点が置かれるが、本授業ではそうした知識を用いて具体的な事例に対する一定の結論を得ることに重点を置く。

#### 2. 教育方法

各回の授業は、指定教科書に掲載されている事例について、担当教員と受講者とが質疑応答及び討論を行う形式で進める。

前期末、後期末にそれぞれ定期試験（筆記試験）を実施し、その採点結果について答案とともに返却する。その後、定期試験問題に関する質疑応答を通じて、論述能力の向上を図る。

#### 3. 予定

変更がある場合、適宜の方法で周知する。

##### <前期>

- (1) 重複起訴の禁止と相殺の抗弁
- (2) 送達・訴訟手続の中断
- (3) 当事者の確定・変更
- (4) 集団訴訟
- (5) 訴えの利益
- (6) 宗教法人の内部紛争
- (7) 処分権主義
- (8) 筆界確定訴訟
- (9) 弁論主義・自白
- (10) 裁判所の訴訟指揮権
- (11) 口頭弁論の準備
- (12) 事実認定の基礎
- (13) 立証活動
- (14) 証拠調べにおける公務秘密
- (15) 訴訟上の和解

##### <後期>

- (16) 一部請求
- (17) 判決効の客観的範囲と上訴の利益

- (18) 判決効の時的限界
- (19) 判決効の主観的範囲
- (20) 定期金賠償と鑑定
- (21) 複数請求訴訟と控訴
- (22) 補助参加と同時審判申出共同訴訟
- (23) 独立当事者参加
- (24) 訴訟承継
- (25) 再審と判決の無効
- (26) 医療関係訴訟
- (27) 知的財産関係訴訟
- (28) 消費者関係訴訟
- (29) 人事関係訴訟
- (30) 相続関係訴訟

#### < 授業時間外学修 >

受講者は、指定教科書のうち事前に指示された範囲について予習して授業に臨むこと。

- ・教科書に掲載されている判例、文献について目を通したうえで、用意された設問に対する自分なりの解答を用意すること。
- ・必要に応じて、教科書に掲載されている以外の判例・裁判例や文献についても参照されたい。

#### < 教科書および参考書 >

##### 【指定教科書】

三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣、2019）

##### 【参考書】

参考までにいくつか挙げておきますが、各自の使いやすいものを使っていただいて構いません。

- ・山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣アルマ、2023）
- ・三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2023）
- ・伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣、2023）

※以下はIT化改正前の文献です。

- ・新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂、2019）
- ・高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣、2016）
- ・松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』（弘文堂、2015）
- ・高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2013、2014）

##### 【判例集】

高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2023）

#### < 成績評価方法 >

成績は、前期期末試験45%、後期期末試験45%、平常点10%の割合で評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### < その他 >

授業に関する連絡は、classroom又はTKCを通じて行うので、定期的に確認すること。

質問等は、各回の授業中やその前後、オフィスアワーを通じて受け付ける。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Procedure Law:Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Civil Procedure Law:Advanced. The detailed understanding of Civil Procedure Law:Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹刑事訴訟法		単位	4	担当教員 井上 和治
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW607J		

### <授業の目的と概要>

受講者が法学既修者として刑事訴訟法の全体をひと通り学習していることを前提に、個々の問題領域における理論的・実務的に重要な判例・裁判例（後掲の『判例教材刑事訴訟法』に収録されているものを中心とする）や司法試験の本試験及び予備試験の過去問の検討を通じて、下記の<学修の到達目標>に到達することを目的とする。

### <学修の到達目標>

- ① 検討を求められる比較的複雑な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。
- ② 当該論点に関連しうる主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。
- ③ 当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。
- ④ 関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。
- ⑤ 当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

教員による講義及び受講者との質疑応答によって授業を進める。レジュメ等の資料を1週間前までにGoogle Classroomを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、指定教材の指定部分を読んで問題領域の全体を概観した後、レジュメの設問に（判例教材や基礎資料等を参照しつつ）検討を加えたうえで、授業に臨むことが求められる。授業では、ほぼ毎回、授業で扱うテーマに関連する司法試験の本試験や予備試験の過去問を検討し、事例問題への対応力（答案作成に求められる論述能力）の涵養を図る。また、必要に応じて、過去問等に関する補足的な動画教材をGoogle Classroomにアップロードする。

#### 〔前期〕

- 第0回 動画教材によるガイダンス（判例・裁判例の読み方等に関する説明を含む）
- 第1回 強制捜査と任意捜査
- 第2回 職務質問とその付随措置
- 第3回 被疑者等の取調べ
- 第4回 逮捕・勾留①
- 第5回 逮捕・勾留②
- 第6回 逮捕・勾留③
- 第7回 搜索・差押え①
- 第8回 搜索・差押え②
- 第9回 搜索・差押え③
- 第10回 通信・会話の傍受
- 第11回 おとり捜査
- 第12回 接見交通
- 第13回 訴因の特定
- 第14回 訴因変更①
- 第15回 訴因変更②

#### 〔後期〕

- 第1回 類似事実による立証
- 第2回 排除法則①
- 第3回 排除法則②
- 第4回 自白法則①
- 第5回 自白法則②
- 第6回 伝聞法則①
- 第7回 伝聞法則②
- 第8回 事例演習
- 第9回 伝聞例外①
- 第10回 伝聞例外②
- 第11回 事例演習
- 第12回 伝聞例外③
- 第13回 伝聞例外④
- 第14回 伝聞例外⑤
- 第15回 択一的認定

### <授業時間外学修>

予習については前記<授業内容・方法>のとおりである。なお、レジュメの末尾に掲記する参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく（無論、余裕があれば読み込んでも構わないが）、復習に際して適宜参照すれば足りる。

### <教科書および参考書>

- ・教科書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕（第2版）』（立花書房、2021年）  
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕（第2版）』（立花書房、2023年）
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）
- ・参考書 刑法法の全体を復習するための教材としては、酒巻匡『刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣、2020年）又は宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣、2018年）のいずれかを勧める。

※教科書又は判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を用いる。

### <成績評価方法>

- ①㉗前期期末試験（45%）、①㉘後期期末試験（45%）、㉙平常点（授業中の質疑応答の内容等）（10%）を合算した最終成績による。成績評価は、前記<学修の到達目標>を重要な指標として行う。
- ②受講者全体における前記①㉗及び①㉘の素点の平均点が著しく低くなった場合は、最終成績の算出に際し、得点調整を行う場合がある。また、最終成績の算出に際しては、合格点以上の成績評価における各評価の割合につき、A評価（90～100点）が若干名、A評価（80～89点）が20%程度、B評価（70～79点）が40%程度（20%を限度として増減あり）、C評価（60～69点）が40%程度（20%を限度として増減あり）となるよう、得点調整を行う場合がある。
- ③欠席は、平常点における減点事由とし、1回の欠席につき最終成績の2%を減点する。遅刻及び途中退出は欠席として扱う。

### <その他>

- ①授業の内容に関する質問は、メールを介してではなく、授業後、教室において、直接・口頭で行うこと。長時間を要する質問については、オフィスアワーを利用すること。
- ②予備校の教材に関する質問は、予備校の講師に対して行うこと。
- ③担当教員は、令和6年の本試験及び令和元年～令和6年の予備試験の考査委員を務めているため、授業等において、これらの年の試験問題に関する解説等（出題趣旨や採点実感等の公的文書に記載されている内容を超える解説等）を行うことはできない。他方、その他の年の試験問題（担当教員が作題又は採点に関与していないもの）については、授業等において解説等を行うことができる。これらの点については、法務省に確認済みである。

**< Object and summary of class >**

Designed for second-year students, this course deals with advanced issues of criminal procedure in contemporary Japan. The course consists of three parts: Investigations (which explores advanced issues concerning arrest and detention, search and seizure, interrogation, etc.) , Adjudication (covering the process from the prosecutor's charging decision to the court's final judgment) , and Evidence (topics covered include character evidence, exclusionary remedies, confessions, and the hearsay rule and its exceptions) .

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用憲法		単位	2	担当教員 佐々木 弘通
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW608J		

#### <授業の目的と概要>

この授業では、重要な憲法判例の読解・考察を通じて、「基幹憲法」で養成した憲法解釈論の基礎的な能力を、さらに向上させることを目的とする。

#### <学修の到達目標>

「学修の到達目標（学生がいかなる水準に到達することが期待されるか）」としては、「基幹憲法」で涵養した憲法解釈論の基礎能力を土台としながら、その应用能力を涵養することを目指す。具体的には、授業で素材とする各憲法判例について、以下2点の達成を目指す。第1に、事件及び訴訟としての特徴と、判例の論理を、十分に理解すること。第2に、判例の論理を憲法理論的な観点から批判的に点検し、同じ事案類型の事件について、判例の論理を踏まえながらより説得的な憲法論を構成する力を養うこと。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業方法：初回にオリエンテーションとなる授業を行い、判例の読み方とレジュメの作り方について解説する。受講者は本授業の課題判例7件全てについてレジュメを作成し提出しなければならない。第2回目以降の授業では、各回の担当者2名のレジュメに沿って、判例の理解を深めるための双方向式の授業を行う。読むことと書くことの関連を意識し、レジュメにおける文章の書き方の点検を付随的に行う。また、授業で課題判例を1つ終えるたびに、当該判例についての課題レポートを作成し提出するものとする（提出後に解答例を配布する）。

授業内容：以下のようなスケジュールを予定している。具体的なスケジュールの指示は授業で適宜行う（初回の予習については掲示等の方法で行うので注意すること）。

1. イントロダクション
2. 国務請求権（1）
3. 国務請求権（2）
4. 参政権（1）
5. 参政権（2）
6. 精神的自由（1）
7. 精神的自由（2）
8. 精神的自由（3）
9. 精神的自由（4）
10. 平等（1）
11. 平等（2）
12. 平等（3）
13. 平等（4）
14. 幸福追求権（1）
15. 幸福追求権（2）

#### <授業時間外学修>

受講者には、毎回の授業の予習として、予め判例教材を精読し、判例読解に際して当然考えるべき諸ポイントについての自分なりの理解を得ていること（わからない点はどこがどのようにわからないかを明確化していること）が求められる。また復習として、授業で初めて判ったことの理解を定着させることが求められる。さらに予習・復習を通じて、一つひとつの判例について、扱う判決それ自体の憲法論と、同判決と同じ事案類型の事件に対する判例を踏まえた自分なりの説得力ある憲法論とを、書くことが求められる。以上の学習を、各課題判例に関する事前のレジュメ作成と事後の課題レポート作成を通じて着実にを行い、憲法的思考力と論述能力を涵養する

ことが期待されている。

**<教科書及び参考書>**

判例教材を配布する。岡山大学法科大学院公法系講座編著『憲法 事例問題起案の基礎』（2018年、岡山大学出版会）を自習用の教科書とし、授業で言及することがある。

**<成績評価方法>**

期末試験で10割とし、そこから最大で1割までの減点余地と5分までの加点余地を平常点として設けて、成績評価を行う。なお、成績評価に際しては、上記の「学修の到達目標」が指標の1つとなる。

**<その他>**

受講希望者が8名を超える場合には選考を行う。本授業は、次年度に十分な準備の上で司法試験を受験する学生の受講を想定している。特にL2学生はその点を勘案して受講されたい。

教科書・参考書は、開講時に新版が出ていればそれによる。

**< Object and Summary of Class >**

This course teaches Advanced Seminar on Constitutional Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Constitutional Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Constitutional Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用行政法		単位	2	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW609J		

#### <授業の目的と概要>

この授業は、行政法の事例問題を検討することを通じて、「基幹行政法」で身につけた基礎知識を具体的な事案に応用する能力を養うとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

これまでに修得した具体的事案および個別法を分析する基礎的能力を前提として、より多様な事案および個別法につき、①行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）、②それを訴訟で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討）の2点を多角的に分析・検討できる応用的能力を身につけるとともに、③法曹として必要とされる論述能力を涵養し、自らの理解の的確に論証する能力を身につける。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業の前半では、様々な行政分野の個別法を読み解き、その正確な理解を踏まえて、具体的な事案にアプローチする能力を身につけるために、下記の教科書に掲載されている事例問題を素材に検討を行う。予習段階で指定した範囲の事例問題について一応の検討を済ませていることを前提に、質疑応答を通じて、事例問題へのアプローチの方法と自らの理解の的確な論証の方法を身につけていく。

授業の後半では、その能力を深め、法曹として必要とされる論述能力を涵養するために、近年の司法試験論文式試験問題を素材として、予め割り振られた担当者が作成した答案をもとに全員で検討を加えるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

具体的には下記の内容と進度を予定しているが、取り扱う司法試験論文式試験問題や担当（答案提出）回数などの詳細については、初回のガイダンスで受講生の希望を聴取し、協議した上で確定させる。

- 1.ガイダンス／事例研究（1）
- 2.事例研究（2）
- 3.事例研究（3）
- 4.事例研究（4）
- 5.事例研究（5）
- 6.事例研究（6）
- 7.事例研究（7）
- 8.事例研究（8）
- 9.事例研究（9）
- 10.事例研究（10）
- 11.司法試験論文式試験問題（1）
- 12.司法試験論文式試験問題（2）
- 13.司法試験論文式試験問題（3）
- 14.司法試験論文式試験問題（4）
- 15.司法試験論文式試験問題（5）

#### <授業時間外学修>

予習として、指示された事例問題について検討を加えて疑問点をまとめておくこと、割り当てられた司法試験論文式試験問題について十分な時間をかけて検討を加えて答案を作成することが

求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、予習時に理解が不十分であった点について定着を図ることが求められる。加えて、自らの理解を的確に論証できるよう練習することが望ましい。

#### <教科書および参考書>

曾和俊文ほか編『事例研究行政法〔第4版〕』（日本評論社，2021年）を教科書として用いる。また、「基幹行政法」で使用した『ケースブック行政法』，中原茂樹『基幹行政法』を持参することが望ましい。

#### <成績評価方法>

期末試験90%・平常点10%とする。平常点は、授業中の発言、司法試験論文式問題の答案の提出状況、欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

7月は休講とし、その分は6月までに補講を行う。詳細は別途周知する。  
段階的履修の観点から、「基幹行政法」を履修していることが望ましい。

#### < Object and summary of class >

This course teaches administrative law and covers the fundamental and thorough principles of administrative law. The detailed understanding of administrative law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用民法		単位	2	担当教員 吉永 一行
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW610J		

### <授業の目的と概要>

事例を整理して法的問題を抽出し、それに対して適切・説得的な解決を与えるとともに、その思考過程を適切に表現する方法を確認する。すなわち、民法の基礎知識を踏まえた法的思考を実践して事例問題を解く能力を展開することを目指す。民法の学修事項（定義や基本判例等の知識）の復習は、基本的には各自の学修に委ねることとし、授業では、扱う事案に係る限りで言及するにとどめる。

### <学修の到達目標>

L2までに修得した民法に関する基本的知識を応用することにより、具体的事案から解釈論上の問題を発見して説得的な議論を展開し、かつ事案から重要な事実を抽出して妥当な結論を提示できるようにする。

### <授業内容・方法と進度予定>

司法試験問題を含む事例問題を題材として、個々の分野・論点に関する問題演習を行うことで、法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

授業参加者は、全員が毎回、少なくとも答案構成を作成するものとする。さらに、各回の授業では、毎回受講者1～2名を担当者として指定し、指定された担当者は、前もって答案を提出する（提出された答案は受講生全員で共有する）。授業冒頭には、答案作成者とは別に指名される1～2名のコメント担当者が、答案に対するコメントを行う。その上で参加者全員で論点の選択や事実の抽出、法的な議論の展開の適否について討議を行う。

以下のスケジュールを予定している。扱う分野のバランスは、多少変更することがある。

- 第1回 ガイダンス、事例の解決についてのポイント
- 第2回 問題演習①－民法総則関連
- 第3回 問題演習②－民法総則関連
- 第4回 問題演習③－物権法関連
- 第5回 問題演習④－物権法関連
- 第6回 問題演習⑤－債権総論関連
- 第7回 問題演習⑥－債権総論関連
- 第8回 問題演習⑦－契約法関連
- 第9回 問題演習⑧－契約法関連
- 第10回 問題演習⑨－契約法関連
- 第11回 問題演習⑩－契約法関連
- 第12回 問題演習⑪－不法行為法関連
- 第13回 問題演習⑫－不法行為法関連
- 第14回 問題演習⑬－親族法関連
- 第15回 問題演習⑭－相続法関連

### <授業時間外学修>

詳細はTKCで周知する。

### <教科書および参考書>

- 1 教材 適宜配布する。
- 2 参考書  
各自、自分が普段使っている教科書・体系書を適宜持参すること。

**<成績評価方法>**

平常点（30％）及び筆記試験（70％）により成績評価を行う。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

履修希望者が多数（20名程度）に達した場合には選抜を実施する。選抜の際は、基幹民法の成績が下位であるものをより優先して抽選を行う。オフィス・アワーについては、別途案内する。

**< Object and summary of class >**

This course is ‘Advanced Seminar on Civil Law’ and covers the fundamental and thorough principles of the Japanese civil code. The detailed and advanced understanding of the code is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用刑法		単位	2	担当教員 成瀬 幸典 松本 圭史
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW611J		

#### <授業の目的と概要>

この授業では、下記の<授業内容・方法>に記載した形式の授業を実践することにより、事例問題の検討を通じて、具体的事案を的確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈・運用能力を修得することに加え、それらを的確に表現する、法曹にとって必要不可欠な論述能力の涵養を目的としています。

#### <学修の到達目標>

刑法に関する基本的知識を前提として具体的事案に分析を加え、①法的な問題点を検出し、それについて説得的な一般論を展開するとともに、②重要な事実を抽出し、これを適切に評価して一般論にあてはめることで、説得的な結論を提示できるようになる論述能力を涵養することがこの授業の目標です。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業は事例演習の形式で行います。井田良ほか『刑法事例演習教材〔第3版〕』（有斐閣、2020年）又は教員が作成した独自の事例問題を毎回1～2問、取り扱います。

各事例問題について受講者全員が解答案を作成することを前提として、さらに報告担当者を事前に割り当てます。報告担当者はあらかじめ設定した提出締切日までに解答案を作成したうえで、担当教員および他の受講者に電子メール等でそれを共有し、他の受講者は授業までに自分が作成した解答案と比較するなどして事前検討を行ってください（取り扱う事例、報告担当者、提出締切日等については、初回に決定したうえでTKCで告知します）。

授業当日は、報告担当者が解答案について補足的な説明を行った後、受講者全員で議論を行い、理解を深めると同時に、論述能力の向上を目指します。

本授業は司法試験の在学中受験を考慮して、週2回、講義を実施することにします。具体的な講義日程については、初回の講義において示すとともに、同一の内容をTKCにも掲示します。本授業は成瀬教授と松本准教授の2名が担当します。初回は2名共同で実施し、残りの14回については、成瀬教授が2回、松本准教授が12回担当することを予定しています。

#### <授業時間外学修>

詳細は授業内やTKCで指示します。

#### <教科書および参考書>

井田良ほか『刑法事例演習教材〔第3版〕』（有斐閣、2020年）

#### <成績評価方法>

平常点（40％）と筆記試験（60％）により成績評価を行います。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

#### <その他>

履修者は最大で10名程度とし、履修希望者がそれを大幅に超えた場合には、「刑法」や「基幹刑法」の履修状況ないし成績に基づいて選抜を行うことがあります。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Advanced Seminar on Criminal and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Criminal. The detailed understanding of Advanced Seminar on Criminal is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用商法		単位	2	担当教員 得津 晶
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW612J		

## <目的>

### 1. 授業の目的

1年次・2年次で学んだことを踏まえ、①基礎的な事項の知識・理解を確認しながら、②具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討した上で、③口頭でand/or文章で論理的に議論を展開し表現する能力を磨くことを目的とする。

### 2. 授業の概要

授業では、各回1問の長文の事例問題の検討を行う。

[Aim]

#### 1.The Aim of this Class

Basing on the knowledge taught in L1 and L2 classes, the aim of this class is (1) to confirm fundamental knowledge and understanding about commercial law, (2) to analyze the specific cases from legal perspectives, and (3) to improve the ability to express orally and in writing.

#### 2.The Outline of this Class

Analyzing one long-form case per one class.

## <学修の到達目標>

**学習の到達目標**：具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討するとともに、論理的に議論を展開し表現する能力をより向上させる。

[Achievement]

To Improve abilities to analyze specific cases and legal issues and to discuss and express them logically.

## <授業内容・方法>

### 1. 授業の内容・方法

実務法曹にふさわしい能力の有無の検定のために公的機関が作成した問題またはオリジナル事例問題を用いて、事例問題演習を行なう。

[授業前の準備]

各回、1問の事例問題を取り上げ、3～4人の報告者を割り当てる。報告者は、解答文案を作成し、事前に（火曜日の授業の2日前である日曜日夕方18:00までに）担当教員にメールで送付するものとする。担当教員は、日曜日のうちにT K C教育支援システム（あるいはGoogle Classroom）およびGoogle Drive上に作成した受講生用のフォルダ上に解答文案を掲載する。

参加者は、各自、事例問題を自分なりに考えてみた上で、解答文案に眼を通し、問題点や疑問点をまとめて授業に臨むものとする。

またGoogle Drive上のフォルダのファイルに担当者同士ないし他の受講生が質問事項等をコメントすることが期待される。

[授業の進行]

授業は、報告者による補足的な説明の後（全員が問題文やレジュメ・解答文案に眼を通してきていることを前提とするので、詳細な報告は求めない）、参加者による質疑応答や議論を中心に進める。

### 2. 授業の進度予定

第1回 問題1：演習編

第2回 問題1：分析編

第3回 問題2

第4回 問題3

- 第5回 問題4
- 第6回 問題5
- 第7回 問題6
- 第8回 問題7
- 第9回 問題8：演習編
- 第10回 問題8：分析編
- 第11回 問題9
- 第12回 問題10
- 第13回 問題11
- 第14回 問題12
- 第15回 問題13

- 問題1及び8は教室で実施する試験形式の中間レポートとする。
- 今年度は、問題を客観性ある外部試験問題を活用する予定であるが、受講生の学習状況を調査したうえで市販教材に変更する可能性がある。
- 本授業の到達目標は現実の事案から論点を探すことであって、そのためには、予め項目を指示することはできない。このことは、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』「本書の使い方」で田中亘も述べている。
- なお、この点に関して、教育能力の低い認証評価委員の研究者教員より、「司法試験対策なのではないか」という程度の低いコメントが来たので付言しておく。平井宜雄がこのようなレベルの低い研究者による教育に対して「研究者中心主義」と批判した通り、法学教育は価値のヒエラルヒアが存在せず客観的な正しさが立証できない中で、それでも現実の事案を当事者に、そして社会に「納得」させる形での解決を目指すものである。このような能力を醸成するものとして本授業は設計されている。このような法学教育論の理解の乏しい研究者（私は当該研究者の法学教育論論文が引用されている例を一度も見ることがない）が認証評価委員に二度と選任されないことを祈るのみである。
- TKCで再度周知するまでは、変更の可能性がある。

[Contents and Ways]

### 1.Contents and Ways of this class

Analyzing the specific case problems from some examinations designed by official institutions to test the abilities of legal professions or case problems made originally by the lecturer.

[Prep before the class]

- The instructor designates three or four students as reporters per one class to solve a specific case problem. Reporters should make the answers and submit them to the instructor by Sunday evening (18:00), two days before the class on Tuesday. The instructor is going to upload answers on TKC website or Google Classroom and Folder just for enrolled students on Google Drive.
- The other students should analyze the case, check the answers by reporters, and wrap up questions.
- The instructor expects reporters and the other students to make some comments or questions on the reporters' answers on Google Drive folder.

[How to proceed]

In classes, students, mainly, discuss each other and make question and answer, after the complementary explanation by the instructor. Instructor is not going to make it in detail, because all students are supposed to check the cases, textbooks, and answers by reporters.

### 2.Schedule of this class

Class1: Case 1—Practice

Class 2: Case 1—Analysis

Class 3: Case 2

Class 4: Case 3

Class 5: Case 4

Class 6: Case 5

Class 7: Case 6

Class 8: Case 7

Class 9: Case 8—Practice

Class 10: Case 8—Analysis

Class 11: Case 9

Class 12: Case 10

Class 13: Case 11

Class 14: Case 12

Class 15: Case 13

- At Case 1 and 8, or Class 1-2 and 9-10, students have to write reports in the classroom in the form of examination.
- Based on the students understanding commercial law or corporate law, I changed problemset from textbook to exams managed by governments or any other institutions.
- According to the aim and achievement of this class, I require students to find and clarify legal issues in problems. Therefore, I cannot tell the specific contents before analyzing the problem. It is one of the most important point in this class. Prof. Wataru Tanaka told same thing at the editing policy of Jirei de Kangaeru Kaishaho, 2nd ed. (Thinking Corporate Law with Cases, 2nd ed.)
- Just in case, I have to tell (untalented) reviewers from Accrediation Institute. The aim of this class is completely different from Jukentaisaku. As prof. Yoshio Hirai told, legal studies cannot tell the hierarchy of values or “correct answer”. Prof. Hirai strongly criticized her style as “researcherism” in legal education. Even without any correctness, legal studies have to tell social “acceptance” in specific problems in realities. It has already been common sense among legal scholar, though there are many criticisms. I hope such a researcher will never be chosen as a reviewer forever.
- This plan might be changed before the re-disclosure on Google Classroom or TKC.

#### <授業時間外学修>

予習：報告者は解答を作成することが求められる。それ以外の受講生も課題に目を通し分析することが求められる。そのほか、基礎が身につけていない者は問題に関連する基礎知識について下記参考書やコア・カリキュラム等を用いて確認することが求められる。

復習：この授業は事例問題演習であるため、事前の予習が中心となる。復習は、どのような書き方をすればより伝わるのかを分析すればよい。ただし、基本知識の習得が不十分な受講生は、授業後に、再度、コア・カリキュラム等の確認が求められる。

詳細はTKC またはGoogle Classroomで周知する。

[Learning out of classes]

The instructor is going to tell details in TKC.

- Prep: Reporters should make answers. The other students should check and analyze the case. If some have not learned the fundamental knowledge, they should check them by the books designated below or Core Curriculum.
- Review: Students should focus prep, because this class requires students to analyze specific cases. In the process of review, it is enough for them to analyze how to communicate more effectively. If students do not have enough understandings about fundamental knowledge, they should confirm them with Core Curriculum.

In detail, the directions will show on TKC or Google Classroom.

#### <教科書・教材>

参考書：伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』（有斐閣・2015年）

・ 江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』（有斐閣・2024年4月以降公刊予定）

・ 田中亘『会社法〔第4版〕』（東京大学出版会・2023年）

・ 伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法〔第5版〕』（有斐閣・2021年）

・ 高橋美加ほか『会社法〔第3版〕』（弘文堂・2020年）

・ 落合誠一ほか『会社法Visual Materials』（有斐閣・2011年）

・ 神作裕之＝藤田友敬編『商法判例集〔第9版〕』（有斐閣・2023年）

・ 岩原紳作＝神作裕之＝神田秀樹編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣・2021年）

※教材は新たな教材が出版される場合等には変更することがあるので、直前の掲示を確認のこと

※参考書の中にある概説書・体系書・判例集はあくまで例示であり、L2までの学習で利用してきたものを継続して利用すればよい。

※項目ごとに予習課題として法科大学院共通の到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案を使用する。コア・カリキュラムはウェブサイトにあるので各自ダウンロードしておくこと。  
法科大学院協会HP：[https://www.lskyokai.jp/info\\_101019/](https://www.lskyokai.jp/info_101019/)  
商法（第二次案修正案）：<https://www.lskyokai.jp/wp/wp-content/uploads/2018/09/6.pdf>

[Textbooks and Materials]

No Textbook

Reference: Yasushi Ito et al., Jirei de kangaeru Kaishaho 2nd ed., Yuhikaku, 2015

- Kenjiro Egashira, Kabushikigaishaho 9th ed., Yuhikaku, forthcoming in 2024
- Wataru Tanaka, Kaishaho 4th ed., Tokyodaigaku shuppankai, 2023
- Yasushi Ito, et al., Legal Quest Kaishaho 5th ed., Yuhikaku, 2021
- Mika Takahashi, et al., Corporate Law 3rd ed., Kobundo 2020
- Ochiai Seiichi, et al., Kaishaho Visual Materials, Yuhikaku, 2011
- Hiroyuki Kansaku and Tomotaka Fujita eds., Shoho Hanreishu 9th ed., Yuhikaku, 2023
- Shinsaku Iwahara et al. eds., Kaishaho Hanrei Hyakusen 4th ed., Yuhikaku 2021

※In cases to publish new edition, the textbook will be changed. Would you check the notice on TKC?

※The list of reference is just examples. Students might use any books used by themselves.

※In class, instructor makes questions from Core Curriculum. It is available below,

[https://www.lskyokai.jp/info\\_101019/](https://www.lskyokai.jp/info_101019/)

<https://www.lskyokai.jp/wp/wp-content/uploads/2018/09/6.pdf>

#### <成績評価の方法>

成績は、①報告者としての報告内容・解答例（事例1・8の教室内レポートを含む）、②討論への参加状況、③期末の筆記試験をそれぞれ3分の1ずつ勘案して総合的に評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

[Evaluation]

Students Evaluation is made equally (with one-third) based on (1) answers and reports by reporters, including reports written in classroom at Case 1 and 8, (2) participation in class discussion, and (3) the final examination. Evaluation is made based on [achievement] noted above.

#### <その他>

参加者数は最大24人とする。履修希望者が24人を超えた場合にはL2基幹商法の成績によって選考を行なう。

担当講師は学外者であるためGoogle Classroomの利用ができず連絡はTKCのみで行う可能性がある。

TKCも利用できないという万一に備えてウェブサイトを用意しておく。

<https://sites.google.com/r.hit-u.ac.jp/2024advancedcommerciallaw/>

[Miscellaneous]

**This class is done in Japanese. The maximum of students enroll is 24.** If more than 24 students apply, the instructor should chose 28 based on the record of L2 Fundamental Commercial Law.

Because the instructor is an outsider from Tohoku University, he possibly cannot use Google Classroom. In that case, the instructor will tell students information only with TKC.

In addition, just in case where the instructor cannot access Google neither Classroom or TKC, he has prepared the website for this class.

<https://sites.google.com/r.hit-u.ac.jp/2024advancedcommerciallaw/>

I hope I will not use thie website.

#### < Object and summary of class >

This course teaches Advanced Seminar on Commercial Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Commercial Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Commercial Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用民事訴訟法		単位	2	担当教員 宇野 瑛人
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW613J		

### <授業の目的と概要>

本授業は、「民事訴訟法」「基幹民事訴訟法」等の講義を通じて身につけた知識をより確実に定着させつつ、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解決のために適切に利用し、説得的な論述を展開する能力を涵養することを目的とする。

### <学修の到達目標>

典型的な事例とは異なる事案についても、民事訴訟法上の諸概念の基本的な趣旨を踏まえて、それら概念を適切に応用しつつ、隙のない論述を展開して結論を示すことができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

民事訴訟法（判決手続）に関する知見による解決が求められる、事例問題を題材とする。まずは後掲教科書から選択される比較的簡素な事例演習問題を題材とし、次第に参加者のレベルに合わせてより高度な問題に取り組んでいく可能性がある。

講義の進行方法の概略は、以下の通りである。

- ① 毎回担当者を指定する（基本1名であるが履修人数が半端な場合は複数名を指名する回があり得る）。担当者は割り当てられた課題について仮答案を作成し、これを指定された日までにクラスに共有する。他の参加者は、課題及び提出仮答案を検討し、講義当日までに適宜コメントを付与する。
- ② 当日は、担当者の作成した仮答案を叩き台として、参加者間での質疑応答を行う。場合によっては、教員から担当者あるいは他の参加者へ質疑が行われることもあり得る。
- ③ 担当者は、事前のコメント及び当日の議論を踏まえて、作成した仮答案を清書して再提出する。

各回のテーマの予定は以下の通りであるが、履修人数や参加者の希望に応じてなお調整の可能性があるので注意されたい。

- 第1回 オリエンテーション（講義の進め方の説明、担当の割当て、題材の希望聴取）
- 第2回 当事者能力
- 第3回 重複訴訟の禁止
- 第4回 弁論主義
- 第5回 文書提出命令
- 第6回 争点効・信義則
- 第7回 訴訟上の和解
- 第8回 不利益変更の禁止
- 第9回 再審
- 第10回 総合問題演習①
- 第11回 総合問題演習②
- 第12回 総合問題演習③
- 第13回 総合問題演習④
- 第14回 総合問題演習⑤
- 第15回 総合問題演習⑥

なお、「総合問題演習」においては、教科書の題材よりも高度な問題を利用した演習を予定しているが、参加者のレベルによっては引き続き教科書を使用することもあり得る。

### < 授業時間外学修 >

シラバス本文記載の通り,各回の担当者は課題を入念に検討の上,指定日までに仮答案を作成しなければならない。その他の参加者も,必ず課題と共有された仮答案について検討の上,指定日までにコメントを入力しなければならない。

### < 教科書および参考書 >

課題の選出は,さしあたり長谷部由起子ほか『基礎演習民事訴訟法 第3版』(弘文堂,2018)から行う為,入手の上毎回持参されたい。その他の教科書類・判例集についても,普段使用しているものを持参すること。

### < 成績評価方法 >

期末試験70%・平常点30%による。「平常点」は担当者としての仮答案・清書答案の内容の充実度と毎回の議論への貢献とを併せて評価する。

成績評価に際しては,上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### < その他 >

課題の割当ての都合もあるので,履修者の上限は6名とし,民事法科目(民事訴訟法・民法・商法)の成績を基に選抜を実施する。なお,人数上限まで必ず履修が認められるとは限らないので留意されたい。

答案のやり取り等,講義外でのコミュニケーションはGoogleClassroomを通じて行う(クラスコード:h4o6u6p)。

本講義は,原則として対面式の講義形態で行うが,特に必要が生じた場合においてはオンライン式講義へ切り替える可能性がある。

### < Object and summary of class >

This course teaches Advanced Seminar on Civil Procedure Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Procedure Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Procedure Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用刑事訴訟法		単位	2	担当教員 井上和治
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW614J		

#### <授業の目的と概要>

司法試験の本試験の過去問に関する検討を通じて、下記の<学修の到達目標>に到達することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

- ①検討を求められる応用的・発展的な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。
- ②当該論点に関連しうる主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。
- ③当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。
- ④関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。
- ⑤当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実に法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

各回につき、1年分の過去問を検討する。1年分の過去問につき、1名の答案作成担当者を決定する（グループワークは行わない）。各々の答案作成担当者は、割り当てられた過去問につき答案を作成し、Google Driveの指定のフォルダにアップロードするものとし、これを受け、他の履修者及び教員が当該答案にコメントを書き込むものとする。各回では、当該答案につき、他の履修者及び教員のコメントも踏まえつつ、全員で検討する。このような過程を通じて、本試験に出題されるレベルの事例問題への対応力（答案作成に求められる論述能力）の涵養を図る。

令和6（2024）年の司法試験が7月10日～14日に行われるところ、在学中受験に間に合うよう授業を終える必要があるため、正規の開講時間帯である金曜5限とは別に、水曜又は土曜に適宜補講を行う。

- 第1回 令和5年本試験過去問
- 第2回 令和4年本試験過去問
- 第3回 令和3年本試験過去問
- 第4回 令和2年本試験過去問
- 第5回 令和元年本試験過去問
- 第6回 平成30年本試験過去問
- 第7回 平成29年本試験過去問
- 第8回 平成28年本試験過去問
- 第9回 平成27年本試験過去問
- 第10回 平成26年本試験過去問
- 第11回 平成25年本試験過去問
- 第12回 平成24年本試験過去問
- 第13回 平成21年本試験過去問
- 第14回 平成20年本試験過去問
- 第15回 平成18年本試験過去問

#### <授業時間外学修>

授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

- ・三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）

※上記教材につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合であっても、2023年度の基幹刑事訴訟法の授業で使用した版を引き続き使用すれば足りる。

### <成績評価方法>

- ①⑦答案作成担当者として作成した答案の内容（1人あたり3回×15%＝計45%）、④他の履修者が作成した答案に対する事前のコメントの内容及び授業における議論への貢献度（15%）、⑦期末試験（40%）を合算した最終成績による。ただし、受講者の数に応じて、⑦④⑤の内容及び割合を変更する場合がある。成績評価は、前記<学修の到達目標>を重要な指標として行う。
- ②答案作成担当者として答案作成を課されている回に欠席した場合は、前記①⑦の評価にあたり、1回の欠席につき、最終成績の15%を減点する。答案作成担当者として答案作成を課されている回以外の回に欠席した場合は、前記①④の評価にあたり、1回の欠席につき、最終成績の7.5%を減点する。遅刻及び途中退席は欠席として扱う。
- ③授業に出席するにあたり、六法及び後記「教科書および参考書」掲記の三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』を持参しない場合は、1回につき、最終成績の5%を減点する。
- ④答案作成に際し、第三者が作成した文書の全部又は主要な部分を剽窃したと認められる文書を提出した場合は、不正行為として扱い、前記①②③に基づく点数を問わず、最終成績を0点とする。

### <その他>

- ①履修者は、過去に原級留置となったことがない者かつ基幹刑事訴訟法を再履修となったことがない者であって、2023年度の基幹刑事訴訟法の成績につき、下記⑦④⑤の全ての要件を満たす者に限る（例外は一切認めない）。⑦前期期末試験の素点（いかなる点数調整も経ていない点数）が45点以上、④後期期末試験の素点（いかなる点数調整も経ていない点数）が45点以上、⑤平常点が7点以上。
- ②履修者の人数は、最大5名とする（例外は一切認めない）。履修希望者が5名を超える場合は、2023年度の基幹刑事訴訟法の成績（前記①の要件を満たすことが前提）等に基づき、選抜を行う。
- ③答案のアップロード、答案に対するコメント、電子メールのやりとり等には、必ず、東北大学が発行する公式のアカウント（@tohoku.ac.jpで終わるもの）を用いること（私的なアカウントを用いてはならない）。
- ④開講時間帯は金曜5限であるが、各回の過去問に関する検討が終わらない場合は、授業時間を適宜延長する。
- ⑤毎回の授業に際しては、必ず、六法及び三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』を持参すること。これらの教材を持参しない者については、前記「成績評価方法」記載の減点措置をとる。
- ⑥担当教員は、令和6年の本試験及び令和元年～令和6年の予備試験の考査委員を務めているため、授業等において、これらの年の試験問題に関する解説等（出題趣旨や採点実感等の公的文書に記載されている内容を超える解説等）を行うことはできない。その他の年の試験問題（担当教員が作題又は採点に関与していないもの）については、授業等において解説等を行うことができる。これらの点については、法務省に確認済みである。

### < Object and summary of class >

Designed for third-year students, this advanced seminar aims to help them master legal writing skills through the case method. Each time the class will discuss a draft submitted by a student in charge of review and analysis of assigned case materials. These materials involve highly advanced and complex legal issues.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>法曹倫理</b>		単位	2	担当教員 赤石 圭裕 熊谷 浩明 柏木 良太
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW615J		

#### <授業の目的と概要>

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

#### <学修の到達目標>

法曹としての役割・責任・倫理の基本を理解し、具体的事例において倫理的な問題点に気付くことができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

基本的な事項について講義を行った上、事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周到な準備作業を行うことが要求される。

具体的な授業の流れは以下のとおりである。

- 1 弁護士倫理 (1) ---- 弁護士倫理の規範と手続
- 2 弁護士倫理 (2) ---- 依頼者との関係…守秘義務等
- 3 弁護士倫理 (3) ---- 法律事務の独占と競争・広告等
- 4 弁護士倫理 (4) ---- 利益相反
- 5 弁護士倫理 (5) ---- 受任時の倫理
- 6 弁護士倫理 (6) ---- 報酬等と預り金
- 7 弁護士倫理 (7) ---- 迅速な処理と報告・依頼者の意思尊重
- 8 弁護士倫理 (8) ---- 真実尊重・誠実義務
- 9 弁護士倫理 (9) ---- 依頼者以外との関係
- 10 弁護士倫理 (10) --- 刑事弁護の倫理、事件の終了・辞任

※10回目の授業では法曹三者の立場から特定の事例等について検討することを予定している

- 11 裁判官倫理 (1) ---- 裁判官職務論 (1)
- 12 裁判官倫理 (2) ---- 裁判官職務論 (2)
- 13 裁判官倫理 (3) ---- 裁判官職務論 (3)
- 14 検察官倫理 (1) ---- 検察官職務論 (1)
- 15 検察官倫理 (2) ---- 検察官職務論 (2)

#### <授業時間外学修>

各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面やT K C等で周知する予定であるので、それらを予習してきて欲しい。

#### <教科書および参考書>

弁護士倫理については「解説 弁護士職務基本規程 第3版」(日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著)を教科書とし、他の参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。

**<成績評価方法>**

成績評価は、期末試験が7割、平常成績が3割の割合で実施する予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

担当の教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Legal Ethics and covers the fundamental and thorough principles of Legal Ethics. The detailed understanding of Legal Ethics is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>民事要件事実基礎</b>		単位	2	担当教員 熊谷 浩明
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW616J		

#### <授業の目的と概要>

民事訴訟は、民事実体法上の権利義務の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、実務上、要件事実が重要な機能を果たしている。すなわち、裁判所は、要件事実の存否に基づき権利義務の存否を判断することになるので、証拠調べは、最終的な立証の目標を要件事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において審理判断することになるから、当事者による訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行される必要があり、実務家にとって、要件事実の理解は不可欠である。

本講義では、要件事実の意義や機能に係る一般的かつ基礎的な事項につき確認した上で、典型的な訴訟類型における要件事実について検討し、また、具体的な事例を用いた課題等も取り扱いつつ、要件事実が民事訴訟において果たす役割を考察することなどによって、要件事実の意義や機能についての理解を涵養し、実務家として必要となる知識や思考能力を養うことを目的とする。併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般も視野におき、要件事実以外の事実、すなわち、間接事実等（いわゆる事情を含む。）の訴訟上の機能の理解を深めることも目指すものとする。

#### <学修の到達目標>

要件事実及びその理解の前提となる基礎的事項（訴訟物、攻撃防御方法、主要事実及び間接事実並びに認否等）について、それらの意義や機能を、民事訴訟法の規定等も踏まえ、的確に説明することができる。典型的な訴訟類型について、民事実体法の理解を踏まえ、要件事実の観点から、当事者の主張を分析して整理し、その理由についても説明することができる。争点の把握、事実認定の構造及び証拠に関する基礎的事項につき説明することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、基本的に対面式とする。

授業の連絡及び講義資料等の配信は、Google Classroom（クラスコードはInmvqkv）を使用し行う。最新情報は、Google Classroomで確認すること。講義は、実務家（裁判官）教員により、主として判例・実務における理解に基づき実施する。

受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、習得した理解のアウトプット能力の向上を図るため、授業中に課題（ブロック・ダイアグラムの作成等）を実施したり、レポートの提出を求めることがある。（なお、検討を求められる課題等は、積極的な自学自習を前提としたものである。）

初回授業日は4月11日（木）とする。

#### <授業時間外学修>

予習内容等の詳細については、Google Classroom等において周知する。

#### <教科書および参考書>

・教科書

「改訂 新問題研究 要件事実」（法曹会）

「4訂 紛争類型別の要件事実」（法曹会）

「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）※A4版の大きいもの。小さいサイズの「4訂」と冠した同じタイトルのものと間違わないように注意。

**<成績評価方法>**

成績評価は、期末試験の結果6割、授業で実施した課題やレポートの成績評価での平常点3割、質疑応答や取組み姿勢を踏まえての平常点1割として実施する。要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているかに評価の重点をおく。また、レポート等の提出がない場合には試験受験資格はないものとする。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Basic on Civil Requisite Fact and covers the fundamental and thorough principles of Basic on Civil Requisite Fact. The detailed understanding of Basic on Civil Requisite Fact is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	民事・行政裁判演習		単位	3	担当教員 熊谷 浩明 田村 幸一
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW617J		

### <授業の目的と概要>

本講義の目的は、民事裁判事件の実務処理に必要な基本的諸能力を身につけることにある。このために、①混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実是何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、②自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、③自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。実際の事件記録あるいは判例に顕れた事例を素材として、上記の観点からの課題についての議論を行うことを通じ、事件処理能力の習得向上を図るものである。

### <学修の到達目標>

具体的な事案の手續の中で、民事訴訟手續における訴え提起前後の当事者代理人、裁判所の果たすべき役割のイメージを通じて、訴訟物、要件事実の理解があるべき踏まえた請求、答弁、主張が構成でき、事実認定の構造、証拠方法、経験則を踏まえた立証活動が提示できる。行政裁判においても、行政裁判特有の定めや問題点を踏まえて、以上の点について、紛争解決の方法が提示できる。民事保全及び民事執行制度について、これを具体的な事案において適切に活用できる程度に理解する。

### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、基本的に対面式で授業を実施する。授業の連絡及び講義資料等の配信は、Google Classroom（クラスコードはuqahhi6）を使用して行う。最新情報は、Google Classroomで確認すること。本講義は、木曜日（毎週1回、2単位分）においては、「民事要件事実基礎」で習得した（あるいは習得する）要件事実や民事訴訟手續に関する知識・理解を前提として、より実践的な内容を含む民事裁判実務の基礎（民事訴訟、民事保全及び執行）を扱い、月曜日（隔週1回、1単位分）において、行政裁判を含む民事裁判実務について応用的な側面を扱う。原則として、当事者の双方の言い分の記載された事例問題や民事事件の模擬記録を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論を取り入れた双方向での授業を行う予定である。なお、習得した理解のアウトプット能力の向上を図るため、授業中に課題（ブロック・ダイアグラムの作成等）を実施したり、レポートの提出を求めることがある。

### <授業時間外学修>

授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

#### <教材>

授業の前に配布する。

#### <教科書>要件事実

- ・改訂 新問題研究 要件事実（法曹会）
- ・4訂 紛争類型別の要件事実（法曹会）

#### <参考書>

要件事実以外については、教科書は指定しないが、本講義は、民法等の実体法及び民事訴訟法

等の手続法の基本的な知識を習得していることが前提となるので、実体法及び手続法の基本書等を随時参照しながら予習及び復習をすることが望まれる。なお、講義で取り扱う内容に関する参考書は、以下のとおりである。

**【民事訴訟手続について】**

- ・第4版 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて（法曹会）※A4版の大きいもの。小さいサイズの「4訂」と冠した同じタイトルのものと間違わないように注意。

**【事実認定の基本的な考え方について】**

- ・改訂 事例で考える民事事実認定（法曹会）

**<成績評価方法>**

成績評価は、期末試験の結果5割、授業中に実施する課題やレポート等の成績評価での平常点3割、質疑応答や取組み姿勢を踏まえての平常点2割として実施する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。また、授業において課したレポート課題の提出がない場合には試験受験資格はないものとする。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation and covers the fundamental and thorough principles of Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation. The detailed understanding of Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業			○
授業科目	<b>刑事裁判演習</b>		単位	3	担当教員	小林 礼子 伊藤 佑紀 北島 みどり 柏木 良太
配当年次	L3	開講学期	後期	週間授業回数	2回	
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW618J		

### <授業の目的と概要>

本授業は、刑事手続、殊に公判手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を修得することを目的とする。そこでは、捜査及び第一審訴訟の事件記録教材等に基づき、検察官、弁護士、裁判官のそれぞれが、事件をどのような視点からとらえ、手続の各段階において自らの責務をどのように果たしていくのかという複眼的視点を教育するとともに、事案を的確に分析し、そこに含まれる事実認定又は法律上の問題点を発見した上、これに対して法的にとり得る解決策を探り、自己の支持する結論を的確かつ説得的に表現する能力を涵養することが目指される。

### <学修の到達目標>

検察、弁護士及び裁判の各実務を正確に理解した上、手続を適正に遂行する能力、事実関係を分析する能力及びそれを前提とする法的解決力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、検察実務・刑事弁護実務・刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれを検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が担当する。そして、主として事件記録教材（実際の事件記録を加工したもの）に基づき、手続の進行具合を踏まえて、検察官、弁護士、裁判官として何ができるか、また何をすべきかを検討する。なお、本講義では、公判手続に関する十分な理解が必須となるため、公判手続一般についても適宜解説を加える予定である。

受講者は、与えられた事件記録教材及び後記「プロシーディングス刑事裁判」等を事前に読み込み、想定される事実認定又は法律上の問題点について十分に検討した上で講義に臨み、講義の際には、自己の選択した結論についてその思考過程を的確に説明することが求められる。

また、検察官、弁護士及び裁判官の各役割を演じて公判手続を実践するミニ模擬裁判の実施をする予定である。

各回ごとの主要なテーマは次のとおりであるが、講義の進度等により、各回の順序、内容等を変更することがある。

各講義日は、事前にTKCに掲載して周知する。

- 1 刑事手続概観、事件受理、勾留請求（検察官教員担当）
- 2 模擬弁解録取手続体験（検察官教員担当）
- 3 捜査事項の検討、勾留延長請求（検察官教員担当）
- 4 終局処分（検察官教員担当）
- 5 勾留、保釈等（裁判官教員担当）
- 6 否認事件捜査（検察官教員担当）
- 7 起訴前弁護（弁護士教員担当）
- 8 公判準備、冒頭手続（裁判官教員担当）
- 9 検察官の公判準備（検察官教員担当）
- 10 弁護人の公判準備、保釈（弁護士教員担当）
- 11 公判手続1（冒頭陳述、書証の取調べ）（裁判官教員担当）
- 12 公判手続2（証人尋問、弁論手続、判決宣告）（裁判官教員担当）
- 13 中間テスト
- 14 検察官の公判活動1（自白事件）（検察官教員担当）
- 15 弁護人の公判活動1（自白事件、被害者保護制度）（弁護士教員担当）
- 16 ミニ模擬裁判の実施（裁判官教員担当）
- 17 ミニ模擬裁判の講評・解説（裁判官教員担当）
- 18 検察官の公判活動2（否認事件）（検察官教員担当）

- 19 弁護人の公判活動2（否認事件）（弁護士教員担当）
- 20 検察官の公判活動3（否認事件）（検察官教員担当）
- 21 公判前整理手続（裁判官教員担当）
- 22 公判前整理手続、裁判員裁判（検察官教員担当）
- 23 公判前整理手続、裁判員裁判（弁護士教員担当）
- 24 事実認定の基礎（裁判官教員担当）

#### <授業時間外学修>

授業の予習課題、予習案内等については、事前にTKC等に掲載して周知する。  
Classroom等を使用して事前課題の提出を求める場合もある。

#### <教科書および参考書>

教材として、事件記録教材を数種使用するほか、適宜事例問題を使用する予定である。なお、これらは使用の都度、事前に配布する。

また、公判手続の実際を理解するためには司法研修所刑事裁判教官室「プロシーディングス刑事裁判」（法曹会）が有益であり、本講義ではこれを適宜テキストとして使用する予定である。

なお、法政実務図書室には、刑事実務に関する各種書籍が備え付けられており、授業の内容をより発展的に理解したいと思う学生は、これら書籍の活用も推奨する。

#### <成績評価方法>

期末試験（60％）、中間テスト（25％）及び平常点（15％）により評価する。

平常点は、講義の際の質疑応答、事前提出課題の評価等による。

成績評価に際しては、学修の到達目標が指標の1つとなる。

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Basic Practice in Criminal Litigation and covers the fundamental and thorough principles of Basic Practice in Criminal Litigation The detailed understanding of Basic Practice in Criminal Litigation is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	リーガル・クリニック		単位	2	担当教員 赤石 圭裕
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	各月
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW619J		

#### <授業の目的と概要>

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、相談の基礎的技能を体得し、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。また、講義では、相談テーマに関する法的文書を作成することを求めるところ、当該文書の作成を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養することも目的としている。

#### <学修の到達目標>

法律相談において相談者に適切な助言を行うために必要な事実を聞き出す力と分析・判断・助言する力の基礎が身に付く。

#### <授業内容・方法と進度予定>

法律相談についての基礎的技能を体得するとともに、実務で多い相談類型に対応するために必要な実務的な基本的知識を習得するために、教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が来談者（教員等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基礎的技能・基本的知識を体系的に学ぶ授業を行う。毎月1回（6月のみ2回）、土曜日の午後（3限乃至5限）に授業を行う。具体的には、第3限に、教員立ち会いの下で模擬相談を行う。第4限に、当日の模擬相談について学生の相互批評、教員の講評を行う。第5限に、教官の指導のもと、各学生が各種の法的文書を作成する。本年度の相談内容としては、債権回収問題、不動産問題、離婚問題、相続問題及び交通事故問題を予定している（場合によっては相談内容の変更があり得る）。

#### <授業時間外学修>

各回のテーマは事前に告知するので、そのテーマについて相談を受ける準備を行ってきて欲しい。

#### <教科書および参考書>

毎回の来談者（教員等）の模擬法律相談が教材である。なお、適宜資料を配布する。

#### <成績評価方法>

模擬相談案件に対する取組み・成果、並びに各回に作成する法的文書等を総合勘案して、これを評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

履修希望者が12名を超える場合、選抜を行う。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Legal Clinic and covers the fundamental and thorough principles of Legal Clinic. The detailed understanding of Legal Clinic is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>ローヤリング A・B</b>		単位	2	担当教員 曾我 陽一
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW621J		

#### <授業の目的と概要>

1. 弁護士は、法律の専門家であると同時に、依頼者をはじめとする関係者との折衝を繰り返しながら、具体的な紛争を解決していく実務家です。依頼者からの法律相談・事件受任に始まり、相手方との交渉、裁判上または裁判外の紛争解決手続での主張・立証など、事件の解決に至る一連の過程において、法的・理論的なスキルと対人面のコミュニケーションスキルの双方を駆使する必要があります。また、そのようなスキルを活かすためには、ADRを含めた適切な紛争解決手続の選択も重要になります。

ローヤリングは、これまでに学んできた実体法や手続法についての法的知識を基礎として、裁判前ないし裁判外での活動を含めた弁護士の活動一般について学ぶこと、特に、具体的な事件を素材にして体感的に学ぶことにより、法律実務家としての技術面を習得することを目的とします。

2. この授業科目では、主として民事の紛争を取り上げ、紛争の発生から解決（権利実現）に至るプロセスの中で、その局面に応じて弁護士が取るべき適切な対応と、裏付けとなる技術を学びます。依頼者対応、相手方対応、紛争解決手続での主張・立証などを、ロールプレイを織り込みながら体感することで、弁護士の諸活動について学ぶとともに、スキルアップに向けて考察を深めてもらいます。

また、小手先の技術に終始しないよう、基礎となる正確な法的知識を身に付けていることを前提とし、授業の中でも、民法や民事訴訟法等の法令に関する理解とそれに基づく思考力を常に意識してもらうことを心掛けます。

3. なお、ローヤリングAと同Bは基本的に同一内容ですので、どちらか一方を受講してもらうこととなります。

#### <学修の到達目標>

1. 具体的な事例に即して、適切な紛争解決手段を選択し、実体法や手続法の法的知識を、紛争解決というゴールに向けた実際の活動に結びつけて駆使できるようになる。

2. 法律相談・法的交渉に関する技法の学習や模擬演習等を通じて、現実の相談や交渉を有意に進めていくための基礎的かつ実践的なスキルを身につける。

#### <授業内容・方法と進度予定>

予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形を基本とします。受講者には、事前に資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えておいてもらいます。

授業では、学生にも法律相談や交渉の弁護士役や関係者役になってもらい、教員と学生、または学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士業務にとって重要なコミュニケーション能力の体得を目指します。

また、内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で重要な意義を持つ、文書起案能力を意識してもらうことを目的とするものです。「ケース起案」は、負担が必要以上に重くならないように配慮し、合計5回の予定とします。

各回のテーマは以下のとおりです。

1. 現代の弁護士業務
2. 法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先法律相談の模擬演習
5. 受任の決定と証拠収集

6. 相手方とのコンタクトと交渉戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A（相手方が本人の事案）
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
9. 紛争処理手続の選択（各種ADRを含めて）
  10. 倒産手続における利害関係者との模擬交渉演習
  11. 裁判における訴え提起とそれ以降の主張
  12. 裁判における立証活動
  13. 裁判上の和解への対応
  14. 紛争の解決における弁護士の役割
  15. 補講（決算書の読み方・法文書の作成）

#### <授業時間外学修>

T K Cに予めレジュメ、ケース研究、ケース起案等を提示し、予習案内を周知します。

#### <教科書および参考書>

〈教科書〉

特に指定しません。

講義では予めT K Cに掲載しておくレジュメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

〈参考書〉

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

日弁連法科大学院センターロイヤリング研究会編『法的交渉の技法と実践』（民事法研究会）

#### <成績評価方法>

「ケース研究」「模擬相談・交渉演習」「ケース起案」への各取組状況を基に評価します。配点は、ケース研究60%、模擬演習10%、起案30%です。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Lawyering and covers the fundamental and thorough principles of Lawyering. The detailed understanding of Lawyering is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>エクスターンシップ</b>		単位	2	担当教員 曾我 陽一
配当年次	L2,3	開講学期	前期集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW622J		

### <授業の目的と概要>

法律事務所において法実務研修プログラムを行います。

この科目では、学生が、法律事務所における実務の一端に触れ、法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだことが現実の社会の中で実際にどのように機能しているのかを知り、各種法律知識やローリングの必要性等を体験学習することを目的とします。併せて、法律事務所の来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて、法令遵守義務や守秘義務を負うことを直に体験することも重要な目的とします。

実際の研修先については、各年度毎に受入先事務所に依頼して協力を取り付け、受講可能学生数を確定します。

### <学修の到達目標>

実際の法実務に触れ、法律はもとより、現実の社会における様々な分野について幅広い勉強が必要であることを理解すること。

### <授業内容・方法と進度予定>

夏季授業等の期間中に、法律事務所において、課題を設定して研修を実施します。

このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れで進みますが、より具体的な研修方法は、各研修先事務所との間の協議によって策定されます。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければなりません。これは、法律事務所を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚してもらうための誓約書です。さらに、オリエンテーションや研修先事務所での研修を始めるにあたって、法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、それらの義務に違反する事態の発生を未然に防止するよう教育を徹底します。

本年度においては、2024年9月に仙台（10数箇所）及び東京（数箇所）の法律事務所に依頼し、各事務所での研修を行う予定です。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、1週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は2名1組又は1名で連日法律事務所に赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実態を見聞します。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において担当教員の指導のもとでディスカッションを行います。

授業・作業の流れは、概略以下のとおりです。

1. 事前指導（オリエンテーション・研修にあたっての諸注意）
2. 各研修先における研修（平日5日間、1日当たり8時間の勤務研修）
3. 事後指導①（研修結果についての討論・意見交換）
4. 事後指導②（レポートに基づく報告・講評）

※上記1、3及び4は各1コマの講義として行います。

### <授業時間外学修>

各研修先での見聞した事件や手続等について、自分なりに分析、調査、研究し、事後指導において発表ないし討論できるよう準備してください。また、授業後は他の学生の経験談なども踏まえて自らの経験を振り返り、法律実務家を目指す上での糧としてください。

### <教科書および参考書>

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付します。

### <成績評価方法>

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価します。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

### <その他>

1. 履修希望者が25名を超える場合、選抜を行うことがあります。
2. 必須ではありませんが、リーガル・クリニック、ローヤリング、法曹倫理等の実務科目を履修していることは、研修先事務所で研修するに当たって有益であると考えられます。

### < Object and summary of class >

This course teaches Externship and covers the fundamental and thorough principles of Externship. The detailed understanding of Externship is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	模擬裁判		単位	2	担当教員 稗田 雅洋 相澤 央敏 柏木 良太
配当年次	L3	開講学期	前期集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW623J		

#### <授業の目的と概要>

本授業は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を具体的に疑似体験することによって、実務法曹として必要な知識や基礎的な訴訟技術を習得することを目的とする。併せて、冒頭陳述書、論告弁論及び判決書等の刑事裁判で用いられる各文書の書き方の基本とともに、その前提としての事実認定の基礎を学習する。

#### <学修の到達目標>

模擬裁判の実践によって、「基幹刑法」「基幹刑事訴訟法」等で学んできた理論・知識を実践を伴ったものとして身につけ、具体的な訴訟の場面において、刑事訴訟法・規則の規定や法理論に即して的確に対応することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

本授業は、履修者が、検察官、弁護士及び裁判官の各役割を分担して、公訴提起から判決に至るまでの公判手続を実演し、これに対して、検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が理論及び実務の観点から適切な指導を行う形で進められる。

授業の進行としては、模擬公判期日において、履修者が、各法曹役として法廷（模擬法廷室）において訴訟追行を行うことはもとより、その前の約2週間程度が訴訟準備期間となる（扱う教材が裁判員裁判対象事件であれば、さらにその2週間前程度から公判前整理手続期日も実演してもらう予定である）。履修者には、オリエンテーション（ガイダンス）・講義への参加、公判傍聴や裁判例・文献の調査、模擬公判期日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び模擬公判期日における公判手続の実演が求められる。また、本授業終了後、模擬裁判に向けてどのような準備を行ったか、模擬裁判を実演した上での反省点などについてのレポート提出が求められる。

オリエンテーションや講義の日程は、おってTKCやクラスルームによって周知する。

なお、各法曹役のポイントとして、裁判官役は、公判前整理手続を実施しない場合は、期日当日まで、事件について起訴状しか見ていない状態で審理に臨むが、公判前整理手続を実施する場合は、同手続を主宰し、各種書面の提出を求め、証拠と主張の整理を行った上で、審理に臨む。公判や公判前整理手続を主宰するため、他の当事者よりも公判前整理手続期日や公判期日における訴訟手続を十分に理解しておく必要がある。また、証拠調べ終了後から短い時間の中で、事実を認定し、法的評価を加え、判決を起案する必要がある。検察官役は、事件記録の検討や証人役との打ち合わせを踏まえ、立証計画を策定し、証人尋問の準備や冒頭陳述・論告等の起案をする（公判前整理手続を実施する場合は、同手続への準備や参加も必要である）など十分な事前準備の上、公判期日において、事件の全体像を明らかにし（証拠調べ）、事件に対する的確な意見を述べる（論告）必要がある。弁護士役は、検察官から開示を受けた証拠と被告人との打ち合わせをもとに、被告人に有利な判決を得るにはどうしたらよいか熟考の上、被告人質問の準備や証人尋問への対応の準備（公判前整理手続を実施する場合は、同手続への準備や参加も必要である）に加え、弁論などの起案を行うなど十分な事前準備を行い、公判期日において、裁判官の心証を得るべく、適切な主張を展開し、反対尋問や被告人質問などの証拠調べを有利に進め、最後に公判追行の集大成として弁論を行うことが求められる。

#### <授業時間外学修>

授業時間外学習に関する指導については、配布する予定表等の中に具体的に記載して指示する。また、裁判、弁護及び検察の各教官が、それぞれの役を担当することになった履修者に対し、個別に指導する。

### <教科書および参考書>

#### <教科書・教材>

実際の事件記録を基に作られた事件記録教材を使用する予定である。

#### <参考書>

- ・司法研修所刑事裁判教官室編「プラクティス刑事裁判」（法曹会）
- ・司法研修所刑事裁判教官室編「プロシーディングス刑事裁判」（法曹会）
- ・司法研修所編「刑事判決書起案の手引」（法曹会）
- ・司法研修所検察教官室編「検察講義案」（法曹会）
- ・司法研修所編「刑事弁護実務」（日本弁護士連合会）
- ・山室恵編著「刑事尋問技術〔改訂版〕」（ぎょうせい）

このほかにも必要な文献等につき、授業時に具体的に指示する場合もある。

### <成績評価方法>

授業や準備作業・実演における取組状況に、成果としての冒頭陳述書、論告弁論及び判決書等の起案も加味して総合的に評価する。

学修の到達目標が指標の1つとなる。

### <その他>

本授業は、これまで学んできた「法律」が、社会において実際にどのように適用されるかを体感する機会であり、刑事実体法・手続法の理解に資するのはもちろんのこと、事実認定の手法や理論と実務の架橋という点でも、今後の学修に資するものと思われる。

なお、司法修習においては、模擬裁判（刑事）は一度は経験する可能性はあるが、他方で、修習生であっても、自分が法曹になりきって訴訟活動を行う機会は多くはないため、今後の司法修習や法曹となる将来を見据え、現段階で模擬裁判を経験しておくのは、非常に有益であると思われる。

### < Object and summary of class >

This course teaches Criminal Mock Trial and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Mock Trial. The detailed understanding of Criminal Mock Trial is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	リーガル・リサーチ		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW624J		

#### <授業の目的と概要>

本講義は、法曹実務家の用いる基礎的な技術として、法律文書作成、および、法情報収集・処理の基本を修得することを、目的とする。

#### <学修の到達目標>

受講者は、法学未修者であるという前提のもとで、まず、法的三段論法を用いた法的事案の分析と法律文書の作成を、学修する。それから、修得した基本的法的思考を用いながら、法源としての制定法と判例の調査手法、および、法律文書における法情報の適用方法について、主にイージー・ケースに即して学修する。最終的に、憲法訴訟などにおける抗弁の法律構成と判例のアナロジーの手法を修得することが、受講者の到達目標となる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

- 1 ガイダンス
- 2 法的推論1
- 3 法的審査1
- 4 法的推論2
- 5 法的審査2
- 6 アナロジー
- 7 法的審査3
- 8 法調査演習1
- 9 法文書作成演習1
- 10 法調査演習2
- 11 法文書作成演習2
- 12 法調査演習3
- 13 法文書作成演習3
- 14 法調査演習4
- 15 法文書作成演習4

#### <授業時間外学修>

演習問題を含めた授業進行のスクリプトをTKC にアップするので、各自で予習、復習のために用いること。

#### <教科書および参考書>

参考書：

いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子『リーガル・リサーチ』第5版、日本評論社、2016年；  
田高寛貴、原田昌和、秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート』有斐閣、2015年；  
弥永真生『法律学習マニュアル』第4版、有斐閣、2016年。

#### <成績評価方法>

学期中のレポートとして、民事事案（10%）、刑事事案（10%）、憲法訴訟（10%）の法文書作成を各1回実施し、期末試験として、最終レポート課題（70%）の法文書作成を課す。  
なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

**< Object and summary of class >**

The subject “Legal Research” deals with legal research and writing mainly in easy cases. It provides the cases for the participants to learn how to apply provisions in the statutes as well as precedents of the Supreme Court to a disputed case and how to write their own legal opinion on it. This is the goal for them to reach.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>民事法発展演習Ⅰ</b>		単位	2	担当教員 曾我 陽一
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW624J		

### <授業の目的と概要>

1. 交通事故を素材とした「民事弁護実務」をテーマとする演習です。
2. 近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも複雑化・深化しています。法律の問題としては、民事的には自動車損害賠償保障法、道路交通法、保険法、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種社会保障関係法等が関係していますし、刑事的には自動車運転死傷処罰法の適用が、行政的には免許取消等の行政処分や行政罰である反則金制度が関連してきます。さらに、事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な問題点を含み、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むなど、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。  
この演習は、交通事故を素材として、弁護士に求められる種々の知識とスキルを学ぶことを目的とします。
3. 演習の中では、様々な判例を取りあげて、論点を把握するのはもとより、弁護士としての紛争解決という観点からの対応を学ぶことを最重要視します。事件解決方法としての示談、ADR、民事調停、民事訴訟の仕組みや特徴について学び、選択基準を検討します。紛争解決を図るために不可欠な交通事故損害賠償特有の証拠、損害算定基準及び書式等を理解するため、後述する資料集をもとに学習してもらいます。
4. 前項までの習得を基本とし、それらの知識を応用する実践として、訴状・答弁書の法的文書の起案を行ってもらいます。この法的文書の作成によって、交通事故損害賠償事件について真の理解ができているのか、紛争解決のツールとして現実を用いることができるのか、自ら確認することができるはずで

### <学修の到達目標>

この演習を通じて、交通事故事件の解決に当たる「民事弁護実務」にとって必要な基礎知識、証拠収集、解決手段の選択及び法的文書作成の基本を習得することを目標とします。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### <講義の進め方>

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。

予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示しておきます。事前に検討事項と判例について予習してきてもらった上で、演習においては、予習を前提にして、各論点について議論・検討していき、理解を深めていきたいと思えます。なお、演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な証拠、損害算定基準、書式、及び平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

また、演習のうち2回を法的文書作成に充てます（そのために起案に先だって2回文書作成の解説をします）。具体的な事例に即して、訴状、答弁書を即日起案してもらいます。起案終了後に参考答案を配付し、簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

#### <授業内容>

1. まずは、交通事故によって、民事・刑事・行政的にそれぞれどのような問題が生じるのかを学びます。
2. 損害賠償額算出の基準について、赤本・青本等を基に理解を深めます。
3. 損害保険のシステムを理解し、それを前提として、交通事故損害賠償にかかる実体法と手続法の理解のために、判例の解釈、射程範囲について検討します。
4. 具体的な設例を基にして、過失相殺・素因減額の割合についてどのような要素を勘案してど

のように判断するのかディスカッションします。

5. 交通事故紛争の解決手段の選択基準を学び、具体的な設例を基にして、示談交渉の持ち方について検討します。
6. 交通事故損害賠償訴訟の証拠収集や立証活動について学びます。
7. 訴状、答弁書の作成について学び、具体的な事例に即して、訴状・答弁書を即日起案してもらいます。

#### <授業時間外学修>

TKCにレジメを掲載します。その中の「Question」や扱う判例を予習してきてください。

#### <教科書および参考書>

<教科書>

特に指定しません。講義では予めTKCにレジメと検討してもらった判例を掲載します。資料集にはしっかりと目を通してください。

<参考書>

特に指定しませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認してください。

#### <成績評価方法>

期末試験（六法の他、授業で配布したレジメ・資料集の持ち込み可）を50点、演習における即日起案を20点、演習における発言内容を30点として評価します。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Advanced Seminar on Civil Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Law is essential desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	民事法発展演習Ⅱ		単位	2	担当教員 畑 一郎
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW624J		

#### <授業の目的と概要>

法律実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を取得することを目的とし、具体的な事例を教材として、ソクラテス・メソッドによって討論する。

#### <学修の到達目標>

具体的な紛争について、紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くため、裁判官ないし代理人弁護士として、どのように対応すべきかを、その実務的・理論的根拠と共に提示することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

実務家（元裁判官・現弁護士）教員により、事例教材に基づき、最高裁判例がある分野については、それを踏まえつつ、紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くため、どのような法律構成、法律解釈、事実の見方、和解等が適当か、裁判官としてどのような訴訟運営をすべきか、弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等を含む。）をすべきか等を検討する。民事訴訟手続の主要部分ともいい得る争点整理手続についても、事例教材に基づき、その在り方を検討する。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨み、誤りを臆することなく積極的に発言することが求められる。

なお、第1回の授業は、オリエンテーションを兼ねたものとし、特段、事前準備を要さない内容とする予定であるが、第2回以降の授業の内容等については、TKCを通じ、又は授業中に周知する。

#### <授業時間外学修>

必要に応じ、TKCを通じ、又は授業中に指示するが、指定された教材について、十分な事前検討が求められる。

#### <教科書および参考書>

##### <教科書>

特に指定せず、適宜、教材を配布する予定であるが、市販の教材が必要となった場合には、TKCを通じ、又は授業中に指定する。

##### <参考書>

特に指定しないが、「民事要件事実基礎」における教科書及び参考書が参考になる場合がある。

#### <成績評価方法>

授業における学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、冬期休講期間前後にレポートを課す。最終的な成績評価は、学修の到達目標に鑑みつつ、平常成績とレポートの成果とを同等の重みをもたせることとする。

#### <その他>

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした民事法の基礎知識を習得していることが前提となり、「民事要件事実基礎」を履修中又は履修済みか、要件事実の基礎的事項を自習済みであることが望ましい。また、原則として履修制限は考えていないが、効果的な演習とするのに不適当な大多数（概ね15名超）が履修を希望した場合には、やむを得ず履修制限をすることがある。この場合、第1回の授業に出席し、かつ、「民事要件事実基礎」を履修中又は履修済みの者の中から抽選で履修者を決定する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Civil Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Law is essential desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>刑事実務基礎演習</b>		単位	2	担当教員 柏木 良太
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW626J		

#### <授業の目的と概要>

本演習は、刑法及び刑事訴訟法の原理原則や論点等につき、知識の定着を図るとともに、実務法曹として、刑事実体法・刑事手続法に関する諸問題の解決に際し、必要とされる法的思考力やそれを文章で表現する能力（論述能力）を涵養することを目的とする。  
加えて、司法試験合格後の修習や刑事司法の実務等を見据え、実務上、重要視されている事実認定能力の基礎や公判遂行の基礎を習得することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

刑法及び刑事訴訟法における原理原則や論点等に関する基本的な知識を確実なものとするとともに、簡単な事実認定等を検討する能力を涵養し、それらを論理的・説得的な法律文章として表現できるようになる。  
なお、論述式の定期試験を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、質疑応答を通じて、論述能力を向上させる・（司法試験問題を含む）事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

#### <授業内容・方法と進度予定>

毎回、授業の前半では、刑法及び刑事訴訟法の原理原則や論点（※刑事実務演習で扱うよりも典型的、基礎的なもの。もっとも、刑法や刑事訴訟法プロパーでなく、修習や実務で求められる事項を含む）に関する事例問題等について、その場で検討（起案）し、自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することを求める。授業の後半では、検討した事例問題等に対する解説・講評や質疑応答等を行う。

授業の主な予定は、以下のとおりである（あくまで予定であり、変更がある場合にはTKC等で事前に周知する）。

- 第 1 回 オリエンテーション、事例問題 1（刑法 1：実行行為、因果関係、故意）＋犯人性①
- 第 2 回 事例問題 2（刑事訴訟法 1：端緒、強制捜査・任意捜査の区別、取調べ）＋犯人性②
- 第 3 回 事例問題 3（刑法 2：共犯論）＋事務における共謀の認定
- 第 4 回 事例問題 4（刑事訴訟法 2：逮捕勾留に関する諸問題）＋実務の留め置き
- 第 5 回 事例問題 5（刑法 3：違法性阻却事由）＋殺意の認定
- 第 6 回 事例問題 6（刑事訴訟法 3：搜索差押えに関する諸問題）＋犯人性③（鑑定）
- 第 7 回 事例問題 7（刑法 4：財産犯 1）＋犯人性④（近接所持）
- 第 8 回 小テスト
- 第 9 回 事例問題 8（刑事訴訟法 4：訴因の特定、訴因変更）＋起訴状の記載
- 第 10 回 事例問題 9（刑法 5：財産犯 2）＋実務における責任能力
- 第 11 回 事例問題 10（刑事訴訟法 5：違法収集証拠排除法則）＋司法面接
- 第 12 回 事例問題 11（刑法 6：社会的法益に対する罪）＋証拠開示
- 第 13 回 事例問題 12（刑事訴訟法 6：自白法則、補強法則）＋公判における自白調書の取扱
- 第 14 回 事例問題 13（刑事訴訟法 7：伝聞法則）＋公判における伝聞証拠の取扱
- 第 15 回 事例問題 14（刑法 7：国家的法益に対する罪）＋証人尋問等

#### <授業時間外学修>

必要に応じてTKC等で事前に周知するが、事前課題等は現時点では予定していない。  
実務上重要とされる事実認定等については、予習等は不要であるが、事例問題においては、本授業期間中に刑事系科目を一周できる構成にしているため、本授業で取り扱う範囲を目安に、各自、学修に努めてほしい。

**<教科書および参考書>**

特に指定しない。

**<成績評価方法>**

小テスト（10％）、期末試験（70％）及び平常点（20％、各回の事例検討の内容などを考慮）により評価する。

学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

優秀起案等は参考資料として授業で使用する可能性がある。

刑事実務演習とは同一の事例問題を題材にする予定はないが、類似分野の出題となる可能性もあることから、刑事実務基礎演習と刑事実務演習を同時履修する際は、注意されたい。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Seminar on Criminal Practice Basic and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Criminal Practice Basic. The detailed understanding of Seminar on Criminal Practice Basic is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>刑事実務演習</b>		単位	2	担当教員 柏木 良太
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW627J		

#### <授業の目的と概要>

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法に関わる事例問題を題材として、事案を適正妥当に解決するための法的思考能力及びその外部表現能力だけでなく、司法試験合格後の修習や刑事司法の実務等を見据え、実務上、重要視されている事実認定能力の基礎や公判遂行の基礎を修得することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

法解釈上の問題を含むやや難易度の高い事例問題に加え、簡単な事実認定等を検討する能力を涵養し、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる能力を習得する。

なお、論述式の定期試験を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、質疑応答を通じて、論述能力を向上させる・（司法試験問題を含む）事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

#### <授業内容・方法と進度予定>

受講者は、授業の前半で提示される事例問題（刑法、刑事訴訟法のみでなく、修習や実務で求められる事項を含む）について、その場で検討し、問題点を発見し、その問題点に関する自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することが求められる。また、授業の後半では、検討した事例問題等に対する解説・講評や質疑応答等を行う。

なお、事例問題で扱う法解釈上の論点は、刑事実務基礎演習で扱うものよりも応用的、発展的なものである。

授業の主な予定は、以下のとおりである（あくまで予定であり、変更がある場合にはT K C等で事前に周知する。）。

- 第 1 回 オリエンテーション、事例問題 1（刑法 1：実行行為、因果関係、故意）＋犯人性①
- 第 2 回 事例問題 2（刑事訴訟法 1：端緒、強制捜査・任意捜査の区別、取調べ）＋犯人性②
- 第 3 回 事例問題 3（刑法 2：共犯論）＋実務における共謀の認定
- 第 4 回 事例問題 4（刑事訴訟法 2：逮捕勾留に関する諸問題）＋実務の留め置き
- 第 5 回 事例問題 5（刑法 3：違法性阻却事由）＋殺意の認定
- 第 6 回 事例問題 6（刑事訴訟法 3：搜索差押えに関する諸問題）＋犯人性③（鑑定）
- 第 7 回 事例問題 7（刑法 4：財産犯以外の個人的法益に対する罪）＋実務における責任能力
- 第 8 回 小テスト
- 第 9 回 事例問題 8（刑事訴訟法 4：訴因の特定、訴因変更）＋起訴状の記載
- 第 10 回 事例問題 9（刑法 5：財産犯）＋犯人性④（近接所持）
- 第 11 回 事例問題 10（刑事訴訟法 5：違法収集証拠排除法則）＋司法面接
- 第 12 回 事例問題 11（刑法 6：社会的法益に対する罪）＋証拠開示
- 第 13 回 事例問題 12（刑事訴訟法 6：自白法則、補強法則）＋公判における自白調書の取扱
- 第 14 回 事例問題 13（刑事訴訟法 7：伝聞法則）＋公判における伝聞証拠の取扱
- 第 15 回 事例問題 14（刑法 7：国家的法益に対する罪）＋証人尋問等

#### <授業時間外学修>

必要に応じてT K C等で事前に周知するが、事前課題等は現時点では予定していない。実務上重要とされる事実認定等については、予習等は不要であるが、事例問題においては、本授業期間中に、刑事系科目を一周できる構成にしているため、本授業で取り扱う範囲を目安に、各自、学修に努めてほしい。

**<教科書および参考書>**

特に指定しない。

**<成績評価方法>**

小テスト（10％）、期末試験（70％）及び平常点（20％、各回の事例検討の内容などを考慮）により評価する。

学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

優秀起案等は参考資料として授業で使用する可能性がある。

刑事実務基礎演習とは同一の事例問題を題材にする予定はないが、類似分野の出題となる可能性もあることから、刑事実務演習と刑事実務基演習を同時履修する際は、注意されたい。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Seminar on Criminal Practice and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Criminal Practice. The detailed understanding of Seminar on Criminal Practice is essential desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	日本法曹史演習		単位	2	担当教員 坂本 忠久
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW628J		

#### <授業の目的と概要>

近世（江戸時代）から明治前期にかけての日本の法や裁判制度について考察する。具体的には、近世の目安箱、刑事訴訟法、刑事内済、刑事政策、裁判制度、私法制度、明治期の刑事法、家族制度、裁判制度、弁護士制度等に関する最近年の研究成果を具体的な題材とし、特に質疑応答を通じて各制度の特色や問題点等を理解することをねらいとする。

上記の点に関する理解を手掛かりとして、現在の法制度や裁判制度の成り立ちや意義等をより明確に把握できるようにしたい。

#### <学修の到達目標>

現在の法や裁判制度の前提として、江戸時代より明治期における法や裁判制度の特徴について理解を深める。

#### <授業内容・方法と進度予定>

1回ごとにテーマに沿った題材について内容確認を行った後、各自の質疑応答により理解を深めたい。

#### <授業時間外学修>

詳細は授業中に具体的に指示します。

#### <教科書および参考書>

日本法制史の最新の研究成果を活用、利用する予定である。前の回に次回分を配布する。

#### <成績評価方法>

学期末試験（60%）と授業への取り組みの状況（40%）を総合して行う予定である。

なお、成績評価に関しては、上記の〈学修の到達目標〉が指標の1つとなる。

#### <その他>

江戸時代以降の日本史に関する最低限の知識を持っていることが望ましい。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Seminar on Law and Lawyers in Japanese History and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Law and Lawyers in Japanese History. The detailed understanding of Seminar on Law and Lawyers in Japanese History is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務法理学</b>		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW628J		

#### <授業の目的と概要>

水俣病事件を中心に「現代型訴訟」の事案を題材として、審査技術を中心とした法律学方法論を用いて、法理的に事例分析を行う。

#### <学修の到達目標>

受講者は、まず、審査技術に即して法的三段論法を修得すること、それから、現代型訴訟に見られるハード・ケースについて、妥当な法的推論を修得すること、という二点を、主たる学習の到達目標とする。その際、審査技術として、実定法解釈における構成要件の分析と、要件事実論の基礎となる立証責任の分配とを連携させて、事案の分析と推論をすすめることが、要点となる。さらに、現代型訴訟は法的判断が一義的でないハード・ケースが多く含まれるので、事案分析においては、唯一の正しい解を求めるのではなく、審査技術を用いた妥当な推論を遂行することが、学修の要点となる。とりわけ、現代型訴訟の事案において、政府、企業、一般市民といういわゆる行政法の三面関係のなかで、審査技術を適切に用いることが、到達すべき学修の最終目標となる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

- 1 ガイダンス
- 2 新潟水俣病事件第一次訴訟
- 3 熊本水俣病事件第一次訴訟
- 4 水俣病認定不作為違法確認訴訟
- 5 熊本水俣病事件第二次訴訟
- 6 水俣病認定溝口訴訟
- 7 熊本水俣病事件第三次訴訟
- 8 熊本水俣病刑事訴訟
- 9 熊本水俣病川本裁判
- 10 山元町立東保育所津波訴訟
- 11 大川小学校津波訴訟
- 12 福島第一原発事故群馬訴訟
- 13 福島第一原発事故刑事訴訟
- 14 水俣病訴訟の全体像
- 15 現代型訴訟と水俣病事件

#### <授業時間外学修>

授業進行のスクリプト、および、復習のための板書ファイルをTKC にアップするので、各自で予習、復習のために用いること。

#### <教科書および参考書>

参考文献：樺島博志「環境をめぐる憲法と民法」法セミ646（2008）23-27；「病像論再考」法学72-6（2009）82-116；「法的思考の基本構造」法時82-11（2010）80-84；「現代型訴訟としての水俣病事件」大石眞ほか編『各国憲法の差異と接点』成文堂2010年383-417；「法的思考と審査技術」法学74-6（2010）39-71；「津波災害をめぐる法的責任」環境法政策学会誌20号（2017）179-192。

#### <成績評価方法>

期末試験95%、講義における質疑5%。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる

<その他>

**< Object and summary of class >**

The subject “Jurisprudence in practice” deals with the legal method in so called “public law litigations” in Japan, especially Minamata Disease disputes. It provides the cases for the participants to learn how to apply a sound legal reasoning to a hard case and how to write a legal expert’s report on it. This is the goal for them to reach.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—	
授業科目	実務外国法		単位	2	担当教員	ローツ マイア
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回	
使用言語	英語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW629E			

#### <授業の目的と概要>

In a rapidly globalising world, legal practitioners are increasingly faced with family disputes involving a foreign element (such as, but not limited to, international child abduction) . For Japanese practitioners, these frequently include a party from a common law country. Furthermore, the Japanese legislator has frequently referred to foreign jurisdictions, such as Australia, when debating expected changes to Japanese custody law. It is increasingly clear that practitioners would benefit greatly from a solid understanding of family law in Australia and other common law countries. The objective of this course is to provide the students with a strong basis in Canadian and Australian family law. Utilizing authoritative textbooks and case law, and engaging in discussions through the Socratic method, students will acquire essential knowledge of Canadian and Australian family law, as well as the requisite thinking processes and legal techniques necessary for legal practice. Furthermore, students will develop fundamental capabilities to address complex issues in international legal affairs arising between jurisdictions adhering to the Anglo-American legal tradition.

#### <学修の到達目標>

Students will gain a deep and accurate understanding of the law, including case law, concerning family disputes under Australian and Canadian law. Students will become aware of the differences (as well as similarities) between basic concepts and approaches in Japanese law and these two common law jurisdictions, and will become more adept at navigating cross-border disputes involving these jurisdictions. Students will also hone techniques of legal thinking and argument.

#### <授業内容・方法と進度予定>

We will be reading authoritative textbooks and important cases from Australia and Canada, covering topics in family law such as marriage and cohabitation, divorce, parenting disputes and financial issues, such as child and spousal support. Although there will lecture-like portions of every class, the lecturer will, in principle, be employing the Socratic method, and therefore, active participation by students in every class session is a must. We will discuss the assigned reading materials (textbook chapters, case law, and other materials) in class. The lecturer will assign questions with the reading materials, which students should be ready to discuss in class. Students are also required to prepare written answers to some of these pre-assigned questions (mini-assignments) . There will be two mid-term exams based on the mini-assignments. Students will also be asked to give short presentations, mostly centering on individual cases, in class. In order to improve the students' understanding of the differences in the concepts and approaches in Japanese law and common law countries, students are strongly encouraged to review the corresponding topics in their Japanese family law textbooks in between classes. This will cultivate the student's capacity to recognise and address the misalignments that necessarily occur when dealing with different jurisdictions.

The preliminary schedule for this class is as follows:

- 1 Introduction: Family law in the common law tradition, the jurisdictional framework in AUS
- 2 AUS: Marriage and cohabitation
- 3 AUS: Divorce, parenting disputes

- 4 AUS: Divorce, parenting disputes
- 5 AUS: Family and domestic violence
- 6 AUS: Financial issues, mid-term test 1
- 7 AUS: Financial issues
- 8 CAN 1: The jurisdictional framework
- 9 CAN 2: Marriage and cohabitation
- 1 0 CAN: Divorce, parenting disputes
- 1 1 CAN: Divorce, parenting disputes
- 1 2 CAN: Family Violence
- 1 3 CAN: Financial issues, mid-term test 2
- 1 4 CAN: Financial issues
- 1 5 AUS and CAN: Relocation after separation/divorce

\*This schedule is subject to slight adjustment, depending on the number of participants and their particular interests.

#### <授業時間外学習>

Extensive reading in English will be required for this class. Materials for class preparation and review, as well as detailed instructions, will be posted on TKC and/or distributed in class.

#### <教科書および参考書>

- J. D. Payne & M. Payne. Canadian Family Law (9th ed.) . Irwin Law 2022.
- Belinda Fehlberg et al. Australian Family Law: The Contemporary Context (2nd ed.) . Oxford U. P. 2014.
- Databases: mainly AustLII and CanLII.

#### <成績評価方法>

The final grade will be calculated as follows:

Two written mid-term tests (小テスト) : 50%

Written assignments, short presentation (s) and participation in class discussion: 50%

“学修の到達目標”as outlined above, serves as one indicator when students are being graded. (成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。)

#### <その他>

For those intending to pursue a career in international legal affairs in the future, I strongly advise you to also take 「実務国際私法」。

#### < Object and summary of class >

This course is titled Practical Foreign Law, and covers the fundamentals of family law in Australia and Canada. Today, legal practice in Japan is faced with many family law cases involving a foreign element, and often, this foreign element is from a common law jurisdiction, such as Australia or Canada. Therefore, an accurate grasp of family law in common law countries, as well as an understanding of techniques of legal reasoning in common law jurisdictions, is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	現代アメリカの法と社会		単位	2	担当教員 岩田 太
配当年次	L2,3	開講学期	前期集中	週間授業回数	15回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW630J	

### <授業の目的と概要>

本講義では、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。そのため、アメリカ法が属する英米法の基本的な特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度など、その法文化的背景を含めた法制度の全体像の学びを前提としつつ、可能であれば実際のアメリカ合衆国最高裁判所の最新の判例（英語）やビデオ教材（英語ないし日本語）などの利用をしつつ、可能な限り現代アメリカ法の実像、法の役割の実態について学ぶ。

### <学修の到達目標>

現代アメリカ法の基本的特徴を示す、判例法主義、多元性（連邦法・州法の関係）、陪審制、懲罰的損害賠償（punitive damages）など私人による法実現を重視する制度の全体像について、十分理解すること。さらにそのような学習を通じ、日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し、相対化できることが最終目標です。

### <授業内容・方法と進度予定>

この授業は、日本語の教材を中心としつつ、一部英語の教材（ビデオや実際の判例）も用いて、質問とディスカッションを交えつつ、講義形式で行う。各トピックについては、事前に教材（日本語中心）を準備し、それを読んだことを前提に議論を進めたいと考えています。正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上ないし教員の個人のDropboxなどダウンロードサイトなどに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください。

各回のテーマは次の通りである（詳細は初回授業で説明、以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況によって変更の可能性があり）。

- 第1回 1. 序 オリエンテーション： 英米法とは何か；（2）なぜ英米法を学ぶのか：比較法、外国法研究の意義；（3）英米法の特徴；
- 第2回 1. 序： ビデオ：合衆国の裁判&解説
- 第3回 1. 序：（3）英米法の特徴；（4）イギリス法とアメリカ法；（5）一応の目標
- 第4回 2. 陪審制度：（1）陪審制度の起源および歴史；（2）陪審の制度的枠組み
- 第5回 2. 陪審制度：ビデオ：陪審評議の内実（英語）&解説
- 第6回 2. 陪審制度（3）陪審制の長所・短所；（4）陪審制度から見える英米法の特徴
- 第7回 3. 判例法主義：（1）第1次的法源としての判例法；（2）先例拘束性の原理
- 第8回 3. 判例法主義： 合衆国最高裁判所の判例に実際にあたる
- 第9回 3. 判例法主義（3）先例拘束性の原理の変容；（4）帰納的思考方法
- 第10回 4. 私人による法の実現：（1）法へのアクセスの拡大：私人による法の実現
- 第11回 4. 私人による法の実現：（2）損害賠償の多様性： 懲罰的賠償を中心に；（3）日本法への示唆
- 第12回 5. アメリカ法の形成： 合衆国憲法を中心に（1）植民地時代・独立革命；（2）合衆国憲法の成立： 連合国家から連邦制へ；
- 第13回 5. アメリカ法の形成：（3）違憲立法審査権の成立、(判例：1-3,7-10事件)
- 第14回 6. 法律家の役割：ビデオ（1）法曹一元：法曹の養成；法律家の役割（2）裁判官、検察官、弁護士
- 第15回 まとめ

### < 授業時間外学修 >

可能な限りアメリカ法の実像に迫るため、事前の教材（日本語に加え、英語の可能性あり）を入手し準備をした上で、授業に臨んで下さい（<その他>を参照）。授業中にランダムに発言を求めます。

### < 教科書および参考書 >

- ・岩田太ほか『基礎から学べるアメリカ法』（弘文堂、2020）。
- ・レジュメおよび事前学習資料は、学習支援システムないしDropboxなどを通じ配布

< 参考文献 > 購入不要（図書館などでご参照下さい）

- ・田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）
- ・樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
- ・伊藤正巳、木下毅、『アメリカ法入門』（第4版）（日本評論社）
- ・別冊ジュリスト『アメリカ法判例百選』（有斐閣）
- ・田中英夫編集代表『Basic英米法辞典』（東大出版会 1993）

そのほか授業内で適宜紹介します。

### < 成績評価方法 >

学期末試験、および、報告・授業参画などの平常点で採点します。配分は、期末試験50%、報告・発言など授業参画・提出物などの平常点50%です。なお受講生数によっては、学期末試験は、報告、授業参画にすべて変更する場合があります（またその逆の場合）がありますが、その場合は講義参加人数が確定した段階でご説明します。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。また、報告、提出された課題等に対して、授業内で講評します。

### < その他 >

授業の初回で、講義の進め方、試験についてなど説明しますので、初回から参加するようにしてください。なお、上記計画は適宜変更されることがあります。

**\* 注意：教材配布場所の情報を講義開始最低2週間前までには送りますので、受講する場合は、事前に以下のメールアドレスにご連絡下さい。iwata-f (\*) kanagawa-u.ac.jpまで (\*を@に変更して下さい)**

### < Object and summary of class >

【Objectives】 The main purpose of this class is to better understand the role of law in modern America by learning the basic structures of the legal system as a whole including its cultural aspects. It plans to look at recent U.S. Supreme Court decisions and video recordings of actual jury deliberation.

【Outside classroom learning】 Students are expected to prepare each class by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in Japanese but might include English materials). Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】 The Grading would be basically evaluated by final exam (50%) , presentation & class participation, assignment (50%) though depending on the number of students, final exam may be changed by presentation and class participation totally (vice versa) .

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>法と経済学</b>		単位	2	担当教員 森田 果
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW631J		

#### <授業の目的と概要>

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのかについて、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

#### <学修の到達目標>

さまざまな解釈論・立法論において経済分析を理解し、自らもある程度応用できるようになる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

この授業では、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、トピックを選んで解説する。適宜質問を投げかけることで、経済学的な考え方のセンスが養われるように努める。

各回の内容は、以下の予定（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

- 第1回：法と経済学入門
- 第2回：刑法の経済分析1
- 第3回：刑法の経済分析2
- 第4回：不法行為の経済分析1
- 第5回：不法行為の経済分析2
- 第6回：所有権法の経済分析1
- 第7回：所有権法の経済分析2
- 第8回：契約法の経済分析1
- 第9回：契約法の経済分析2
- 第10回：家族法の経済分析
- 第11回：会社法の経済分析1
- 第12回：会社法の経済分析2
- 第13回：会社法の経済分析3
- 第14回：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）
- 第15回：take home exam の説明

#### <授業時間外学修>

- ・講義パートの予習として学部・L1ないしL2で学んだ該当分野での主要な法制度・解釈論の復習をしてくることを求める。
- ・さらに法と経済学をしっかり学びたい学生は本講義のネタ本である後述の参考書（スティーブン・シャベル（訳：田中亘・飯田高）『法と経済学』（日本経済新聞社・2010年））の各章を読んでくることを勧める。
- ・演習形式では指定判例を読んでくることが求められる。

#### <教科書および参考書>

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）

その他、担当教員が適宜参考文献を指定する。

**< 成績評価方法 >**

期末試験 (take home exam・80%)、及び、授業への貢献度 (20%) による。期末レポートにおいては、知識が問われるのではなく、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に」「自分で」考えられるようになったかが問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**< その他 >**

各回で扱う法分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

**< Object and summary of class >**

This course teaches economic analysis of law and covers the fundamental and thorough principles of economic analysis of law. The detailed understanding of economic analysis of law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	外国法文献研究Ⅰ（英米法）		単位	2	担当教員 井上 泰人
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW632J		

#### <授業の目的と概要>

主に英国法の文献講読を通じて英米法の基礎的な考え方に対する理解を深めることを目的とする。

#### <学修の到達目標>

英語の法律文献を正確に読解し、その内容を理解した上でその当否を検討できること。

#### <授業内容・方法と進度予定>

主に英国法に関する英語の基礎的な文献を教材として数種類用意するので、受講者は、その興味に応じてこれらのうち適宜のものを選択し、当該文献の中で教員から指定された部分の日本語又は英語による要約（summary）を作成して授業に先立って提出する。授業においては、上記要約（summary）を基に上記指定部分について質疑応答を行うことで読解能力を高めるとともにその内容の当否について検討を行う。そして、最終的にはそれまでに読解した文献を基に特定の課題について日本法との比較を論じた日本語又は英語のレポートを作成して提出する。各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりの予定とするが、具体的な内容は、受講者の人数や英語能力によって変動する。

- 1 ガイダンス及び教材の説明
- 2～13 事前に受講者から提出された要約（summary）に基づく文献講読及び質疑応答
- 14 レポートの作成方法指導
- 15 総括

#### <授業時間外学修>

次回分として指定された部分の要約（summary）を作成する。その他の詳細は、授業中に指示する。

#### <教科書および参考書>

ガイダンスの際に具体的に指示する。

#### <成績評価方法>

各回に提出された要約（summary）及び授業における質疑応答の内容に基づく平常点（50%）とレポート（50%）により評価する。なお、成績評価に際しては、前記学修の到達目標が指標の1つとなる。

#### <その他>

研究大学院修士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される。

#### < Object and summary of class >

This course aims at understanding the basic principles on Anglo-American Law through analysing basic texts mainly on British Law. The participants are required to write a summary of the designated part of a text and submit it in advance of the class, in which they examine the content of the text through the discussion with other participants and professor. The participants are asked to submit the final report at the end of the course, based on what have been learnt in the classes.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW633J		

#### <授業の目的と概要>

Das Lehrfach “Forschung des ausländischen juristischen Textes - das deutsche Recht” bezieht sich auf die Methodenlehre im deutschen Recht, die die Gutachtentechnik bzw. den methodischen Ansatz für die Falllösung darstellt.

#### <学修の到達目標>

Die Teilnehmer werden erwartet, das Kursbuch der Gutachtentechnik zu lesen, die in dem vorgegebenen juristischen Fälle zu lösen, und dann das eigene juristische Gutachten auf deutsch zu schreiben. Durch die Übungen lernen sie, auf welche Weise die juris

#### <授業内容・方法と進度予定>

講義の内容と進行は次の予定に従う。

- 1 Zivilrecht: Klausur 1
- 2 Zivilrecht: Klausur 2
- 3 Zivilrecht: Klausur 3
- 4 Zivilrecht: Klausur 4
- 5 Zivilrecht: Klausur 5
- 6 Strafrecht: Klausur 1
- 7 Strafrecht: Klausur 2
- 8 Strafrecht: Klausur 3
- 9 Strafrecht: Klausur 4
- 10 Strafrecht: Klausur 5
- 11 Öffentliches Recht: Klausur 1
- 12 Öffentliches Recht: Klausur 2
- 13 Öffentliches Recht: Klausur 3
- 14 Öffentliches Recht: Klausur 4
- 15 Öffentliches Recht: Klausur 5

#### <授業時間外学修>

事前学習として、受講者は、指定された教科書の該当箇所を事前に読んで講義に参加しなければならない。事後学習として、授業中に分析した設例事案にかんする法的審査文書を、講義担当者に提出しなければならない。

Die Teilnehmer werden erwartet, im Voraus vor der Sitzung den entsprechenden Teil des Kursbuches zu lesen. Nach der Sitzung sollten sie dem Kursleiter

#### <教科書および参考書>

Valerius, Brian: Einführung in den Gutachtenstil: 15 Klausuren zum Bürgerlichen Recht, Strafrecht und Öffentliches Recht, dritte, überarbeitete und aktualisierte Aufl. Würzburg: Springer, 2009.

#### <成績評価方法>

成績評価は、講義担当者に提出された15回の法的審査文書に基づいて行う。

Die Teilnehmer sollten auf Basis der fünfzehn abgegebenen Gutachtenschriften evaluiert werden.

<その他>

**< Object and summary of class >**

The subject “Research in foreign legal texts, German law, deals with the legal method taught in German legal education. The participants are expected to read the course book on the legal skill and to formulate their own legal report on the given cases in it.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW634J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、フランス法に関心を持つ法科大学院の学生を対象に、法についてフランス語で書かれた文献を読むことを通じて、フランスの法・文化・社会に対する理解を深めることを目的とする。さらに、フランスを鏡として、日本法の理解を深めることも、重要な目的である。

### <学修の到達目標>

フランス語の法律文献を正確に訳すことができ、さらにその内容について理解し検討することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

フランス法（フランスの社会保障法）に関するフランス語の文献を受講者とともに読解し、日本法と比較しながらフランスの社会保障（とりわけ社会保険）の制度体系の特徴・課題等を検討する。

#### 2. 教育方法

各受講者が、毎回、教材の指定された部分の翻訳を提出し、他の受講者と担当教員とその内容について検討・質疑を行う形式で進める。なお、必要に応じてフランスの法律等を参照できるように、PC等の持参が望ましい。

#### 3. 予定

第1回	ガイダンス・教材の説明
第2回	F. Kessler « Droit de la protection sociale (8e éd.) » Dalloz, 2022, para.136-139
第3回	上記資料 para.140-143
第4回	上記資料 para. 144-147
第5回	上記資料 para. 148-151
第6回	上記資料 para.152-155
第7回	上記資料 para.156-159
第8回	上記資料 para.160-163
第9回	上記資料 para.164-166
第10回	上記資料 para.167-169
第11回	上記資料 para.170-172
第12回	上記資料 para.173-175
第13回	上記資料 para.176-178・ゼミレポートの作成方法指導
第14回	上記資料 para.179-180
第15回	社会保障制度体系の日仏比較・総括

※教材読解の進捗は受講者の人数・フランス語能力等によって変動する。  
各回の授業内容についてはその都度具体的に周知する。

### <授業時間外学修>

次回分として指定された箇所の邦語訳を作成する。その他の詳細は、授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

F. Kessler « Droit de la protection sociale (8e éd.) » Dalloz, 2022  
(授業中に上記書籍の一部を配布する)

**<成績評価方法>**

毎回の授業における翻訳および質疑応答、授業への取り組みの状況を評価対象とする「平常点」（50％）と、「レポート試験」（50％）による。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

質問は適宜、授業後に受け付ける。  
本授業は研究大学院との合併により開講する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Readings in Foreign Legal Studies III (French) and covers the fundamental and thorough principles of Readings in Foreign Legal Studies III (French) .

The detailed understanding of Readings in Foreign Legal Studies III (French) is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>倒産法</b>		単位	2	担当教員 宇野 瑛人
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW644J		

### <授業の目的と概要>

本講義は、我が国における倒産処理手続を司る法の内、清算型手続の基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法を主たる対象として、これら制度の基本的な枠組み及びその背後にある基本的なものの考え方を修得することを目的とする。場合に応じて、これら2法と関わりのある周辺諸法（民法・民事訴訟法・会社法・会社更生法等）にも触れつつ、民事法全体について倒産処理の視点から横断的な視点を獲得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

1. 破産法及び民事再生法の基本的な条文について、その制度趣旨と基本的な運用方法を理解し、適切に説明することができる。
2. 破産法及び民事再生法と、周辺他法の関係を理解し、適切に説明することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### ① 講義の進め方

毎回講義の内容を要約したレジュメを事前に配布し、これに沿って講義を進める。

受講生がレジュメを熟読し、関連範囲について十分に予習を経ていることを前提に、若干の口頭での問答を交えることもある。

#### ② 講義の内容

具体的な講義の順序及び各回への配当は概ね以下の通りである。

#### ●序論 導入

第1回 破産法及び民事再生法の規律の全体像の概観・倒産処理制度の目的  
手続の概観・目的論・破産手続開始の効果①

#### ●第1部 破産法の基本概念と手続の骨格

第2回 破産手続の開始

当事者・破産手続開始申立て・開始要件

第3回 破産財団①

破産手続開始の効果②・破産財団の範囲・破産管財人①・取戻権

第4回 破産財団②

破産手続開始の効果③・破産管財人②・保全処分

第5回 破産債権①

破産債権・開始時現存額主義・債権確定手続

第6回 破産債権②・財団債権

破産債権への配当・破産債権の免責・財団債権

#### ●第2部 破産手続における実体的規律

第7回 契約関係の処理

双方未履行双務契約・各種契約の特則

第8回 担保権と破産手続

別除権・不足額責任主義・担保目的物の換価・非典型担保

第9回 否認権①

否認権総論・財産減少行為否認・相当対価行為否認・無償行為否認

第10回 否認権②

偏頗行為否認・対抗要件否認・執行行為の否認・否認権の行使  
第11回 会社役員の実任追及・相殺権①  
会社役員責任査定・相殺権  
第12回 相殺権②  
相殺禁止

●第3部 民事再生手続入門

第13回 民事再生手続の開始・再生計画①

民事再生手続開始要件・民事再生手続開始の効果・民事再生手続の流れ（再生計画作成・決議・認可）

第14回 手続機関・民事再生手続における債権・再生計画②

再生債務者・監督委員・再生債権・共益債権・再生計画による債権者の権利変更

第15回 再建型手続における債務者事業の維持

契約関係の処理・別除権・更生担保権・事業譲渡・牽連破産

③ 講義後の課題

数回に1回程度の頻度で、問題演習形式の復習課題を課す為、こまめな復習が求められる。

<授業時間外学修>

前記レジュメの配布も含め、詳細はGoogleClassroomにて周知する予定である。クラスコード：6xz54ec

各回毎の予習・復習は必須である。

<教科書および参考書>

① 講義中に判例に言及する場合、松下淳一・菱田雄郷編『倒産判例百選 第6版』（別冊ジュリ252号）（2021）を用いて判旨の特定の箇所を確認する必要がある為、これを教室に持参されたい。

② 特定の書籍（教科書）に沿って講義を進めることはしないが、有益な書籍として以下のものを掲げる。

●手続の全体を把握する為の通読に耐え得る書籍

・山本和彦『倒産処理法入門 第6版』（有斐閣、2024）

・松下淳一『民事再生法入門 第2版』（有斐閣、2014）

●自習に際して適宜参照が有益な教科書・体系書等

・伊藤眞『破産法・民事再生法 第5版』（有斐閣、2022）

・山本和彦編『倒産法概説 第2版補訂版』（弘文堂、2015）

・山本克己編『破産法・民事再生法概論』（商事法務、2012）

<成績評価方法>

期末試験70%・平常点30%により評価する。「平常点」は、シラバス本文記載の「課題」への取り組み状況と講義中に指示した予習事項への取り組みの程度を評価の対象とする。なお、成績全般の評価に際しては、上記<学修の到達目標>が指標となる。

<その他>

本講義は、民法・民事訴訟法・会社法といった基本的な民事法科目について基本的な能力を受講者が有することを前提として行う。

本講義は、原則として対面式の講義形態で行うが、特に必要が生じた場合においてはオンライン式講義へ切り替える可能性がある。

< Object and summary of class >

This course teaches Insolvency Law and covers the fundamental and thorough principles of Insolvency Law. The detailed understanding of Insolvency Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用倒産法		単位	2	担当教員 宇野 瑛人
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW645J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、受講者が前期に開講された倒産法科目を履修したのと同等の、破産法・民事再生法についての基礎的な知識を習得していることを前提として、破産法・民事再生法の重要な論点に関する法制度や判例についての理論的な理解を深めることを目的とする。

### <学修の到達目標>

具体的な事案に対して、当該事案における破産・民事再生関連法規の適用上の問題を的確に設定し（適用されるべき法規の選択、選択された法規の解釈論上の問題の所在の把握）、当該法規の解釈を判例・学説を十分に踏まえた上で展開して、事実関係に適切に適用することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

毎回、破産法・民事再生法の学習上重要と思われるテーマを選定し、具体的事例（場合によっては裁判例）を素材に講義を進行する。当該事案の解決に必要な破産・民事再生関連法規についての基本的な理解を受講者が有するかどうかを確認した上で、取り上げる事案の解決方法について実質的な議論を行う。

講義の進行に際しては、学生が十分に関連テーマについて予習を行っていることを前提に、教員からの質問に対する応答を通じて、関連テーマについての理解の程度を確認すると共に、具体的問題へのアプローチの方法を体得する方法を採る。

これと共に、上記事例教材を用いることにより、また論述式の定期試験の実施及びその採点結果についての質疑を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための指導を行うこととする。なお、受講者が多くない場合、取り上げを希望するテーマを聴取した上で、扱うテーマを変更する可能性がある。

第1回：オリエンテーション・破産財団と破産債権①

第2回：破産財団と破産債権②

第3回：破産財団と破産債権③

第4回：破産管財人・再生債務者・監督委員①

第5回：破産管財人・再生債務者・監督委員②

第6回：債権の優先・劣後

第7回：倒産手続における担保権の処遇①

第8回：倒産手続における担保権の処遇②・契約と倒産（双方未履行双務契約・各種契約の処遇）

第9回：非典型担保（譲渡担保・所有権留保・リース契約）

第10回：否認権①（財産減少行為・相当対価行為・無償行為）

第11回：否認権②（偏頗行為否認・濫用的会社分割と否認）

第12回：相殺（相殺規定の全体像・合理的相殺期待）

第13回：会社法と倒産手続（会社組織に関する訴え・会社役員の実責任追及）

第14回：債権確定手続・再建計画手続

第15回：総括・予備日

### <授業時間外学修>

毎回課される予習課題を綿密に検討しておくことが求められる。詳細はgoogle classroomで周知する。

### <教科書および参考書>

収録判例を多く扱うことを予定している為、松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選（第6版）』（有斐閣、2021）を持参されたい（講義中に特定箇所を参照する際、百選を念頭に指示をす

る)。  
また,各自普段使用している倒産法の教科書類を講義に持参されたい。

**<成績評価方法>**

期末試験(70%)、授業の際の発言内容を対象とする平常点(30%)によることを予定している。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

教材の配布等,講義外でのコミュニケーションはGoogleClassroomを通じて行う(クラスコード:gp6xlzn)

本講義は,原則として対面式の講義形態で行うが,特に必要が生じた場合においてはオンライン式講義へ切り替える可能性がある。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Insolvency Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Insolvency Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Insolvency Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>租税法基礎</b>		単位	2	担当教員 藤原 健太郎
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW646J		

### <授業の目的と概要>

この授業の目的は、所得税法の基本的仕組みを理解することにある。租税法を初めて学ぶ人を念頭に、日本法の解釈論の初歩を講義し、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を修得することを目指す。なお、法人税法については「実務租税法」の授業で取り扱われる。

### <学修の到達目標>

1. 所得税の基礎を理解し、その理論的・実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
2. 租税法総論の基本的部分である、租税法の基本原則および租税手続法の基礎を理解する。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。
4. 所得税法の解釈適用が問題となった事例において、法律実務家の世界において一般的とされる規約にしたがって、説得的に結論を論証するための能力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法〔第6版〕』（弘文堂、2023）を用いる。

各回のテーマは、大まかには以下の順序で教材の該当部分を扱う（具体的な予習範囲は追って通知する。時間の都合上全てのNotes & Questionを扱うわけではない。また、参加者の理解度等によって授業内容についても当然取捨選択しなければならない。）。本年度は、所得税、租税法総論の順序で基礎知識を獲得したうえで、総括を兼ねて事例演習を行う。

なお、事例演習とは、法律実務家にとっての共通言語を用いて結論を説得的に論述する能力を涵養するという目的にて行うものである。事例問題についてあらかじめ解答を提出してもらい、それらについて学生間で論評を行うという形式を予定している。

#### <第一部 イン트로ダクション>

1. 租税法律主義・租税手続法の基礎  
§111.01, 序説1-12頁

#### <第二部 所得税法総論>

2. 所得税の基礎1（所得概念）  
§211.01, 211.02, 211.03, 211.05
3. 所得税の基礎2（納税義務者と課税単位、所得の帰属）  
§212.01, 212.02, 212.03, 213.01, 213.02, 213.03, 213.04
4. 所得税の基礎3（所得税額の計算の基本的な仕組み）  
§214.01

#### <第三部 所得税法各論>

5. 所得分類1（利子所得・配当所得）  
§221.01, 221.02, 221.03
6. 所得分類2（給与所得・退職所得）  
§223.01, 223.02, 223.03, 223.04, 223.05
7. 所得分類3（事業所得、一時所得・雑所得）  
§224.02, 224.03, 225.01, 225.02
8. 所得分類4（譲渡所得1）  
§222.01, 222.02, 222.03
9. 所得分類5（譲渡所得2）、所得の計算と年度帰属1（収入金額と必要経費）  
§222.05, 222.06, 231.01, 231.02
10. 所得の計算と年度帰属2（収入金額と必要経費、年度帰属）

§ 232.01, 232.03

11. 所得の計算と年度帰属3 (費用収益対応の原則、必要経費の範囲)

§ 233.01, 234.01, 234.02

12. 所得税額の計算、所得税法のとまとめ、

§ 241.01, 241.02, 242.01, 242.02, 243.01

13. 源泉徴収

§ 250.01, 250.02

< 第四部 租税法総論 >

14. 租税法の解釈と適用

§ 141.01, 142.01, 143.01, 143.02

< 第五部 演習 >

15. 事例演習

### < 授業時間外学修 >

進度予定を参考に、各回の該当箇所を予習することが必要である。特に、判例を熟読したうえで、該当部分のNotes & Questionの解答を考えておくことが求められる。また、事前に追加資料・関連判例を配付する場合があるので、そちらも適宜予習する必要がある。

### < 教科書および参考書 >

授業では、上記の『ケースブック租税法』を使用することにする。また、学修に際しては、条文の読み込みが大きなウエイトを占めることになるので、各自において条文(所得税法、法人税法、国税通則法など)をダウンロードするなどして手元に置いておく必要がある。中里実ほか編『租税判例六法』も有用であるが、法改正には注意する必要がある。また、『ケースブック租税法』の情報には古いものもあるため、最新の情報についてはレジュメにて補足する。授業資料については、Google Classroomにて配布する。

初学者向けの教科書としては、中里実ほか編『租税法概説』(有斐閣)、増井良啓『租税法入門』(有斐閣)、岡村忠生ほか『ベーシック税法』(有斐閣アルマ)、佐藤英明『スタンダード所得税法』(弘文堂)等がある。金子宏『租税法』(弘文堂)は、やや上級者向けである。なお、これらは改版が多いので、入手するにあたっては最新版かどうかは注意する必要がある。

判例集として、『租税判例百選』(有斐閣)がある。

### < 成績評価方法 >

成績評価は、筆記試験80%、平常点20%の割合で行う。

平常点は、質疑に際して事前に準備をして回答ができたかどうか、回答の内容が適切であるか、積極的に議論に参加したか等により評価する。事例演習におけるパフォーマンスも平常点に含まれる。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の一つとなる。

### < その他 >

本授業は、法科大学院と公共政策大学院の合併科目として開講される。

### < Object and summary of class >

This course teaches income tax law and examines the basic concepts underlying the income taxation of individuals. The detailed understanding of income tax law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務租税法</b>		単位	2	担当教員 瀧本 文浩
配当年次	L2,3	開講学期	前期集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW638J		

#### <授業の目的と概要>

この授業の目的は、法人税法の基本的な仕組みを理解してもらうとともに、実際の企業法務において法人税がどのような形で問題となり、実務家がどのように対応しているかという観点から、法人税の実務について理解してもらうことにある。

#### <学修の到達目標>

法人税法に関連する典型的な事案について、問題の所在を把握し、裁判例を踏まえた上で、事案解決のための規範を定立し、事案をあてはめて結論を提示することができる。その際、設例を用いるなどして、法曹として必要な論述力を養う。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、対話型の講義により行う。

授業では、法人税法の当該部分について基本的な説明を行うとともに、事前に指定した裁判例を中心に検討を加える。

1. イントロダクション、法人税総説  
法人税に関する具体的な問題、これに関与する実務家の立場について簡単に紹介した後、法人税の意義について検討する。
2. 法人税の納税義務者  
法人税の納税義務者について検討する。
3. 法人所得の意義と計算（総説）、益金（1）  
法人所得について基本的な説明を行った後、益金の認識基準について検討を加える。
4. 益金（2）  
具体的な益金の意義について検討を加える。
5. 損金（1）  
損金の認識基準について検討を加える。
6. 損金（2）
7. 損金（3）
8. 損金（4）
9. 損金（5）
10. 損金（6）
11. 損金（7）、グループ法人税制  
損金（2）から損金（7）では、損金算入が問題となる各項目について、順次検討を加える。  
また、グループ法人税制について検討を加える。
12. 組織再編税制  
法人の合併、会社分割、株式交換および株式移転に関する課税について検討を加える。
13. 同族会社の特例、設例の検討（タックス・プランニング）  
同族会社に関する課税の特例について検討を加える。また、タックス・プランニングについても紹介する予定である。
14. 設例の検討（2）  
実際の場面で法人税法がどのように適用されるか、さらに紹介する。
15. 法人事業税  
法人事業税について検討を加える。法人住民税にも言及する。

#### <授業時間外学修>

授業では適宜学生に質問しながら進めるので、学生は、事前に指定する裁判例を予習してから授

業に臨むこと。各回の具体的な予習範囲はTKCで周知する。

#### **<教科書および参考書>**

授業では、法人税法が掲載された六法を使用するが、民法や会社法の条文を参照することも多いので持参すること。

教科書として、金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂）を指定する。

参考書として、『租税判例百選 [第7版]』（有斐閣）を指定する。

その他、演習書として、金子宏ほか『ケースブック租税法』（弘文堂）を薦める。

#### **<成績評価方法>**

成績評価は、筆記試験70%、平常点30%の割合で行う。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### **<その他>**

「租税法基礎」をすでに履修していることが望ましい。

#### **< Object and summary of class >**

This course teaches corporate tax law and examines the tax effects of basic transactions involving corporations and their shareholders. The detailed understanding of corporate tax law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>経済法Ⅰ</b>		単位	2	担当教員 伊永 大輔
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW640J		

### <授業の目的と概要>

「経済法」とは、独占禁止法をはじめとする経済活動の基本ルールを定めた一連の法律群のことをいう。本講義では、あらゆる経済活動を規律する基本法（経済憲法）である独占禁止法について、その基本的な考え方を体系的に習得することを目的とする。独占禁止法の基本論点を中心にわかりやすく概説するが、事例問題の検討・分析を通じ、事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力を養成することも目指す。

Google Classroomコード【6zjswkh】

### <学修の到達目標>

- ・独占禁止法の基本的思考方法を身につけるとともに、主要な違反類型の要件解釈を精確に理解できるようになる。
- ・不当な取引制限、拘束条件付取引といった基本的な違反類型について、基礎的な論点については事例に則して具体的な考えを説明できるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1 授業内容

独占禁止法の基本構造や規制趣旨、主要な行為類型における規範等を解説するとともに、主要な違反行為については具体的な事例分析を通じて論点解説を行う。また、法曹としての実務に必要な論述能力の滋養を目的とした指導も行う。

#### 2 方法

独占禁止法の主要な規定や審決・判決をひとつお理解しつつ、全体像を把握できるように、実体法上の要件論を中心として、基礎的内容に重点を置いて講義を行う。また、複雑多様化した経済社会における法解釈を習得できるよう、法規の理論的な展開のみならず、実際の運用について公正取引委員会の実務や経済実態と関連付けながら、具体的に講義を進めることとしたい。

なお、授業資料及び予習用資料は、Google Classroomを通じて事前に配布する。

#### 3 進度予定

- 第1回 独占禁止法の規制構造（インストラクション）
- 第2回 企業結合規制（弊害要件）
- 第3回 企業結合規制（規制手続）
- 第4回 ケーススタディ（企業結合規制の事例演習）
- 第5回 不当な取引制限の規制（行為要件）
- 第6回 不当な取引制限の規制（弊害要件・始期終期）
- 第7回 ケーススタディ（不当な取引制限の規制の事例演習）
- 第8回 不公正な取引方法の規制（行為類型と公正競争阻害性）
- 第9回 不公正な取引方法の規制（取引拒絶型）
- 第10回 不公正な取引方法の規制（拘束条件型：再販売価格拘束・排他条件付取引）
- 第11回 不公正な取引方法の規制（拘束条件型：拘束条件付取引）
- 第12回 ケーススタディ（不公正な取引方法の事例演習）
- 第13回 不公正な取引方法の規制（取引強制型）
- 第14回 不公正な取引方法の規制（取引妨害型）
- 第15回 エンフォースメント（執行体制、手続、処分）

### <授業時間外学修>

事前の予習を前提に授業を進める。特に、本講義では判決・審決を十分に扱う時間がない

め、この点は予習・復習に委ねる。

#### <教科書および参考書>

教科書：白石忠志『独禁法講義<第10版>』有斐閣、2023年  
菅久修一（編著）『独占禁止法<第5版>』商事法務、2024年  
参考書：川濱昇ほか編『経済法判例・審決百選<第3版>』有斐閣、2024年  
金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法<第4版>』弘文堂、2019年  
岸井大太郎ほか『経済法<第9版補訂版>』有斐閣アルマ、2020年  
金井貴嗣ほか編著『独占禁止法<第6版>』弘文堂、2018年  
白石忠志『独占禁止法<第4版>』有斐閣、2023年

#### <成績評価方法>

期末試験（論述式）80%及び平常点（質疑応答により予習状況、授業への取組態度等）20%で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を履修すること。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Competition Law and covers the fundamental and thorough principles of Antimonopoly Law in Japan. The detailed understanding of Japanese Competition Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>経済法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 伊永 大輔
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW641J		

### <授業の目的と概要>

経済法Ⅰの既修者を対象として、独占禁止法の体系的理解を深めつつ幅広く違反行為類型を掌握するとともに、応用的な論点についても事例に則して具体的な考えを説明できるようになることを目的とする。また、様々な応用事例の検討を通して、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

Google Classroomコード【kilsjdw】

### <学修の到達目標>

- ・応用的違反類型も含めて、独占禁止法の違反類型の基本構造を理解し、具体的事案で精確な当てはめを行えるようになる。
- ・独占禁止法執行上の問題も視野に入れて法的論点を抽出し、これに対する適切な論旨の展開ができる力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1 授業内容

独占禁止法の主要な規定や審決・判決を理解しつつ、法規制の全体像を把握できるように、実体法上の要件論を中心として講義を行う。また、法曹としての実務に必要な論述能力の滋養を目的とした指導も行う。

#### 2 方法

独占禁止法の主要な規定や審決・判決をひとつお理解しつつ、全体像を把握できるように、実体法上の要件論を中心として、基礎的内容に重点を置いて講義を行う。また、司法試験問題を含む事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を滋養するための演習・指導を行う。複雑多様化した経済社会における法解釈を習得できるよう、法規の理論的な展開のみならず、実際の運用について公正取引委員会の実務や経済実態と関連付けながら、具体的に講義を進めることとした。

なお、授業資料及び予習用資料は、Google Classroomを通じて事前に配布する。

#### 3 進度予定

- 第1回 経済法Ⅰのまとめ（インストラクション）
- 第2回 事業者団体規制（規制構造）
- 第3回 事業者団体規制（適用法条）
- 第4回 ケーススタディ（事業者団体規制の事例演習）
- 第5回 事業提携（共同購入、OEM供給等）
- 第6回 垂直型企業結合（弊害要件）
- 第7回 ケーススタディ（事業提携・企業結合の事例演習）
- 第8回 不公正な取引方法の規制（搾取濫用型）
- 第9回 不公正な取引方法の規制（不当対価型）
- 第10回 私的独占（行為要件、弊害要件）
- 第11回 ケーススタディ（不公正な取引方法の事例演習）
- 第12回 適用除外（知的財産、協同組合、再販）
- 第13回 不当な取引制限（まとめ）
- 第14回 不公正な取引方法（まとめ）
- 第15回 エンフォースメント（まとめ）

### < 授業時間外学修 >

事前の予習を前提に授業を進める。特に、本講義では判決・審決を十分に扱う時間がないため、この点は予習・復習に委ねる。

### < 教科書および参考書 >

教科書：白石忠志『独占法講義<第10版>』有斐閣、2023年  
菅久修一（編著）『独占禁止法<第5版>』商事法務、2024年  
参考書：川瀆昇ほか編『経済法判例・審決百選<第3版>』有斐閣、2024年  
金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法<第4版>』弘文堂、2019年  
岸井大太郎ほか『経済法<第9版補訂版>』有斐閣アルマ、2020年  
金井貴嗣ほか編著『独占禁止法<第6版>』弘文堂、2018年  
白石忠志『独占禁止法<第4版>』有斐閣、2023年

### < 成績評価方法 >

期末試験（論述式）80%及び平常点（質疑応答により予習状況、授業への取組態度等）20%で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### < その他 >

履修要件：「経済法Ⅰ」を履修済みであること（単位修得の有無は問わない）。

### < Object and summary of class >

This course teaches Competition Law and covers the fundamental and thorough principles of Antimonopoly Law in Japan. The detailed understanding of Japanese Competition Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法Ⅰ		単位	2	担当教員 蘆立 順美 松岡 徹
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW649J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決に必要なとなる基礎的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

特許法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

特許法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要なとなる事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は、指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、及び、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。具体的な事例分析等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。学生は、指定された文献・裁判例等を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

#### 2. 授業の内容と順序

- 1) 特許法の概要
- 2) 発明の概念・特許要件 1
- 3) 特許要件 2
- 4) 権利取得手続 (出願・審査)
- 5) 異議・審判・審決取消訴訟
- 6) 特許権侵害 1 (特許権の効力)
- 7) 特許権侵害 2 (均等論)
- 8) 特許権侵害 3 (間接侵害)
- 9) 特許権侵害 4 (間接侵害)
- 10) 侵害主張に対する抗弁 1 (特許権の制限、権利行使の制限)
- 11) 侵害主張に対する抗弁 2 (先使用权)
- 12) 侵害主張に対する抗弁 3 (権利の消尽法理、並行輸入の可否)
- 13) 権利の帰属
- 14) 権利侵害の効果
- 15) 特許権の経済的利用にかかわる問題

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にTKCに掲示するので、指定された内容を予習すること。その他、詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書 : 島並良＝上野達弘＝横山久芳『特許法入門 [第2版]』有斐閣 2021  
なお、最新の特許法の条文を各自準備し、授業に持参すること。

参考文献 : 授業の初回において、配布、紹介する。

**<成績評価方法>**

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、本科目のほか、「知的財産法Ⅱ」も履修すること、また、「知的財産法発展Ⅰ」「知的財産法発展Ⅱ」のいずれか又は両方を履修すること。

授業開講前の事前準備、及び、各回の予習課題等については、TKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

**< Object and summary of class >**

This course teaches patent law and covers the fundamental and thorough principles of patent law. The detailed understanding of patent law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法Ⅱ		単位	2	担当教員 蘆立 順美
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW650J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法分野で生じる諸問題の解決に必要な基礎的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

著作権法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

著作権法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、及び、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。具体的な事例分析等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

#### 2. 授業の内容と順序

- 1) 著作権法の概要
- 2) 著作物1（思想又は感情の創作的表現）
- 3) 著作物2（アイデア表現二分論、文芸・学術・美術・音楽の範囲）
- 4) 著作権侵害1（依拠性、類似性）
- 5) 著作権侵害2（法定上の利用行為）
- 6) 著作権侵害3（法定上の利用行為）
- 7) 著作権侵害4（法定上の利用行為、みなし侵害）
- 8) 著作権の制限1
- 9) 著作権の制限2
- 10) 著作者人格権侵害1（公表権、氏名表示権）
- 11) 著作者人格権侵害2（同一性保持権、みなし侵害）
- 12) 著作者の認定・権利の帰属（著作者・共同著作者、職務著作）
- 13) 著作者の認定・権利の帰属（映画の著作物に関する特則）
- 14) 権利侵害の効果
- 15) 侵害の主体・共同不法行為

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にTKCに掲示するので、指定された内容を予習すること。その他詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書：島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門〔第3版〕』有斐閣2021  
 なお、最新の著作権法の条文を準備し、授業に持参すること。

参考文献：中山信弘『著作権法〔第4版〕』有斐閣 2023  
 小泉直樹他編『著作権判例百選〔第6版〕』有斐閣2019  
 その他は、授業の初回において、配布、紹介する。

**<成績評価方法>**

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、本科目のほか、「知的財産法Ⅰ」も履修すること、また、「知的財産法発展Ⅰ」「知的財産法発展Ⅱ」のいずれか又は両方を履修すること。

授業開講前の事前準備、及び、各回の予習課題等については、TKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

**< Object and summary of class >**

This course teaches copyright law and covers the fundamental and thorough principles of copyright law. The detailed understanding of copyright law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法発展Ⅰ		単位	2	担当教員 蘆立 順美
配当年次	L3	開講学期	前期	週間授業回数	2回（半期）
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW651J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、具体的紛争の解決に必要な事案分析力、法的思考力および論述能力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

特許法および著作権法に関する応用的論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。  
複数の論点が関連する事案について、論点を把握・整理したうえで、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、理論的に結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は指定された事例課題や関連文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教員と受講者がインタラクティブに参加する形式で行う。事例課題を用いることにより、当該課題に関する質疑応答や提出された答案に対する添削指導等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。

受講者は指定された課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、論点および関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。事例課題に関しては、各自、解答を作成したうえで授業に参加することが求められる。

本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。在学中受験にも対応するため、原則、週2回授業を行い、6月上旬までに15回の授業を終了する予定である。

#### 2. 授業の内容と順序

取り扱う主な内容と順序は以下のとおりである（なお、内容については変更の可能性がある）。各回の課題は、TKCに掲示する。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1) クレームの解釈      | 8) 著作物性           |
| 2) 審決取消訴訟と審判の関係 | 9) 著作権等侵害の応用事例 1  |
| 3) 特許権侵害の応用事例 1 | 10) 著作権等侵害の応用事例 2 |
| 4) 特許権侵害の応用事例 2 | 11) 著作権等侵害の応用事例 3 |
| 5) 特許権侵害の応用事例 3 | 12) 著作権等侵害の応用事例 4 |
| 6) 特許権侵害の応用事例 4 | 13) 著作権等侵害の応用事例 5 |
| 7) 特許権侵害の応用事例 5 | 14) 著作権等侵害の応用事例 6 |
|                 | 15) 総合問題          |

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にTKCに掲示するので、指定された内容を予習すること。  
その他詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書については、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱで使用したもの。  
各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。  
なお、最新の特許法および著作権法の条文を各自、授業に持参すること。

### <成績評価方法>

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）を総合して評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

履修要件：「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済みであること。

本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。

「知的財産法発展Ⅰ」と「知的財産法発展Ⅱ」では、取り扱う具体的事例が異なるため、両者を履修することは可能である（ただし、令和5年度開講の「知的財産法発展」の単位を修得済みの者は、「知的財産法発展Ⅱ」を履修することはできない）。

予習課題等についてはTKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

なお、答案の提出には、クラスルームを使用する予定である（クラスコード：wjl7jbk）。

### < Object and summary of class >

This course teaches patent law and copyright law and covers the applied issues of patent law and copyright law. The detailed understanding of patent law and copyright law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法発展Ⅱ		単位	2	担当教員 蘆立 順美
配当年次	L3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW651J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、具体的紛争の解決に必要な事案分析力、法的思考力および論述能力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

特許法および著作権法に関する応用的論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。  
複数の論点が関連する事案について、論点を把握・整理したうえで、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、理論的に結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は指定された課題や関連文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教員と受講者がインタラクティブに参加する形式で行う。事例課題を用いることにより、当該課題に関する質疑応答や提出された答案に対する添削指導等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。

受講者は指定された課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、論点および関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。事例課題に関しては、各自、解答を作成したうえで授業に参加することが求められる。

本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。

#### 2. 授業の内容と順序

取り扱う主な内容と順序は以下のとおりである（なお、内容については変更の可能性がある）。各回の課題は、TKCに掲示する。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1) クレームの解釈      | 8) 著作物性         |
| 2) 審決取消訴訟と審判の関係 | 9) 著作権等侵害の応事例1  |
| 3) 特許権侵害の応事例1   | 10) 著作権等侵害の応事例2 |
| 4) 特許権侵害の応事例2   | 11) 著作権等侵害の応事例3 |
| 5) 特許権侵害の応事例3   | 12) 著作権等侵害の応事例4 |
| 6) 特許権侵害の応事例4   | 13) 著作権等侵害の応事例5 |
| 7) 特許権侵害の応事例5   | 14) 著作権等侵害の応事例6 |
|                 | 15) 総合問題        |

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にTKCに掲示するので、指定された内容を予習すること。  
その他詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書については、知的財産法Ⅰおよび知的財産法Ⅱで使用したもの。  
各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。  
なお、最新の特許法および著作権法の条文を各自、授業に持参すること。

### <成績評価方法>

期末試験（80%）、平常点（授業での発言の内容等）（20%）を総合して評価する。なお、成績

評価に際しては、上記の＜学修の到達目標＞が指標の1つとなる。

#### ＜その他＞

履修要件：「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済みであること。

本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。

「知的財産法発展Ⅰ」と「知的財産法発展Ⅱ」では、取り扱う具体的事例が異なるため、両者を履修することは可能である（ただし、令和5年度開講の「知的財産法発展」の単位を修得済みの者は、「知的財産法発展Ⅱ」を履修することはできない）。

予習課題等についてはTKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

答案の提出には、クラスルームを使用する予定である（クラスコード：4vaw7ra）。

なお、令和7年度以降、本科目はL3配当科目となる。

#### ＜ Object and summary of class ＞

This course teaches patent law and copyright law and covers the applied issues of patent law and copyright law. The detailed understanding of patent law and copyright law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務労働法 I</b>		単位	2	担当教員 皆川 宏之
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW646J		

### <授業の目的と概要>

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

### <学修の到達目標>

判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について、問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回の授業内容は、以下を予定している。

・労働法総論

- 1 インTRODクシヨ、労働法上の「労働者」／2 労働法上の「使用者」／
- 3 労働法規・労働契約／4 就業規則（1）／5 就業規則（2）／6 労働協約
- 7 労働関係の成立／8 労働者の人格的利益保護
- 9 賃金／10 労働時間（1）／11 労働時間（2）／12 休暇・休業
- 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事（1）－配転、出向・転籍
- 15 人事（2）－昇進・降格、休職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書・教材>①）の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

### <授業時間外学修>

詳細はTKCでまたは授業中に知らせる。

### <教科書および参考書>

教材として、①神吉知郁子ほか『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第10版〕』（有斐閣、2024年3月）、③村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022年）を指定する。参考書として、④荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）を挙げておく。

なお、初めて労働法を学ぶ場合は、水町勇一郎『労働法入門 新版』（岩波書店〔岩波新書〕、2019年）を開講までに読んでおくとい。

### <成績評価方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取組みの状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。

論述能力の涵養の方法として、論述式の定期試験を実施する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches practice and theory of labor and employment law in Japan. It covers the fundamental principles of labour law. The detailed understanding of labor law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務労働法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 皆川 宏之
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW647J		

### <授業の目的と概要>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働関係の展開、労働法の総合的考察について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

### <学修の到達目標>

実務労働法Ⅰに続くテーマについて、①基本概念や重要な法規範（条文および判例法理）を正確に理解し、それらの知識を活用して具体的な事案を検討し、法律上の問題点を指摘しつつ自身の見解を説得的に示すことができる。②授業の後半で扱う総合的考察を通じて、複数のテーマが関わる複雑な問題についても、論点を正確に把握し結論を導くことができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回の授業内容は、以下を予定している。隔週開講なので、開講時に詳細な進行予定を示すこととする。

#### ・雇用関係法

- 1 インTRODクシヨ、懲戒（1）／2 懲戒（2）／3 労働関係の終了1－解雇（1）
- 4 労働関係の終了1－解雇（2）／5 労働関係の終了2－雇止め、辞職、合意解約、定年
- 6 雇用差別／7 非正規雇用

#### ・労使関係法

- 8 労働組合／9 団体交渉／10 団体行動／11 不当労働行為

#### ・労働関係の広がりとは紛争解決

- 12 企業組織の変動
- 13 労働紛争処理

#### ・総合的考察

- 14 融合問題（1）／15 融合問題（2）

各回の授業は、重要判例や複合的な事例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書および参考書>①）の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

### <授業時間外学修>

詳細はTKCでまたは授業中に知らせる。

### <教科書および参考書>

教材として、①神吉知郁子ほか『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第10版〕』（有斐閣、2024年3月）、③村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022年）を指定する。参考書として、④荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）を挙げておく。

### <成績評価方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取り組みの状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。  
論述能力の涵養の方法として、論述式の定期試験を実施する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches practice and theory of labor and employment law based on the class of the first semester. It covers the fundamental principles of labor law. The detailed understanding of labor law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>環境法 I</b>		単位	2	担当教員 北村 喜宣
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW635J		

### <授業の目的と概要>

本講義では、環境法の理念・原則、環境法政策の手法、環境法の行政法的規制の法制度、および、それをめぐる行政訴訟について学習する。環境法として司法試験用論文に収録されている11法のうちの主要法律を中心に検討する。個別法を平板に解説するのではなく、環境法の基本的考え方や手法を踏まえて、当該制度の存在理由、改正による展開の状況、制度運用の実態と改善方向などを議論し、多角的に法制度をとらえることができる能力および個別事案に対する適用能力の育成を目指す。課題として求められるレポートやメモへの対応を通じて、論述能力の涵養にも努める。

### <学修の到達目標>

- ①前半部分で講じられる環境法総論の議論を踏まえて、後半部分で講じられる個別環境法の仕組みを整理することができるようになること。
- ②環境法政策の観点から重要と思われる改正について、「従来の仕組み、運用上の問題点、改正法の内容」という三点セットで理解ができるようになること。
- ③環境影響評価法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、自然公園法の規制の流れがイメージできるようになっていること。
- ④設例問題をみたときに、どこにどのような論点が伏在しているのかを見抜ける力がついていること。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

レジュメのなかにある「Q」を中心にして議論をする。いくつかの「Q」については、課題として簡単なレポートを要求する。受講者数にもよるが、講義形式を基本とするが、頻繁に受講生の発言を求め、ときには行政法の理解も確かめながら進める。

#### 2. 授業予定

15回の講義予定は、以下の通りである。法制度の全体を概説するのではなく、論点をいくつかに絞って、深掘りをした議論をする。

- (1) イントロダクション（環境法の全体像と環境法の学び方） (2) 環境法の基本的考え方  
(3) 環境法の仕組み (4) 環境基本法 (5) 環境影響評価法 (6) 水質汚濁防止法（その1）  
(7) 水質汚濁防止法（その2） (8) 大気汚染防止法 (9) 土壌汚染対策法 (10) 循環基本法+廃棄物処理法（その1） (11) 廃棄物処理法（その2） (12) 廃棄物処理法（その3）  
(13) 自然公園法 (14) 問題演習（その1） (15) 問題演習（その2）

### <授業時間外学修>

授業は、レジュメにあげられる「Q（質問）」の解説を中心に展開される。したがって、予習や復習の際には、この点を中心にして、テキストや法令集を参照しつつ準備してほしい。

### <教科書および参考書>

1. 授業レジュメ（電子データで配布する）
2. 司法試験過去問三点セット（印刷して配布する）
3. 北村喜宣『環境法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）（必携である）
4. 大塚直ほか（編）『十一訂ベーシック環境六法』（第一法規、2024年）（必携である）
5. ★そのほか、中原茂樹『基本行政法〔第3版〕』（日本評論社、2018年）、ポケット六法ク

ラスの法令集を持参されたい。

**<成績評価方法>**

期末試験40%、課題対応50%（作問等、ミニテスト）、授業への参加10%。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

1. 初回講義時には、別途用意するプロフィールシートを完成の上、提出すること。
2. 授業は、前期の月曜日3～4限を7回実施し、残りの1回については、追って連絡する。初回授業は、6月3日（月）である。
3. 提出課題は、授業中間段階で実施する。そのほか、理解確認のためのミニテストを数回予定する。

**< Object and summary of class >**

This course covers fundamental principles and regulatory regimes of environmental law.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>環境法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 大塚 直
配当年次	L2,3	開講学期	前期集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW636J	

#### <授業の目的と概要>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

環境私法を中心とし、重要な環境訴訟について、事案と法理論上の問題点を把握し、自らの結論を理由とともに導くことができる。環境法の理念・原則について環境法全体との関係で理解する。

#### <授業内容・方法と進度予定>

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。具体的な事例分析等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法Basic（第4版）（有斐閣、2023）を通読の上、授業に持参すること。

- 第1回 環境法の理念・原則（1）
- 第2回 環境法の理念・原則（2）
- 第3回 環境政策の手法
- 第4回 環境民事訴訟全般
- 第5回 景観訴訟
- 第6回 騒音訴訟、大気汚染訴訟、環境影響評価訴訟
- 第7回 土壌汚染訴訟
- 第8回 原発損害賠償訴訟（1）
- 第9回 原発損害賠償訴訟（2）
- 第10回 民事差止訴訟（1）
- 第11回 民事差止訴訟（2）
- 第12回 民事差止訴訟（3）、リスク訴訟
- 第13回 廃棄物訴訟（1）
- 第14回 廃棄物訴訟（2）
- 第15回 建設アスベスト訴訟その他

#### <授業時間外学修>

予習に90分、復習に30分かけてください

#### <教科書および参考書>

##### 【教科書】

大塚直・環境法Basic（第4版、有斐閣、2023）

環境法判例百選（第3版）

環境法の判例については一覧表を追加するので、掲示に注意されたい。

（以下、参考文献、参考書）

大塚直・環境法（第4版）（有斐閣、2020）

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室283号以下（2004年4月号～）

取り扱う裁判例等について詳細なスケジュールを追って配布するのでよろしくお願いします。

**<成績評価方法>**

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（レポート60%、平常点40%）。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Environmental Law II and covers the fundamental and thorough principles of Environmental Law II. The detailed understanding of Environmental Law II is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	国際法発展		単位	2	担当教員 西本 健太郎
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW653J		

### <授業の目的と概要>

国際法（国際公法）の全般にわたる講義を行う。国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を身につけた上で、これらを具体的な事案に即して運用することのできる専門的能力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を正確に理解し、特に具体的な事案に即して国際法を解釈・適用できるようになること。

### <授業内容・方法と進度予定>

国際法の全般にわたって基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、各分野の要点について解説を行う。その際に、先例となる判例・事例等を取り上げ、概念・規則の具体的な適用のあり方を検討することを通じて国際法の解釈・適用に関する実践的能力を養う。

教科書及び判例集の関係部分を事前に指定し、予め準備と検討をしてきたことを前提に、適宜質疑応答を取り入れつつ可能な限り双方向型の授業を進める。

#### ○進行予定

- (1) イントロダクション・国際法の法源
- (2) 条約法
- (3) 国家
- (4) 管轄権免除
- (5) 国際社会の空間的秩序（1）
- (6) 国際社会の空間的秩序（2）
- (7) 国際環境法・国際経済法
- (8) 個人・国際人権法
- (9) 国際刑事法
- (10) 国際組織法
- (11) 国際法と国内法の関係
- (12) 国家責任法
- (13) 国際紛争処理
- (14) 武力行使禁止と安全保障
- (15) 武力紛争法と軍縮国際法

なお、事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

### <授業時間外学修>

授業の各回について、教科書及び判例集から予習範囲を指示する。詳細はGoogle Classroomで事前に周知する。

### <教科書および参考書>

岩沢雄司『国際法』（第2版）（東大出版会、2023年）を教科書とする。判例集として森川幸一ほか編『国際法判例百選』（第3版）（有斐閣、2021年）を用いる。また、『国際条約集』（有斐閣）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること（条約集は別のものでもよいが、収録範囲に違いがある）。

### <成績評価方法>

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。平常点は、授業中の質疑応答における発言内容に基づいて評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

本授業科目は司法試験の選択科目である「国際関係法（公法系）」に対応している。授業内容は当該科目を選択する者を想定した水準で進める。国際法（国際公法）は学部レベルでは4～6単位以上の科目として講義されているのが通例であり、本科目はその基礎の上でさらに発展的・実践的な内容も取り扱うものとして位置づけられている。国際法の未修者・既修者を問わず、授業時間外においても相応の学習が必要となるので、受講者はこの点を前提として履修すること。

原則として毎週木曜日10：30～12：00をオフィスアワーとする。

### < Object and summary of class >

Course Aims: This course will provide an overview of international law (public international law) . This course aims to provide an understanding of the basic concepts, rules, and approaches of this field of law, and to allow students to develop professional competence in the application of these concepts, rules and approaches to concrete cases.

Course Objectives: The objectives of this course are for students to acquire an accurate understanding of basic concepts, principles, and approaches of international law, and to develop the capacity to interpret and apply rules of international law in relation to concrete cases.

Course Contents: The course will address essential issues in different areas of international law so that students will be able to acquire fundamental knowledge of international law in a systematic manner. The course will discuss various precedents and consider how particular concepts and rules are applied to specific circumstances in order to foster practical skills in the interpretation and application of international law.

Specific sections of the textbook and casebook will be assigned in advance for each week's class. Classes will be conducted on the basis that students have read and considered the relevant sections in advance. The course will be interactive as much as possible, allowing time for questions and discussions.

The course will proceed in the following order:

1. Introduction, Sources of International law
2. Law of Treaties
3. The State in International Law
4. Jurisdictional Immunities
5. Spatial Ordering of International Society (Part 1)
6. Spatial Ordering of International Society (Part 2)
7. International Environmental Law and International Economic Law
8. The Individual in International Law, International Human Rights Law
9. International Criminal Law
10. The Law of International Organizations
11. International Law and Domestic Law
12. State Responsibility
13. Settlement of International Disputes
14. Prohibition of Use of Force and International Security
15. Law of Armed Conflict and Disarmament

Textbooks and Materials: The following textbook and casebook will be used: 岩沢雄司『国際法』（第2版）（東大出版会、2023年）；森川幸一ほか編『国際法判例百選』（第3版）（有斐閣、2021年）. The following treaty collection will be referred to in each class: 『国際条約集』

(有斐閣) .

Grading: Grading will be based on term-end examination (90%) and class participation and engagement (10%) . Class participation and engagement will be evaluated based on students' responses to the discussions in class. The evaluation will take into account the Course Objectives as identified above.

Others: This course corresponds to the optional subject “international law (public) ” for the bar examination.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	国際法発展演習		単位	2	担当教員 西本 健太郎
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW654J		

#### <授業の目的と概要>

本演習では、国際裁判所の判決を取り上げ、当該判決においてどのように国際法が解釈・適用されているのかについて詳しく検討する。国際法に関する基礎的な知識は一定程度有していることを前提とした上で、具体的な事案に即して国際法の問題及び規則を運用する能力を向上させることを目的とする。

#### <学修の到達目標>

国際裁判所における具体的な事件に即して、そこでの国際法の解釈・適用のあり方に関する十分な理解を得ること。また、先例となる判決の意義と限界に関する十分な理解を前提として、関連する具体的な事案に対して説得力ある法的主張を組み立てることができるようになること。

#### <授業内容・方法と進度予定>

国際司法裁判所等の国際裁判所の判決を取り上げ、そこでの当事国の主張及びこれに対する裁判所の論理を整理・分析することを通じて、問題となった国際法上の論点についての専門的理解を深める。また、関連する具体的な仮想事例について、判決の内容からどのような議論を組み立てることができるかを検討する。

国際裁判所の判決については、1つの判決が複数の論点について重要な先例となっている場合も少なくないが、既存の教材では編集上・学習上の便宜のために論点ごとの整理がなされている場合が多い。これに対して、本演習では1つの判決を全体として取り上げることで、当事国間で問題となった紛争の全体像との関係において判決を捉えることができるようにする。

近年では国際司法裁判所をはじめとする国際裁判所に多数の事件が係属しており、重要な先例性を持つ判決が登場するペースが日本語の教科書・判例集が改訂されるペースを上回っていることから、取り上げる判決は最近の国際司法裁判所の判決とし、原文（英文）を読解する。

授業では、全15回で1～数件の判決を取り上げる。各回について報告者を指定した上で、受講者全員が各自検討してきたことを前提に、報告者による報告と質疑応答・討論を通じて各判決を読み解く。ただし、受講者が極めて少数であるなど、上記の方法によりがたい場合には、授業方法を変更する場合がある。

なお、期末のレポート試験とそれに対するフィードバックを通じて、法曹として必要とされる論述能力の涵養を図る。

#### <授業時間外学修>

事前に検討対象となる判例を詳細に検討しておくことが前提になるので、授業初回に各回の検討範囲を具体的に指示する。

#### <教科書および参考書>

国際司法裁判所のウェブサイト (<http://www.icj-cij.org/>) 等により各自入手するものとする。

#### <成績評価方法>

授業中の報告を基にした平常点（40%）、質疑応答の状況を基にした平常点（10%）及び期末のレポート試験（50%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

本演習の受講者は、前期開講の「国際法発展」を受講していることが望ましい。判決は原文を読解することから、基礎的な英語力が必要となる。

### < Object and summary of class >

**Course Aims:** This course will take up a judgment/award of an international court/tribunal and consider in detail how international law is interpreted and applied in that judgment/award. Based on a certain level of basic knowledge of international law, the course aims to enhance students' capacities in using concepts and rules of international law with respect to specific facts and circumstances.

**Course Objectives:** The objective of this course is for participants to acquire knowledge about how international law is interpreted and applied in specific cases before international courts and tribunals. A further objective is to develop the capacity of participants in crafting persuasive legal arguments in relation to specific cases based on a deep understanding of the significance and limits of a particular judgment as a precedent.

**Course Contents:** Judgments/awards of international courts/tribunals will be selected for discussion. The arguments of the parties and the decision of the court/tribunal will be examined in detail in order to acquire a deeper understanding of a particular issue of international law. Moreover, legal arguments that could be made based on the judgment/award will be considered in relation to similar hypothetical cases.

It is often the case that a judgment/award of an international court/tribunal serves as an important precedent in several different contexts. On the other hand, casebooks and other learning materials often organize judgments and awards under topic-based headings. By taking up a judgment/award as a whole, this course will allow participants to understand a judgment/award in the context of the entire dispute between the parties.

In recent years, there is a large number of pending cases before international courts and tribunals, such as the International Court of Justice (ICJ). The pace in which international courts/tribunals create important precedents may be considered as higher than of updates to Japanese textbooks and casebooks. For this reason, a recent judgment of the ICJ will be selected for discussion, and the discussion will be based on the original text in English.

One or a few cases will be taken up for discussion in 15 classes. For each class, a participant will be assigned to report on a specific part of a judgment/award. Based on the premise that all other participants have also read the relevant part of the judgment/award in advance, the judgment/award will be considered through discussions. This plan, however, is subject to change depending on the number of participants.

**Textbooks and Materials:** Materials are to be downloaded from the websites of international courts or tribunals.

**Grading:** Grading will be based on the quality of the presentation in class (40%), participation in discussions (10%), and term-end paper (50%). The evaluation will take into account the Course Objectives as identified above.

**Others:** Participants for this course are advised to take 国際法発展 (summer semester). Basic abilities in English is required, as the original text of judgments will be used in this course.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	実務国際私法Ⅰ		単位	2	担当教員 井上 泰人
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW655J		

### <授業の目的と概要>

本授業は、国際的な私法上の法律関係の規律に関して、受講者が自らその分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

国際的な私法上の法律関係をめぐる具体的な事案に対し、狭義の国際私法（準拠法選択規則）を適用することで、いずれの実体法（準拠法）を指定し、いかなる規律を与えるかについて、自らの言葉で説明・議論することができることを目標とする。なお、広義の国際私法に含まれる国際民事手続法や国際取引法については、実務国際私法Ⅱで取り扱う。

### <授業内容・方法と進度予定>

実務国際私法Ⅰでは、狭義の国際私法（準拠法選択規則）の適用方法及び解釈を学ぶことで、国際的な私法上の法律関係を、世界中のいずれの実体法（日本法を含む。）により規律するのかを検討する。授業方法は、講義形式を基本としつつ、適宜受講者との質疑応答も行う。また、事前に提出された事例問題に対する解答案（レポート）、解答案に対する添削及びこれを踏まえた質疑応答による問題演習（第15回）を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりの予定とする。

- 1 総論（1）法律関係の性質決定
- 2 総論（2）：連結点
- 3 総論（3）：準拠法の指定
- 4 総論（4）：外国法の適用
- 5 総論（5）：国際私法と公法
- 6 各論（1）：婚姻関係①
- 7 各論（2）：婚姻関係②
- 8 各論（3）：親子関係
- 9 各論（4）：自然人と相続
- 10 各論（5）：法律行為①
- 11 各論（6）：法律行為②
- 12 各論（7）：法定債権
- 13 各論（8）：物権及び知的財産権
- 14 各論（9）：多数当事者間の債権関係
- 15 総合：問題演習

### <授業時間外学修>

初回授業も含めて、各授業の予習資料をあらかじめGoogle Classroomにて配付するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

### <教科書および参考書>

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第8版）』（有斐閣、2018年）
  - ・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2021年）
- その他の参考書については、授業の進行過程で適宜紹介する。

### <成績評価方法>

第15回で実施する問題演習の事例問題を適宜の時期に公開するので、受講生は、当該事例問題について締切りまでに解答案（レポート）を作成・提出することになるが、この解答案

(20%)に加えて期末試験(80%)により成績を評価する。なお、成績評価に際しては前記学修の到達目標が指標の1つとなる

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course aims at understanding the fundamental principles and the practical application of Japanese rules on conflict of laws. The course covers mainly the interpretation of the rules as well as the analysis of cases with international elements, such as divorces and transactions over national boundaries. The students are expected to learn how to determine the applicable law and give solutions to such cases properly.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務国際私法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 井上 泰人
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW656J		

### <授業の目的と概要>

本授業は、国際的な要素を含む紛争解決手続及び取引の規律に関して、受講者が自らその分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

広義の国際私法のうち国際民事手続法及び国際取引法の基本を理解し、国際的な要素を含む紛争解決手続及び取引について生じる具体的な諸問題に対していかなる解決を与えるかについて、自らの言葉で説明・議論することができることを目標とする。なお、狭義の国際私法（準拠法選択規則）の適用については、実務国際私法Ⅰで取り扱う。

### <授業内容・方法と進度予定>

実務国際私法Ⅱでは、国際的な要素があるために生じる紛争解決手続及び取引における諸問題について、いかなる規律が与えられているかを検討する。授業方法は、講義形式を基本としつつ、適宜受講者との質疑応答も行う。また、事前に提出された事例問題に対する解答（レポート）、解答案に対する添削及びこれを踏まえた質疑応答による問題演習（第15回）を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりの予定とする。

- 1 基礎：国際民事手続法の全体像
- 2 国際民事手続法（1）：民事訴訟の国際裁判管轄①
- 3 国際民事手続法（2）：民事訴訟の国際裁判管轄②
- 4 国際民事手続法（3）：民事訴訟の国際裁判管轄③
- 5 国際民事手続法（4）：人事訴訟及び家事事件手続の国際裁判管轄並びにハーグ子奪取条約
- 6 国際民事手続法（5）：民事裁判権免除
- 7 国際民事手続法（6）：審理手続上の諸問題
- 8 国際民事手続法（7）：外国判決の承認及び執行①
- 9 国際民事手続法（8）：外国判決の承認及び執行②
- 10 国際民事手続法（9）：訴訟物と国際訴訟競合
- 11 国際民事手続法（10）：国際民事保全及び国際仲裁
- 12 国際取引法（1）：国際取引法の全体像及び国際物品売買
- 13 国際取引法（2）：国際物品運送
- 14 国際取引法（3）：国際決済
- 15 総合：問題演習

### <授業時間外学修>

初回授業を含めて、授業の予習資料をあらかじめGoogle Classroomにて配付するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

### <教科書および参考書>

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第8版）』（有斐閣、2018年）
  - ・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2021年）
- 国際取引法の教材を含むその他の参考書については、授業の進行過程で適宜紹介する。

### <成績評価方法>

第15回で実施する問題演習の事例問題を適宜の時期に公開するので、受講生は、当該事例

問題について締切りまでに解答案（レポート）を作成・提出することになるが、この解答案（20%）に加えて期末試験（80%）により成績を評価する。なお、成績評価に際しては前記学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course covers (i) Japanese rules on international civil procedure and (ii) international trade law rules relevant to Japan and aims at understanding the fundamental principles and their practical application. The students are expected to learn how to give proper solutions to problems taking place in civil procedure and trade with international elements.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>医事法</b>		単位	2	担当教員 米村 滋人
配当年次	L2,3	開講学期	前期集中	週間授業回数	-
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW653J		

### <授業の目的と概要>

医事法は、医療に関するさまざまな法律問題に加え、胚、死体、ヒト由来組織・臓器の法的地位、医薬品・医療機器の規制、さらには種々の医学・生命科学研究の法規制の問題など、きわめて広い範囲にわたる問題を扱う法領域である。これらの問題の検討には、民刑事法・行政法などの一般的な知識を前提に、医療実務、法律実務、さらに医療政策や生命倫理なども考慮した複合的な問題解決能力が必要となる。本講義では、一般的な医事法の解釈問題につき解説を行うのみならず、医療・医学研究の実態や近時の動向を盛り込みつつ、現実が発生している法的問題を扱うことで、民刑事法・行政法を応用しつつ現代的問題の解決を導く能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割についての理解を深めることを目的とする。

### <学修の到達目標>

- ・医療に関する法律問題の概要を正確に理解することができる。
- ・個別制度の背景や趣旨を踏まえつつ、公私法の一般法規範を適用し適切な解決を導くことができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回のテーマは、次のものを予定しているが、担当者の都合で順序・内容が変わる場合がある。

- 1 序論・医事法の概要
- 2 医事法制1：医療従事者法
- 3 医事法制2：医療機関法・医療制度・医業類似行為に関する問題
- 4 医療過誤法1：医療契約
- 5 医療過誤法2：医師の注意義務（医療水準論、説明義務、守秘義務等）
- 6 医療過誤法3：被侵害利益（自己決定権・可能性侵害等）、医療安全・医療事故調査
- 7 医療過誤法4：医療過誤訴訟実務
- 8 終末期医療：安楽死・尊厳死、治療中止等
- 9 脳死・臓器移植
- 10 生殖補助医療
- 11 精神医療・感染症医療・再生医療
- 12 ヒト由来組織・死体の法的地位
- 13 医薬品・医療機器の規制：医薬品医療機器法の規制、治験規制、副作用被害救済など
- 14 医学研究規制1：医学研究規制総論
- 15 医学研究規制2：臨床研究・疫学研究規制、ゲノム研究規制、研究と個人情報保護

### <授業時間外学修>

医事法領域は専門技術的知識が多く、授業時間だけでは理解が難しいことに加え、本講義は集中講義であり授業期間中に予習をするのはほぼ不可能と思われるため、授業期間開始前に、以下の教科書を通読しておくことが望ましい。その他の予習資料等は開講直前の時期に指示・配布する。

### <教科書および参考書>

教科書として、米村滋人『医事法講義〔第2版〕』（日本評論社、2023）、甲斐克則＝手嶋豊編・医事法判例百選〔第3版〕（有斐閣、2022）を指定する。

参考書として、手嶋豊『医事法入門〔第6版〕』（有斐閣、2022）、加藤良夫編著『実務医事法〔第2版〕』（民事法研究会、2014）、樋口範雄『医療と法を考える』（有斐閣、2007）、同『続・医療と法を考える』（有斐閣、2008）を挙げる。特に興味がある受講者はこれらにも目を通すと良い。

**<成績評価方法>**

成績評価は、講義への取り組み及び最終試験の総合評価による（最終試験80%、平常点20%）。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

本講義は隔年開講であり、2025年度は開講しない予定である。

**< Object and summary of class >**

This course teaches medical law and covers the fundamental and thorough principles of medical law. The detailed understanding of medical law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	金融商品取引法		単位	2	担当教員 脇田将典
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW639J		

### <授業の目的と概要>

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解し、企業法務において金融商品取引法を道具として使いこなすための基礎的な力を養うことを目的とする。

### <学修の到達目標>

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解する。  
重要な制度や規制について、典型的な事例に基本条文を適用して分析できるようにする。

### <授業内容・方法と進度予定>

現代経済において、金融商品市場ないし証券市場は、企業が必要な資金を調達する場として、また国民がその余剰資産を運用する場として、欠くことのできない機能を果たしている。金融商品取引法は、金融商品市場や金融商品取引の枠組みを定め、情報開示制度や取引の公正さを確保する諸制度を通じて、効率的な資源配分および投資者の保護を達成しようとする法であり、自由で透明性が高く国際化にも対応した金融商品市場の形成が強く求められる中で、ますますその重要性を高めつつある。公開会社に対する法規制の全体像を捉えるためには、会社法だけでなく金融商品取引法にも眼を向けなければならない。

金融商品取引法は、条文の数が多く複雑で技術的な部分も少なくない法律であるが、この授業では、金融商品取引法の基本的な構造と考え方を学んでいく。進行予定は以下のとおり。

1. イントロダクションー金商法と会社法
2. 企業内容の開示規制 (1)
3. 企業内容の開示規制 (2)
4. 企業内容の開示規制 (3)
5. 公開買付規制 (1)
6. 公開開津規制 (2)、大量保有報告規制
7. 委任状勧誘規制
8. インサイダー取引規制 (1)
9. インサイダー取引規制 (2)
10. 相場操縦の規制
11. 金融商品取引業者の規制
12. 金融商品取引業者の規制
13. 金商法における有価証券、デリバティブ取引
14. 投資信託・集団投資スキーム
15. 金融商品取引法に関する近時の課題

### <授業時間外学修>

予習・復習課題は、Google Classroomにアップロードする。

### <教科書および参考書>

・教科書

近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法 (第5版)』(弘文堂、2022)

・参考書

神田秀樹ほか編『金融商品取引法判例百選』(有斐閣、2013)

黒沼悦郎『金融商品取引法 (第2版)』(有斐閣、2020)

飯田秀総『金融商品取引法』(新世社、2023)

**<成績評価方法>**

学期末に課す筆記試験の結果（70％程度）に、学期中の質議応答による平常点（30％程度）を勘案して、評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

金融商品取引法を履修するには、会社法の理解が前提となる。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Securities Regulation and covers the fundamental and thorough principles of Securities Regulation. The detailed understanding of Securities Regulation is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	企業法務演習		単位	2	担当教員 丸茂 彰
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW642J		

#### <授業の目的と概要>

M&Aを中心に、M&Aの目的・手法、その周辺諸問題を含めて、仮想事例及び実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての視点で目標達成の手法、関連する問題解決の選択肢を見出し、その得失の比較等を行う実務能力を養うことをめざす。また、随時、M&Aを理解するために必要なファイナンス理論やM&Aに伴う資金調達についても概観し、幅広い視点でM&Aを分析する能力を身につけることもめざす。

#### <学修の到達目標>

M&Aの実務の流れを把握し、各段階で留意すべき法的問題点を把握するとともに、契約書等の作成に際しても、その目的を把握しつつ法的問題点を見出し、当事者視点での解決策を提示し、相手方と交渉することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

原則として、担当教員からM&Aの法務等に関する解説を各講義の前半に行うが、後半は仮想事例及び近時に公表または報道された実際の事案を検討する。実際の事案については、会社法(M&A)分野の取引事例を中心に取り上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、各講義の最初に、担当教員からM&Aを理解するために必要なM&A法務の他、ファイナンス理論、M&Aに伴う資金調達の実務等について解説を行う。それに引き続き行われる仮想事例及び事案の検討については、まず、担当教員により事前に検討対象たる仮想事例における分担及び実際の事案が指定される。事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジュメを作成・配布し、講義当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進める。

初回はイントロダクションとし、担当教員から以後の検討の基礎としてM&Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い、各回の前半に行われる担当教員による講義に引き続き、報告者の報告を中心に検討対象たる仮想事例及び事案の検討を行う。

#### <授業時間外学修>

必要に応じ授業において指示する。

#### <教科書および参考書>

適宜、追って指定する。

#### <成績評価方法>

報告者としての報告内容(おおよそ50%)および討論への参加状況(おおよそ50%)を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法、労働法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Seminar on Business Planning and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Business Planning The detailed understanding of Seminar on Business Planning is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>民事執行・保全法</b>		単位	2	担当教員 今津 綾子
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW643J		

#### <授業の目的と概要>

民事執行および民事保全の手続についての基本的な知識を得る。

#### <学修の到達目標>

1. 民事執行および民事保全の手続に妥当する基本的な要請を踏まえ、それぞれの手続の概要を理解する。
2. 上記1に加え、民事実体法および判決手続に関する知識を再確認しながら、私人の権利を強制的に実現するまでの過程を体系的に理解する。

#### <授業内容・方法と進度予定>

1. 授業内容  
民事執行法および民事保全法の解釈を中心とし、適宜判例にも触れる。
2. 授業方法  
講義形式による。
3. 予定
  - 第1回 民事執行・保全法総論
  - 第2回 強制執行総論：債務名義
  - 第3回 強制執行総論：執行文
  - 第4回 強制執行総論：違法執行に対する救済
  - 第5回 強制執行総論：不当執行に対する救済
  - 第6回 強制執行各論：不動産執行①
  - 第7回 強制執行各論：不動産執行②
  - 第8回 強制執行各論：不動産執行③
  - 第9回 強制執行各論：動産執行
  - 第10回 強制執行各論：権利執行
  - 第11回 強制執行各論：非金銭執行
  - 第12回 強制執行各論：担保権の実行①
  - 第13回 強制執行各論：担保権の実行②
  - 第14回 民事保全総論
  - 第15回 民事保全各論

#### <授業時間外学修>

詳細は授業中に指示します。

#### <教科書および参考書>

授業は、配布するレジュメに沿って進める。

必要に応じて、以下の教科書等を参照すること。

- ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法 [第6版]』(有斐閣アルマ、2020)
- ・上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選 [第3版]』(有斐閣、2020)
- ・中野貞一郎＝下村正明『民事執行法 [改訂版]』(青林書院、2021)

#### <成績評価方法>

期末試験 (80%) および平常点 (20%) による。

(平常点評価のため、小テストを実施する予定です。)

評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の一つとなる。

<その他>

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Enforcement and Provisional Remedies and covers the fundamental and thorough principles of Civil Enforcement and Provisional Remedies. The detailed understanding of Civil Enforcement and Provisional Remedies is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>社会保障法</b>		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW648J		

### <授業の目的と概要>

本授業では、少子高齢化の進展や働き方の変容などに伴い、制度のあり方や法解釈が重要な課題となっている社会保障法について、各法制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、実務家として必要となる社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、生活上のニーズを抱える具体的な個人を想定しながら、各法制度を横断的に捉える視点を養い、各個人にいかなる法制度が適用されるのかを、制度相互の関係にかかわる法解釈に照らして、正確に分析できる能力を備えることを目的とする。

### <学修の到達目標>

社会保障制度の仕組み及び制度のすみ分けを、根拠法令にあたりながら正確に把握し、具体的事案に適用することができる。社会保障制度をめぐる基本的な法的論点の所在を理解し、それに関連する判例や学説を参照しながら解釈論を展開することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

1. 授業内容：本授業では、社会保障法初学者も受講者に含まれていることを前提に、まず各社会保障制度の概要を根拠法令に基づきながら講義する。そのうえで、制度に関する基本的理解を前提に、具体的個人を想定しながら、制度のすみ分けにかかる規範を確認するとともに、社会保障法制を理解する上で特に重要と思われる基本的な法律問題について検討する。

2. 授業方法：制度の概要については授業においても解説するが、教科書・参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討や個別事例の分析については、事前配布するレジュメ及びそこで指定された資料（主に、『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）に掲載されている裁判例）を予習してきたことを前提に、受講者間、受講者・教員間での議論・質疑応答も踏まえながら授業を進める。

### 3. 予定

- 第1回 ガイダンス・社会保障法の概観、生活保護制度①（保護の要件等）
- 第2回 生活保護制度②（保護の基準、保護の実施等）
- 第3回 生活保護制度③（被保護者の権利義務、救済手段等）、生活困窮者自立支援制度
- 第4回 公的年金保険制度①（年金受給権の発生・保護・時効等）
- 第5回 公的年金保険制度②（年金水準の引下げ、離婚時の年金分割等）
- 第6回 公的年金保険制度③（遺族年金の男女差等）、企業年金制度の概要
- 第7回 公的医療保険制度①（医療保険に係る当事者の法的関係等）
- 第8回 公的医療保険制度②（外国人と国保、後期高齢者医療制度等）
- 第9回 労災保険制度①（業務災害等）
- 第10回 労災保険制度②（通勤災害等）、雇用保険制度の概要
- 第11回 介護保険制度①（「契約方式」の意義等）
- 第12回 介護保険制度②（要介護・要支援認定等）
- 第13回 障害者福祉制度の概要
- 第14回 保育所制度の概要、児童手当制度の概要
- 第15回 制度横断的問題、第三者行為災害等

※なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

### <授業時間外学修>

次回授業の範囲について、レジュメと教科書・参考書に基づき制度の概要を理解しておくことも

に、レジюмеに示されている裁判例（特に百選掲載裁判例）を予習しておくこと。授業後は、再度レジюме等を参考に授業の復習を行い、条文に基づいて制度を理解できているかを確認するとともに、授業で取りあげられた法的問題について判例・学説の議論を整理する。

#### <教科書および参考書>

##### 1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法（『ミネルヴァ社会福祉六法2024』（ミネルヴァ書房、2024年発売予定）など）

##### 2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第8版〕』（有斐閣、2023年）

笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子『社会保障法』（有斐閣、2018年）

西村健一郎『社会保障法入門〔第3版〕』（有斐閣、2017年）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）

岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）等

#### <成績評価方法>

期末試験（90%）及び平常点（10%）により評価する。

平常点の評価のため、授業の途中で課題を課す予定である。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

質問は適宜、授業後に受け付ける。

本授業は公共政策大学院との合併により開講する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Social Security Law and covers the fundamental and thorough principles of Social Security Law. The detailed understanding of Social Security Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>社会保障法発展演習</b>		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW649J	

### <授業の目的と概要>

本演習では、社会保障法に関する裁判例を取り上げ、関係する社会保障制度の仕組みを確認するとともに、従来の裁判例や行政解釈等を広く調査しながら、社会保障法に関わる法規範の解釈能力を涵養し、立法論・政策論も踏まえながら、実社会における社会保障法の機能・課題について問題意識を培うことを目的とする。

### <学修の到達目標>

具体的な社会保障法に関する裁判例を素材に、関係する法令・行政規則等を理解し、過去の裁判例等にも照らしながら、法令の解釈のあり方を論じることができる。また、裁判例に沿って具体的な事案を知ること、社会保障制度に関して実際に生じる多様な法的紛争を理解するとともに、現行法の課題について、立法論も視野にいれながら、分析することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

本演習は、社会保障法についての裁判例を各回につき原則1つ取り上げ、報告者による報告に基づき、受講者間、受講者・教員間で質疑応答・議論を行う方法により、社会保障法令の仕組みと解釈のあり方を知り、現在の法制度の課題及び立法的解決を検討する。

第1回にて本演習に関するガイダンスを行い、第2回には法情報等の検索の方法及び近年の社会保障法制の動きについて取り上げる。第3回以降は、裁判例を素材に議論・検討を行う。

授業においては、関連裁判例や法令等を検索するため、パソコン、タブレット等を持参することが望ましい。

第1回 ガイダンス（担当者決定等）

第2回 社会保障法情報等の検索、近年の社会保障法制の動き

第3回 外国人と社会保障

第4回 生活保護と国保

第5回 社会保険と被扶養者

第6回 給付水準の引下げ①

第7回 給付水準の引下げ②

第8回 社会保障給付と損害賠償①

第9回 社会保障給付と損害賠償②

第10回 介護保険と障害者総合支援制度の調整

第11回 労災保険における業務起因性

第12回 労災保険のメリット制と事業主の原告適格

第13回 窓口の説明義務違反と救済

第14回 貧困ビジネスに対する救済

第15回 社会福祉サービス提供者の権利義務

※裁判例の動向等により、第3～15回のテーマや順番は変更する場合がある。

### <授業時間外学修>

取り上げる裁判例を各自予習しておくこと。授業後は、報告者のレジュメ等を参考に授業の復習を行い、授業で取りあげられた法的問題について判例・学説の議論を整理する。詳細は、Google Classroom又は授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

対象裁判例は、授業中に案内する。

## 1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法（『ミネルヴァ社会福祉六法2024』（ミネルヴァ書房、2024年発売予定）など）

## 2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第8版〕』（有斐閣、2023年）  
笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子『社会保障法』（有斐閣、2018年）  
西村健一郎『社会保障法入門〔第3版〕』（有斐閣、2017年）  
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）  
岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）等

### <成績評価方法>

第3～15回で取り上げたテーマに関するレポート（70%）及び平常点（報告、討論参加状況）（30%）により評価する。

なお、成績評価に関しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

質問は適宜、授業後に受け付ける。

本演習の受講者は、「社会保障法」を履修していることが望ましいが、必須ではない。

### < Object and summary of class >

This course teaches Social Security Law and covers the actual issues of Social Security Law. The detailed understanding of Social Security Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	実務知的財産法		単位	2	担当教員 蘆立 順美 松岡 徹
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW652J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、知的財産法の全体像及びそれらの関係を理解するため、同法分野に属する諸法について、法制度や重要概念に関する基礎的知識を修得することを目的とする。特に、実務において重要性の高い事項を中心に取り上げ、具体的事例や各法制度の関係にも言及しながら、法的助言や紛争解決の前提として必要となる知識、及び、法的思考力等の修得を目指す。

### <学修の到達目標>

知的財産法に属する諸法について、各法の基本構造や基本概念を正確に理解し、同法が関連する典型的な事案について、適用される法律や問題の所在を整理し、結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### I. 授業方法

授業は、指定された文献等を素材として、基本的概念の確認や予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、予習課題を検討した上で授業に参加することが要求される。

#### II. 授業の内容と順序

1. 知的財産法の全体像
2. 特許法の基礎
  - (1) 権利取得の手続
  - (2) 権利帰属
  - (3) 権利の内容
  - (4) 権利の制限
3. 意匠法の基礎
4. 著作権法の基礎
  - (1) 著作物
  - (2) 著作権・著作者人格権の帰属
  - (3) 著作権・著作者人格権の内容
  - (4) 権利の活用や権利行使
5. 不正競争防止法の基礎
  - (1) 商品等表示の保護
  - (2) 営業秘密の保護・その他の不正競争
6. 商標法の基礎
  - (1) 権利取得の手続
  - (2) 権利の内容と制限
7. 知的財産法各法の交錯領域、知的財産法分野における法改正の動向

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にTKCに掲示するので、指定された内容を予習すること。その他、詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書：平嶋竜太＝宮脇正晴＝蘆立順美『入門 知的財産法〔第3版〕』有斐閣2023  
 参考文献については、適宜、授業において紹介する。  
 なお、知的財産法に属する諸法の最新の条文を各自準備し、授業に持参すること。

### <成績評価方法>

筆記試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

司法試験対応科目ではないため、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱを履修していることは要求しない。

また、司法試験受験科目として「知的財産法」を選択することを予定している者が履修することも可能（ただし、受験科目として選択することを考えている者は、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法発展Ⅰ」又は/及び「知的財産法発展Ⅱ」を履修すること）。

研究大学院科目と合併開講。

なお、本科目は、令和7年度以降は開講しないので、注意すること。

### < Object and summary of class >

This course teaches intellectual property law and covers the fundamental and thorough principles of intellectual property law. The detailed understanding of intellectual property law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>多様性社会と法演習</b>		単位	2	担当教員 久保野 恵美子 今津 綾子 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW657J		

#### <授業の目的と概要>

現代社会は、抽象化一般化された個人像に基づき、個人が平等に尊重され、権利を保障される制度を達成したが、他方では、ジェンダー、年齢、心身の状況、人種等において多様性をもった人間が参加する政治や社会の関心の現実との関係で、差別、排除、過介入等の問題を生じさせている。本演習では、以上のような状況をふまえて解決を迫られる種々の問題や関連する判例等を検討し、議論することで、法曹実務家や政策立案者として必要となる社会の多様性に対する問題意識を養い、又は法学研究における人間像の深化を図ることを目的とする。

#### <学修の到達目標>

現代社会が抱える様々な局面における多様性に関し、法学が抱える理論的課題を把握し、その包括的理解を得ることで、伝統的な法学では見えてこなかった問題群への視座を提示することができる。また、多様性に関わる現代社会の諸問題について、理論及び実務の両方の観点を有し、実践的に取り組むことのできる法律及び政策の専門職たるべき基礎的な能力を備える。

#### <授業内容・方法と進度予定>

第1回にて本演習に関するガイダンスを行った上で、第2回以降は本演習のテーマに関する理論的問題に関するトピック、具体的法制度、裁判例を取り上げる。各回では受講者の中から担当者を決めて報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行う方法により、多様性ある社会における法学の意義と課題を明らかにしていく。

- 第1回 ガイダンス（分担決定等）
- 第2回 多様性社会における実務
- 第3回 ジェンダーと法（1）-総論
- 第4回 ジェンダーと法（2）-法における性別
- 第5回 ジェンダーと法（3）-マタニティ・ハラスメント
- 第6回 ジェンダーと法（4）-男女平等と社会保障
- 第7回 ジェンダーと法（5）-離死別と社会保障
- 第8回 配偶者と法（1）-「配偶者」概念の多様性
- 第9回 配偶者と法（2）-夫婦の財産関係
- 第10回 多様な働き方と法-正規・非正規間の格差
- 第11回 子どもと法（1）-子の監護をめぐる争い
- 第12回 子どもと法（2）-児童保護・児童虐待防止
- 第13回 障害と法（1）-IT化と社会的弱者
- 第14回 障害と法（2）-損害賠償における逸失利益の算定
- 第15回 総括

※なお、各回の内容・順番は変更する場合がある。また、外部講師が担当する回がある。

#### <授業時間外学修>

詳細は、Google Classroom上または授業中に指示する。  
クラスコード：14cksj7

#### <教科書および参考書>

##### <教科書・教材>

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜授業中に案内する。

<参考書等>

辻村みよ子『憲法と家族』信山社（2022年）、同『〔概説〕ジェンダーと法〔第2版〕』信山社（2016年）、菊池馨実・中川純・川島聡編著『障害法』成文堂（2015年）、第一東京弁護士会『子どものための法律相談』青林書院（2022年）。

<成績評価方法>

第2～15回で取り上げたテーマに関わるレポート（70%）及び平常点（報告・討論参加状況）（30%）により評価する。

<その他>

- ・受講希望者が24名を超える場合には、選抜を行う予定である。
- ・本授業は公共政策大学院・研究大学院との合併により開講する。
- ・令和2年度以前入学者及び令和3年度法学既修入学者の学生も本演習を履修することができますが、修得した単位は、旧科目名（「子どもと法演習」「ジェンダーと法演習」）のどちらかに単位読替となります。なお、令和3年度までに「子どもと法演習」「ジェンダーと法演習」の両方の単位を修得した場合には、本演習は履修できません。

< Object and summary of class >

This course teaches Law and Diversity, and covers the fundamental and thorough principles of Law and Diversity.

The detailed understanding of Law and Diversity is desirable to be a policy-maker of a national or local government.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科		実務・実践的授業		—
授業科目	リサーチペーパー		単位	2	担当教員 指導教員
配当年次	L3	開講学期	通年	週間授業回数	隔週2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW659J		

#### <授業の目的と概要>

この授業は、第2年次までに会得した法律学に関する知識を基礎に、より学術的な視点から法的課題を分析する能力の向上を図ることを目的とする。学生は、担当教員と適宜相談しながら、研究課題を設定し、所要の調査を行った上で、それらに基づく分析を提示するリサーチペーパーを作成する。

#### <学修の到達目標>

学術的研究の遂行に必要となる、以下の基礎的な能力を備えることを目指す。①学術的に探究する相応しい課題を設定した上で、法制度の沿革、関連する過去の裁判例や先行研究等を調査する能力、②調査により収集した資料を分析してリサーチペーパーとしてまとめ上げる能力。

#### <授業内容・方法と進度予定>

担当教員による個別的な指導を通じて、課題を選択し、法制度の沿革、関連する過去の裁判例や先行研究等を調査したうえで、当該課題に関する基礎的な研究をまとめたリサーチペーパーを執筆する。

#### <授業時間外学修>

課題の選択、参考文献の収集と分析、リサーチペーパーの執筆に充てられる。

#### <教科書および参考書>

担当教員の指定による。

#### <成績評価方法>

リサーチペーパーの提出期限は、12月下旬から1月上旬とする（詳細は履修者に通知する。）。成績は、提出されたリサーチペーパーの内容を口述試験における質疑応答も踏まえて総合評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

東北大学大学院法学研究科研究大学院における「後継者養成コース（研究者型）」等への進学及び博士論文の執筆を考える学生は、本授業を履修することが強く推奨される。

履修にかかる手続きについては総合履修指導で案内します。

#### < Object and summary of class >

This course is designed for students who will write a research paper on legal issues.

令和6年度「リサーチペーパー」担当教員一覧

担当教員	専攻分野	受け入れ条件等
蘆立教授	知的財産法	将来、知的財産法の研究者となることを希望する者を受け入れる。面接を行ったうえで履修の可否を決定する。
井上(和)教授	刑事訴訟法	将来的に、研究者として、刑事訴訟法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。履修希望者は、事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心(最低2000字以上。詳細であればあるほど望ましい)を提出すること。これに基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決定する。
井上(泰)教授	国際私法	国際私法(国際民事手続法を含む。)専攻の研究者(大学教員)を志望する者を若干名受け入れる。希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。上記レポートと面接により受入れの可否を決定する。
大江教授	行政法	行政法専攻の研究者(大学教員)志望の者を若干名受け入れる。基幹行政法の成績が良好な者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。
奥村教授	憲法 (特に統治機構論)	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。なお、レポートによる選抜を行う場合がある。
樺島教授	法理学 (とくに法律学方法論、現代型訴訟)	法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。
榎橋教授	民法	民法の研究者を志す者を2名まで受け入れる。受講希望者は、①リサーチペーパーの題名と目次、②問題意識を記載したレポート(2000字程度)を作成して提出すること。①、②について面接を実施し、受入れの可否を決める。
久保野教授	民法	将来、何らかの形で民法の研究を行うことを志望する者1名を受け入れる。受講希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。このレポートに基づいて、面接を行ったうえで、受け入れの可否を決定する。
伊永教授	経済法	経済法(独占禁止法)の研究者を志望する方を若干名受け入れる。受講希望者には面接等を行い、問題認識や履修状況等を確認して、受け入れの可否を決定する。
佐々木教授	憲法	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。
嵩 教授	社会保障法	2名を限度とする。社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。希望者は問題意識を記載したレポート(2000～3000字程度)を提出すること。提出されたレポートに基づいて面接を行った上で、受け入れの可否を決定する。
中林教授	憲法 (特に人権)	将来、憲法の研究に従事したいと考える者を受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについての学問的関心をまとめたレポート(A4用紙5枚以内)を提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、その上で、1名を限度として受け入れる。
成瀬教授	刑法	将来研究者として、刑法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。なお、選抜を行う場合がある。
西本教授	国際法	国際法専攻の研究者志望者または国際組織・国際裁判所への就職志望者を若干名受け入れる。希望者は、履修を希望する理由及び具体的な研究テーマに関するレポートを提出すること(A4用紙5枚程度)。提出書類に基づき面接を行い、履修の可否を決定する。
森田教授	民事法(民法・会社法・商法の他、証取法や金融法も含む)、実証分析	将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論(howの部分)よりも理論(whyの部分)に関心を持っている者。人数制限は特にない。
吉永教授	民法	研究者志望の者を若干名受け入れる。(1)平井宜雄『『議論』の構造と『法律論』の性質(1)(2)』ジュリスト919号70頁、920号82頁(1988年)を読んだ感想を500字程度で、かつ、(2)現在関心のあるテーマについて問題意識と研究計画を2000字程度で記述したレポートを提出すること。レポートおよび面接で受入れ可否を決定する。
石川准教授	商法 (会社法・金融商品取引法)	将来的に商法の研究に携わることを希望する者を受け入れる。希望者は、研究したいと考えているテーマとその理由についてまとめた書面(A4用紙3枚以内)を提出すること。面接を行ったうえで、受け入れの可否を決する。
市川准教授	民法	民法専攻の研究者を志望する者を若干名受け入れる。志望者は、2000文字程度の研究計画書を提出すること。当該研究計画書と面接によって、受け入れの可否を決定する。

今津准教授	民事訴訟法	民事訴訟法の研究者になろうと考えている者を、1名を限度に受け入れる。希望者は、関心のあるテーマについてまとめた A4 用紙 2 枚程度のレポートを提出すること。面接のうえ、受入れの可否を決定する。
宇野准教授	民事訴訟法	広義の民事訴訟法の研究者を志望する学生を、1名まで受け入れる。希望者は、問題関心と研究方針（方針については暫定的なもので構わない）を提出すること。履修の可否は、提出された書面と面談によって決する。
岡本准教授	民事訴訟法	将来の志望が確定している必要はないが、民事訴訟法の研究に関心の高い者を有する者を若干名受け入れる。希望者は、関心のあるテーマについてレポートを提出すること（2000 字程度）。面接のうえ、受入れの可否を決定する。
藤原准教授	租税法	租税法およびそれに関連する領域で、希望する研究テーマ及びその理由並びに研究計画を具体的に記して提出してください。租税法の研究者を志望していることを前提とします。1名を限度としますが、必ず受け入れるという趣旨ではありません。
堀澤准教授	行政法	将来行政法の研究を志すものを受け入れる。希望者は、希望する研究テーマ及び研究計画（問題意識や既存の議論状況の整理などの記載があるとよい）を 2000 字程度で作成し提出すること。そのうえで、面接を実施して可否を決する。
脇田准教授	商法	R6 は後期から在外研究予定であるので、受け入れなし。



法 科 大 学 院  
授 業 日 程  
時 間 割 表

# 令和6（2024）年度授業日程

（法科大学院）

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月2日（火）
個別履修指導	4月3日（水）
前期授業	4月8日（月）～7月22日（月） 7月25日（木）～7月29日（月）
前期補講期間	5月2日（木）（月曜日の補講を行う）
TKC 模試、司法試験実施に伴うL3科目補講期間	5月11日（土）※4月17日（水）分・ 5月18日（土）※4月18日（木）分・ 5月25日（土）※4月19日（金）分・ 6月1日（土）※7月10日（水）分・ 6月15日（土）※7月11日（木）分・ 6月29日（土）※7月12日（金）分
試験準備期間	7月23日（火）・7月24日（水）
前期試験期間	7月30日（火）～8月6日（火）
夏季授業	8月7日（水）～8月9日（金） 8月19日（月）～9月30日（月）
夏季休業	8月13日（火）～8月16日（金）
後期授業Ⅰ	10月1日（火）～12月25日（水） ※10月14日（月・祝）は授業を行う。
冬季休業	12月26日（木）～1月3日（金）
後期授業Ⅱ	1月6日（月）～1月20日（月） 1月23日（木）～1月27日（月）
試験準備期間	1月21日（火）・1月22日（水）・1月28日（火）
後期補講期間	1月29日（水）（月曜日の補講を行う）
後期試験期間	1月30日（木）～2月6日（木）

※4月3日（水）：東北大学入学式  
3月25日（火）：東北大学学位記授与式

## 授 業 時 間

第1講時	8：50 ～ 10：20
第2講時	10：40 ～ 12：10
第3講時	13：00 ～ 14：30
第4講時	14：40 ～ 16：10
第5講時	16：20 ～ 17：50
第6講時	18：00 ～ 19：30



令和6年度 東北大学法科大学院時間割表（前期）

【集中講義】  
 模擬裁判（派遣検察官・稗田・相澤）  
 環境法Ⅱ（大塚）・実務租税法（瀧本）・実務労働法Ⅰ（皆川）  
 医事法（米村）・現代アメリカの法と社会（岩田）

		月	教室		火	教室		水	教室		木	教室		金	教室		土	教室
1 8:50 ~ 10:20				L1	民法Ⅱ（吉永）	303												
	L2	行政法（大江）	201A	L2,3	実務国際私法Ⅰ（井上泰）	301	L2,3	実務国際私法Ⅱ（井上泰）	301				L2	基幹刑法（成瀬・派遣検察官）	201A			
	L3	知的財産法発展Ⅰ（蘆立）	301							L3	知的財産法発展Ⅰ（蘆立）	301	L2,3	日本法曹史演習（坂本）	301			
2 10:40 ~ 12:10	L1	民法Ⅰ（榑橋）	303	L1	民法Ⅱ（吉永）	303				L1	民法Ⅲ（久保野）	303						
	L2	基幹民法（榑橋・久保野・吉永）	201A	L2	基幹商法（森田）	201A	L2	基幹刑事訴訟法（井上和）	201A	L2	基幹憲法（中林）	201A	L2	基幹民事訴訟法（今津）	201A			
				L2,3	外国法文献研究Ⅰ（英米法）（井上泰）	301												
3 13:00 ~ 14:30	L2,3	刑事実務演習（派遣検察官）	301	L2,3	法と経済学（森田）（共）	303				L2,3	租税法基礎（藤原）	301	L2,3	刑事実務基礎演習（派遣検察官）	301	L2,3	リーガル・クリニック（赤石）[各月]	301
	L2,3	環境法Ⅰ（北村）（共）	302							L2,3	民事要件事実基礎（派遣裁判官）	201A	L2,3	応用刑法（成瀬、松本）	303			
4 14:40 ~ 16:10	L1	刑法（成瀬）	303	L1	憲法（奥村）	303												
	L2,3	社会保障法（嵩）（共）	301	L2,3	応用商法（得津）	301				L2,3	経済法Ⅰ（伊永）	303				L2,3	リーガル・クリニック（赤石）[各月]	301
	L2,3	環境法Ⅰ（北村）（共）	302										L2,3	応用刑法（成瀬、松本）	303			
5 16:20 ~ 17:50													L1	リーガル・リサーチ（榑島）	303			
	L2,3	倒産法（宇野）	301	L2,3	知的財産法Ⅱ（蘆立）	301	L2,3	国際法発展（西本）[隔週]（共）	301	L2,3	知的財産法Ⅰ（蘆立・松岡）	301	L3	応用刑事訴訟法（井上和）	301	L2,3	リーガル・クリニック（赤石）[各月]	301
	L2,3	金融商品取引法（脇田）	303															
6 18:00 ~ 19:30	L2,3	応用行政法（大江）	302				L2,3	国際法発展（西本）[隔週]（共）	301									
	L2,3	ローヤリングA（実務家教員_弁護士）	303				L2,3	ローヤリングB（実務家教員_弁護士）	303									

…司法試験選択科目対応科目 (共) …公共政策大学院との合同講義

## 令和6年度 東北大学法科大学院時間割表（後期）

		月	教室		火	教室		水	教室		木	教室		金	教室		土	教室
1 8:50 ~ 10:20													L1	民法Ⅳ（池田）	303			
	L2	基幹行政法（大江）	201A	L2	基幹行政法（大江）	201A	L2	基幹民法（榑橋・久保野・吉永）	201A	L2,3	応用民法（吉永）	303	L2	基幹刑法（成瀬・派遣検察官）	201A			
	L3-1	刑事裁判演習（派遣検察官・派遣裁判官・伊藤・北島み）	301							L3-2	刑事裁判演習（派遣検察官・派遣裁判官・伊藤・北島み）	301						
										L2,3	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）（嵩）	416 演						
2 10:40 ~ 12:10	L1	民法Ⅰ（榑橋）	303	L1	商法（石川）	303	L1	刑法（成瀬）	303	L1	商法（石川）	303	L1	刑事訴訟法（大谷）	303			
	L2	基幹商法（森田）	201A				L2	基幹刑事訴訟法（井上和）	201A	L2	基幹民事訴訟法（今津）	201A	L2	基幹民法（榑橋・久保野・吉永）	201A			
	L3-2	刑事裁判演習（派遣検察官・派遣裁判官・伊藤・北島み）	301	L2,3	応用倒産法（宇野）	301				L3-1	刑事裁判演習（派遣検察官・派遣裁判官・伊藤・北島み）	301						
3 13:00 ~ 14:30	L1	民事訴訟法（今津）	303															
	L2,3	社会保障法発展演習（嵩）	301	L2,3	応用民事訴訟法（宇野）	301							L2,3	多様性社会と法演習（久保野・嵩・今津）（共）	303			
	L2,3	経済法Ⅱ（伊永）（共）	201A	L2,3	実務外国法（ローツ）	303				L2,3	民事・行政裁判演習（派遣裁判官）	201A	L2,3	民事法発展演習Ⅱ（畑）	301			
4 14:40 ~ 16:10				L1	憲法（奥村）	303												
				L2,3	応用憲法（佐々木）	301				L2,3	民事執行・保全法（今津）	303	L2,3	実務労働法Ⅱ（皆川）【隔週】（共）	301			
	L2,3	民事・行政裁判演習（派遣裁判官）【隔週】	201A										L2,3	企業法務演習（丸茂）【隔週】	302			
5 16:20 ~ 17:50				L2,3	知的財産法発展Ⅱ（蘆立）	301				L2,3	実務知的財産法（蘆立・松岡）	301	L2,3	実務法理学（榑島）	303			
							L2,3	国際法発展演習（西本）【隔週】	301				L2,3	実務労働法Ⅱ（皆川）【隔週】（共）	301			
							L2-1 L3-1	法曹倫理（赤石・派遣裁判官・派遣検察官）	201A				L2,3	企業法務演習（丸茂）【隔週】	302			
6 18:00 ~ 19:30	L2,3	民事法発展演習Ⅰ（実務家教員・弁護士）	301				L2,3	国際法発展演習（西本）【隔週】	301				L2,3	外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）（榑島）	303			
							L2-2 L3-2	法曹倫理（赤石・派遣裁判官・派遣検察官）	201A									

…司法試験選択科目対応科目 (共) …公共政策大学院との合同講義

※令和6年度入学者から配当年次はL3のみとなる。